

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年3月28日
【事業年度】	第9期(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)
【会社名】	株式会社ポピズ
【英訳名】	Poppins Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長グループCEO 轟 麻衣子
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区広尾五丁目6番6号
【電話番号】	03-6625-2753
【事務連絡者氏名】	取締役専務執行役員CFO 田中 博文
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区広尾五丁目6番6号
【電話番号】	03-6625-2753
【事務連絡者氏名】	取締役専務執行役員CFO 田中 博文
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期
決算年月	2020年12月	2021年12月	2022年12月	2023年12月	2024年12月
売上高 (百万円)	23,045	24,749	26,258	28,893	31,690
経常利益 (百万円)	1,569	1,611	1,357	1,301	1,594
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	1,051	966	824	677	776
包括利益 (百万円)	1,051	966	824	677	776
純資産額 (百万円)	6,758	7,386	7,823	8,116	8,506
総資産額 (百万円)	14,532	13,133	12,549	14,622	16,714
1株当たり純資産額 (円)	696.97	761.68	806.72	834.66	872.65
1株当たり当期純利益 (円)	127.54	99.70	85.05	69.85	79.79
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	123.65	97.18	83.15	68.59	78.63
自己資本比率 (%)	46.5	56.2	62.3	55.5	50.9
自己資本利益率 (%)	24.2	13.7	10.8	8.5	9.3
株価収益率 (倍)	19.2	29.5	18.0	16.7	15.1
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	1,082	1,276	304	771	1,840
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	274	690	1,208	827	598
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	3,256	2,358	1,204	815	933
現金及び現金同等物の期末残高 (百万円)	8,123	6,350	4,240	5,000	8,373
従業員数 (人)	2,826	2,923	3,021	3,217	3,204
(外、平均臨時雇用者数)	(2,581)	(2,524)	(2,467)	(2,483)	(2,506)

(注) 1. 従業員数は就業人員(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。)は、年間の平均人員を()外数で記載しております。

2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第7期の期首から適用しており、第7期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期
決算年月	2020年12月	2021年12月	2022年12月	2023年12月	2024年12月
営業収益 (百万円)	1,715	2,015	2,086	2,109	2,101
経常利益 (百万円)	469	669	728	594	658
当期純利益 (百万円)	361	548	627	555	606
資本金 (百万円)	2,095	2,095	2,095	2,095	2,095
発行済株式総数 (株)	10,177,300	10,177,300	10,177,300	10,177,300	10,177,300
純資産額 (百万円)	5,540	5,749	5,989	6,160	6,380
総資産額 (百万円)	10,149	8,179	7,604	8,977	10,782
1株当たり純資産額 (円)	571.37	592.91	617.66	633.51	654.58
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	35 (-)	40 (-)	40 (-)	40 (-)	40 (-)
1株当たり当期純利益 (円)	43.79	56.54	64.75	57.23	62.35
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益 (円)	42.45	55.11	63.31	56.20	61.44
自己資本比率 (%)	54.6	70.3	78.8	68.6	59.2
自己資本利益率 (%)	10.4	9.7	10.7	9.1	9.7
株価収益率 (倍)	56.0	52.1	23.7	20.4	19.4
配当性向 (%)	79.9	70.7	61.8	69.9	64.2
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	40 (11)	45 (10)	44 (15)	48 (16)	52 (19)
株主総利回り (比較指標：配当込み TOPIX) (%)	- (-)	121.7 (112.7)	65.8 (97.5)	52.4 (128.3)	55.8 (120.5)
最高株価 (円)	2,773	4,960	2,948	2,150	1,684
最低株価 (円)	2,401	2,750	1,482	1,032	944

- (注) 1. 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。)は、年間の平均人員を()外数で記載しております。
2. 第5期の株主総利回り及び比較指標については、2020年12月21日付をもって東京証券取引所に上場したため、記載しておりません。第6期から第9期までの株主総利回り及び比較指標は、第5期末を基準として算定しております。
3. 最高株価及び最低株価は、2020年12月21日より2022年4月3日までは東京証券取引所(市場第一部)、2022年4月4日より2023年10月19日までは東京証券取引所(プライム市場)、2023年10月20日以降は東京証券取引所(スタンダード市場)におけるものであります。
4. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第7期の期首から適用しており、第7期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

2【沿革】

年月	概要
1987年3月	ジャフィサービス株式会社設立
10月	ポピンズ初の事業所内保育所「セコムセンター内託児サービス」開設
1990年4月	E X P O ' 90「国際花と緑の博覧会」会場にて国際博初のイベント託児ルームを企画、運営 芦屋支社 開設
1993年4月	「法人向け在宅保育サービス」を開始し、警視庁、郵政省（現日本郵政株式会社）、大蔵省（現財務省）と法人契約締結
1994年2月	ポピンズ初の病院内保育所「聖路加国際病院 院内保育所」開設
3月	ポピンズ初の病棟内保育所「慶應義塾大学病院 小児科病棟」開設
4月	英国・ノーランドカレッジ・インターナショナル・ディプロマ開始
9月	ポピンズ初の公共施設内託児所「関西国際空港内ポピンズキッズルーム」開設
1996年9月	「株式会社ポピンズコーポレーション」に商号変更 高齢者在宅ケア事業に参入し、「VIPケアサービス」を開始
1998年4月	ポピンズ初の横浜保育室事業「ポピンズナーサリー横浜」開設
1999年1月	厚生省（現厚生労働省）より「ホームヘルパー2級養成研修指定機関」として認定
5月	ISO9001認証取得（育児・介護サービス）
11月	厚生省（現厚生労働省）の駅型保育試行助成事業として「ポピンズナーサリー甲東園」開設
2000年4月	東京都より「訪問介護事業者」として認定
2001年11月	ポピンズ初の東京都認証保育所「ポピンズナーサリーー之江」開設
2002年4月	名古屋支社 開設
6月	「ポピンズナーサリー小机」がポピンズ初の認可保育所に移行
2003年9月	資生堂による複数社連携（コンソーシアム型）事業所内託児施設「カンガルーム汐留」開設
2004年5月	恵比寿ガーデンプレイス内「ポピンズインターナショナルプリスクール」開設
2005年7月	ポピンズ初の大学内保育所「ナーサリー早稲田」運営受託
2006年4月	全国初のPFI事業による認可保育所「ポピンズナーサリー新浦安」開設
11月	米国・スタンフォード大学への海外乳幼児教育研修開始
2007年4月	ポピンズ国際乳幼児教育研究所（PIICS）開設
6月	米国・ハーバード大学への海外乳幼児教育研修開始
2008年10月	米国ハワイ州公認キッズルーム「ハワイ・ポピンズ・キッズルーム」開設
2010年4月	ポピンズ初の児童館「富士見わんぱくひろば」、初の学童保育「富士見わんぱくひろば学童クラブ」他、あわせて12ヶ所の保育・教育施設を開設
7月	東京ミッドタウン内に子どもたちの主体的な学び(Active Learning)を支援するスクール「ポピンズアクティブラーニングスクール」開設
2011年4月	阪神間でポピンズ初の認可保育所「ポピンズナーサリースクール伊丹」開設
9月	本社を広尾プラザ（渋谷区・広尾）に移転し、「株式会社ポピンズ」に商号変更
2012年4月	長野県・蓼科に「ポピンズ蓼科研修センター」開設
2013年3月	保育スタッフの教科書として『ポピンズアプローチ』出版
2014年4月	恵比寿ガーデンプレイス内に「ポピンズ アクティブラーニング インターナショナルスクール（PALIS）」開設
10月	邸宅型デイサービス施設「ポピンズ芦屋サロン」を開設
2015年3月	ポピンズアプローチ第2版『0歳からのエデュケア：どの子も伸びる保育への誘い』出版
4月	北海道でポピンズ初の認可保育所「ポピンズナーサリースクール札幌白石」開設
12月	大阪支社 開設
2016年4月	大阪市でポピンズ初の認可保育所「ポピンズナーサリースクール天王寺」開設
6月	ポピンズナーサリーサービスが第1回日本サービス大賞 厚生労働大臣賞を受賞
10月	「株式会社ポピンズホールディングス」設立
2017年2月	ベビーシッターマッチングサイトを運営する「スマートシッター株式会社」を子会社化
4月	名古屋市でポピンズ初の認可保育所「ポピンズナーサリースクール名東」開設
2018年10月	保育士の人材紹介会社「株式会社保育士GO」設立
2019年3月	保育所や学童施設運営を行う「株式会社ウィッシュ」を子会社化
2020年10月	「スマートシッター株式会社」を「株式会社ポピンズシッター」に商号変更
12月	東京証券取引所市場第一部に株式を上場

- 2021年 6月 不妊予防事業を開始、不妊予防ポータルサイト「Poppins i-ce（ポピンズアイス）」を開設
7月 「株式会社ポピンズファミリーケア」、「株式会社ポピンズプロフェッショナル」設立
- 2022年 1月 株式会社ウィッシュが株式会社保育士GOを吸収合併
4月 「株式会社ポピンズホールディングス」を「株式会社ポピンズ」に商号変更するとともに、子会社の「株式会社ポピンズ」を「株式会社ポピンズエデュケア」に商号変更
株式会社ポピンズエデュケアが、株式会社ウィッシュからの吸収分割により、保育・学童施設運営事業を承継
東京証券取引所の市場区分の見直しにより、東京証券取引所市場第一部からプライム市場に移行
9月 「ペットケアサービス」を開始
- 2023年10月 東京証券取引所プライム市場からスタンダード市場に移行
- 2024年 4月 2020年東京オリンピック・パラリンピック選手村跡地に大型認可保育所2園「ポピンズナーサリースクールHARUMI FLAG PORT VILLAGE」、「ポピンズナーサリースクールららテラス HARUMI FLAG」を開設

3【事業の内容】

当社グループ（当社及び当社の関係会社、以下同じ）は、当社、連結子会社（株式会社ポピンズエデュケア、株式会社ポピンズファミリーケア、株式会社ポピンズプロフェッショナル、株式会社ポピンズシッター、株式会社ウィッシュ）、非連結子会社Poppins U.S.A., Incorporatedの計7社（2024年12月31日現在）により構成されており、「ファミリーケア事業（ナニー及びベビーシッター、介護、家事支援）」、「エデュケア事業（保育・学童施設の運営）」、「プロフェッショナル事業（教育研修・調査研究）」、「その他サービス事業（人材派遣・紹介、不妊予防、ペットケア等）」を行っております。

ウォルト・ディズニー社のミュージカル映画「メリー・ポピンズ」の主役のように、楽しく不思議な体験に巻き込みながら、本当に大切なものは何かを教えられたらという思いを込めて、当社グループの社名をポピンズとしております。

当社グループは、『働く女性の支援』という創業時の強い想いを全役員・従業員で共有しており、「働く女性を最高水準（注1）のエデュケア（注2）と介護サービスで支援します。」というミッションの下、祖業であるナニーサービスを起点に、認可・認証・事業所内保育所や学童保育、インターナショナルスクール等の運営や、高齢者在宅ケアを行うシルバーケアサービス、共働きや高齢者、単身世帯など様々なライフスタイルを支える家事支援サービス、そして保育士や介護士等の研修サービス等を展開し、フルラインでの働く女性を支援するサービス（注3）を提供しております。

なお、当社グループの各セグメントの事業内容は以下のとおりであり、以下に示す事業区分は「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等（1）連結財務諸表 注記事項（セグメント情報等）」に掲げるセグメントの区分と同一であります。

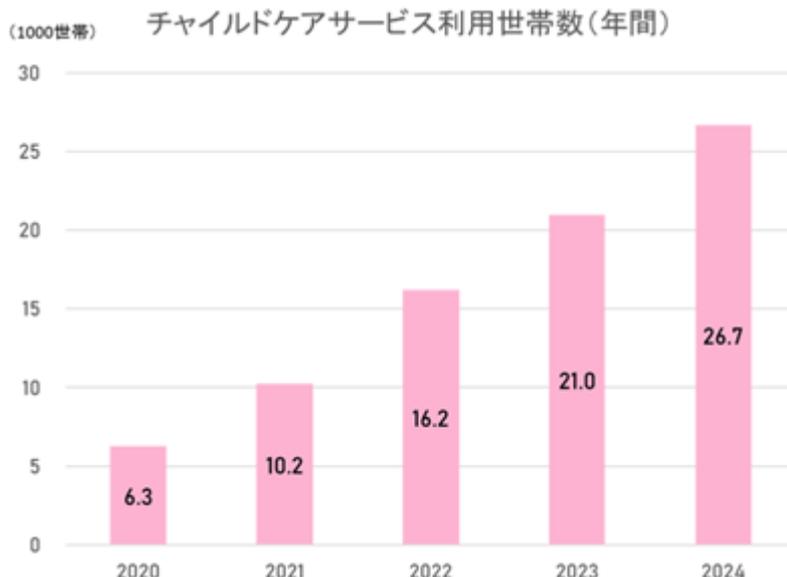
- （注）1 “最高水準”とは、当社グループでは、常識を超えたサービスによって相手を感動させられる水準のことをいいます。
- 2 “エデュケア”とは、当社グループ独自の“エデュケーション”（教育）と“ケア”（保育）を組み合わせた教育理念であります。当社グループは、乳幼児教育において0歳児の脳の目覚ましい発達の研究も踏まえ、教育と保育の両方が必要という考えから創業時からポピンズの基本方針の核となっております。
- 3 “フルラインでの働く女性を支援するサービス”とは、祖業であるナニーサービスから始まり、ベビーシッターサービス、介護、家事支援、保育・学童施設運営、教育研修へと切れ目なく働く女性のライフステージをサポートする当社サービス群の特長であります。

1. ファミリーケア事業

ファミリーケア事業では、ナニー（教育ベビーシッター）及びベビーシッターを中心とした在宅保育サービスの提供、高齢者向け在宅ケアサービス、および家事支援サービスを提供しております。

政府は、2020年12月21日に待機児童の解消を目指し、女性の就業率の上昇を踏まえた保育の受け皿整備、幼稚園やベビーシッターを含めた地域の子育て資源の活用を進めるため、「新子育て安心プラン」を取りまとめて公表し、その中でベビーシッターの活用が、あらためて国の最重要政策のひとつとして位置づけられました。

また、2021年4月より、公益社団法人全国保育サービス協会が発行する内閣府ベビーシッター割引券（現在のこども家庭庁ベビーシッター割引券）（注1）の利用限度額が、1日当たり2,200円から4,400円に増加したことが、我が国におけるベビーシッター普及が加速する端緒となりました。2024年12月期においても、当社グループにおける年間利用枚数は、前期比で14%増加しており、ナニーサービス及びベビーシッターサービスの利用拡大を、引き続き後押しする要因となっております。



ナニーサービス、ベビーシッターサービスを年間1回以上利用した家庭数の総計(サービス間の重複あり)

内閣府ベビーシッター割引券(現在のこども家庭庁ベビーシッター割引券)などの国の助成に対応するナニーやベビーシッターは、保育士または看護師の資格保有、またはこども家庭庁による指定研修の修了が必須ですが、2021年8月には、当社グループの自社研修制度の充実が認められ、民間事業者として初めて自社のベビーシッター育成研修が当該指定研修と認定されました。さらに、2022年9月には、東京都ベビーシッター利用支援事業の指定研修としても追加認定されたことにより、当社グループの自社研修がナニー・ベビーシッター関連の二大助成金事業の指定研修として国及び東京都に認められることとなりました。

これにより、当社グループのナニーやベビーシッターは、自社研修を受講することで、認定ナニー/ベビーシッターとして働くことができ、より需要が拡大すると見込まれる認定ベビーシッターの安定的な供給が可能となっております。

東京都ベビーシッター利用支援事業(一時預かり利用支援)の採用自治体が、2024年12月31日現在で19区・5市・2村まで、順調に拡大した結果、チャイルドケアサービスを年間1回以上利用した家庭数は、2024年12月期には2万6千世帯以上となりました。

(1)チャイルドケアサービス(ナニーサービス)(株式会社ポピンズファミリーケア)

「ポピンズ ナニーサービス」は、ナニーを派遣する事業であり、『働く女性の支援』という想いを掲げて立ち上げた当社グループの創業以来の事業であります。ナニーとは、英国では、おむつ交換や授乳などの基本的な身の回りのお世話はもちろん、送迎や教育、しつけなどを親に代わって行う「子育てのプロフェッショナル」の総称として、広く認知されています。中でも1892年に創立された乳幼児ケア(保育)と教育の専門職養成のための高等職業教育機関である世界的な名門校ノーランドカレッジ(英国サマーセット州のバース)出身のナニーは「ノーランダー」と呼ばれ、その一部は、英国王室のロイヤルファミリーへのサービス提供にも選ばれております。当社グループでは、ノーランドカレッジと提携して、毎年海外研修を実施しております(新型コロナウイルス感染症の影響で実施できなかった2020年度から2022年度を除く)。また、知識・教養・技能・人格など、すべてにおいて最高水準のナニーを育成することを目指しております。ポピンズナニーサービスはお客様のニーズに応える24時間365日、当日オーダーに100%対応できるよう取り組んでおります。

具体的なサービス内容としては、個人会員及び法人契約を締結している顧客企業の役職員に対し、ナニーサービスを時間単位で提供しております。また、オプションサービスとして、お子様の食事作りや家庭教師、アスリートレッスン、受験指導、カウンセリング等お客様のニーズに合わせたサービスも提供しております。さらに、ホテル・デパート・コンサート・パーティなどのイベント向けにもスポットでナニーサービスを提供しております。

また、2024年12月現在、東京都23区のうち、8区において居宅訪問型保育事業(ナニー・ベビーシッター人材を活用した認可事業)を導入、東京都も保育所に入所できない待機児童の保護者向けに、利用料の一部を助成するベビーシッター利用支援事業(ベビーシッター事業者連携型)を2018年より開始し、その後、日常生活上の突発的な事情や社会参加などにより、一時的に保育を必要とする方向け(保育認定の有無は問わない)に支援範囲を拡大しました。当社グループのナニーサービスはこれらサービスの認定事業者となっており、自治体とも連携してサービスを提供しております。

(2)チャイルドケアサービス(ベビーシッターサービス)(株式会社ポピンズシッター)

ポピンズシッターは、スマートフォンやPCからベビーシッターを検索、プロフィールや写真・動画、評価・口コミなどを参考に、利用者に合ったベビーシッターを選んで必要な時間単位での予約が可能となっております。登録ベビーシッターは、保育士・幼稚園教諭・助産師・看護師などの有資格者と保育・子育て経験者等から構成されており、厳しい選考を経て研修を受講しております。

ポピンズシッターは、公益社団法人全国保育サービス協会に加盟する唯一のオンライン型ベビーシッターサービス（注2）であり、ナニーサービスと並び、子ども家庭庁ベビーシッター割引券の利用が認められているほか、東京都ベビーシッター利用支援事業（ベビーシッター事業者連携型、一時預かり利用支援）の助成の対象としても認定事業者となっております。

その結果、2024年12月期の年間売上高が、前期比1.4倍に増加しており、急速な利用拡大が引き続き進んでおります。

- (注) 1 “子ども家庭庁ベビーシッター割引券”とは、内閣府が育児と仕事の両立支援のために2016年から導入した「企業主導型ベビーシッター利用者支援事業」に基づく、割引券（正式名称：ベビーシッター派遣事業割引券）です。なお同事業の運営は、現在は、全国保育サービス協会が、子ども家庭庁より受託しております。
- 2 “オンライン型ベビーシッターサービス”とは、お客様がオンライン上で自らベビーシッターを選ぶことができるサービスです。なお、ポピンズシッターは、2018年5月から、事業者がお客様とベビーシッターの双方と直接契約する形態に切り替えており、厚生労働省が作成した「子どもの預かりサービスのマッチングサイトに係るガイドライン」の対象となるマッチングサイトではありません。マッチングサイトでは、ベビーシッターが個々に自治体に認可外保育施設設置届を届出しますが、ポピンズシッターではベビーシッターと事業者が契約、事業者が認可外保育施設として東京都に届出をし、定期的に運営状況を東京都に報告しております。また、全国保育サービス協会が求める安全基準、事件・事故対応への体制整備の要件を満たし、加盟を認めている企業・団体の中で、ポピンズシッターが唯一のオンライン型ベビーシッターサービス事業者です。

(3) シルバーケアサービス（株式会社ポピンズファミリーケア）

1996年にスタートした高齢者在宅ケア事業（シルバーケアサービス）は、介護保険サービス及び介護保険適用外のVIPケアサービスを提供しております。主に会員制のVIPケアサービスに力を入れており、介護保険適用外の在宅ケアサービスを希望される顧客に、介護や看護の有資格者のみでなく、高齢者心理、ホスピタリティ、料理、秘書サポートなど様々なスキルセットを持つ人材を、当社にて登録・研修し、お客様のニーズに応えるサービスを提供しております。また、法人向けの介護コンサルティングサービスも行っております。

当社グループの高齢者在宅ケア事業は、当社の長年にわたるナニーサービスでの在宅ケアのノウハウを活用して、ケアスタッフ（当社のVIPケアサービスを直接提供するスタッフのこと）の募集・採用段階から独自の判断基準を持ち、徹底した教育研修の実施、さらにお客様との相性や各ご家庭の事情にあった人物を選ぶコーディネート力の向上、万一のクレームの是正・予防措置の徹底など、ISO9001の取り組みに基づくサービス品質の向上に取り組んでおります。また、事業スタート以来、積極的な広告宣伝活動はしていませんが、ナニーサービスをきっかけに利用を検討されるご利用者やそのご紹介者の利用が増えております。

VIPケアサービス（生活支援/身体介護）

VIPケアサービスは、高齢者が日常生活を、楽しく、快適に過ごす事ができるように、ご本人とご家族のご要望を最大限尊重した高齢者向け在宅ケアサービスとして、生活支援サービス及び身体介護サービスを提供しております。

具体的には介護保険適用外である家事サービス、外出同行サービス、身体介護サービス、ご相談サービス、エマージェンシーサービス等様々なサービスを取り揃えており、ナニーサービスやベビーシッターサービスと同様、時間単位の利用料金で運営しております。当社グループではこれらのサービスを、大切な方を大切にお世話するという意味で「VIPケア」と呼び、サポートの対象を高齢者ご本人様に限定せず、支えるご家族の幅広い困りごとまで対応が可能な完全オーダーメイドのサービスを提供しており、介護保険では対応できないご要望まで、自由に組み合わせるご利用になれます。

介護コンサルティング

当社グループが35年以上に渡り、育児・介護の分野で働く女性を支援し、2024年12月現在、法人向け在宅保育サービスなどで多数の企業と法人契約を結んでいる経験・ノウハウを活かし、法人向けに介護コンサルティングサービスを提供しております。特徴は以下のとおりであります。

-) 介護全般の相談に対応
-) 国家資格を持った相談員が対応
-) 豊富な相談経験に基づくアドバイス

ナースケア

主治医の指示による経管栄養、点滴交換、痰の吸引等の医療上のお世話、病状の観察、医療機器の管理、外出サポート、ターミナルケアまで医療ケアを必要とするお客様が医療保険・介護保険のルールから制限を受けることなく、住み慣れたご自宅でご自身らしく生活していただけるよう、看護師資格を有するポピンズナースが主治医やホームドクターと連携しながら、お客様にオーダーメイドの看護サービスを提供しております。

(4)家事支援サービス（株式会社ポピンズファミリーケア）

女性活躍推進には、子育て支援や介護支援だけでは充分ではないとの考えから、当社グループでは、家事支援サービスも提供し、働く女性の充実した支援のラインナップに加えております。

具体的には、ご家庭の様々な家事のご要望に対して、徹底した教育研修を経た経験・スキル豊富な人材が、家事支援サービスをお届けしております。

2. エデュケア事業（保育・学童施設の運営）

当社グループのエデュケア事業は、「認可保育事業」と「認可外保育事業」の2つに分かれており、様々なニーズに応えた施設サービスを展開しております。

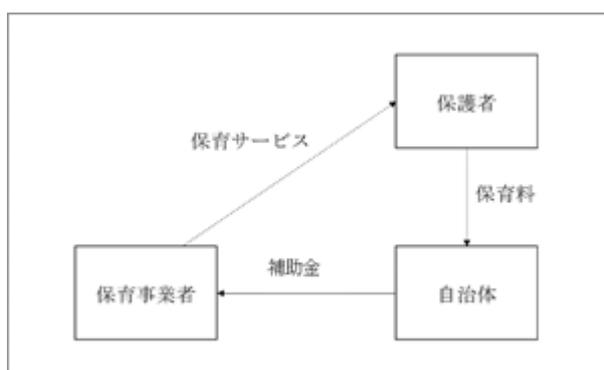
当社のエデュケア事業の特徴は、三大都市圏（東京・大阪・名古屋）以外の地方主要都市（札幌、仙台、福岡等）も含め、以下のように、保育施設から学童施設まであらゆる形態の施設をフルラインで運営しており、保護者の多様なニーズに応えられる点にあります。



(1)認可保育事業（株式会社ポピンズエデュケア）

認可保育所

児童福祉法に基づく児童福祉施設で、国が定めた設置基準（施設の広さ、保育士等の職員数、給食設備、防災管理、衛生管理等）を満たして都道府県知事に認可された施設であります。保育料は利用者から区市町村が徴収し、当社グループは国・自治体から施設型給付を補助金として受領し運営します。



認定こども園（株式会社ポピンズエデュケア）

教育・保育を一体的に行う施設で、以下の機能を備え、認定基準を満たす施設は、都道府県等から認定を受けることができます。

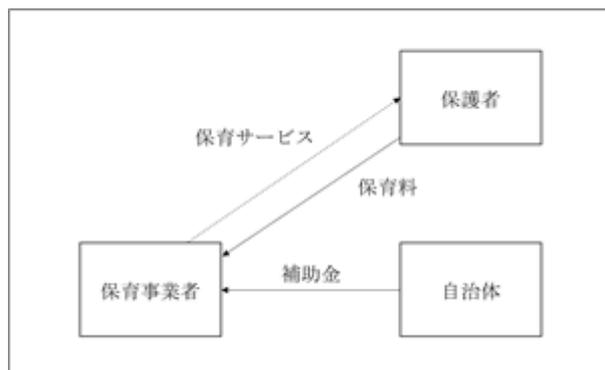
- ）就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能
- ）地域における子育て支援を行う機能

当社グループは、東京都において保育所型認定こども園を運営しております。

(2) 認可外保育事業

認証保育所（株式会社ポピンズエデュケア）

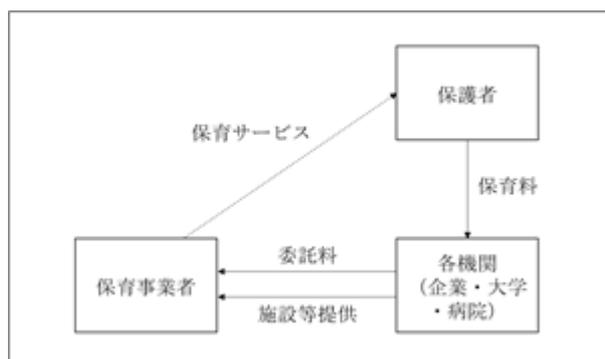
認可保育所だけでは応えきれない大都市のニーズに対応するため、東京都独自の基準（認証基準）に基づいて設置された保育所で、企業の経営感覚の発揮による多様化したサービス提供が特徴であります。保育料は利用者から認証保育所（当社グループ）が徴収し、当社グループは自治体からも運営に要する経費の一部を補助金として受領し運営します。なお、料金は認証保育所で自由に設定が可能となっております。（ただし上限があります。）



事業所内保育所（企業・大学内・病院内保育所）（株式会社ポピンズエデュケア）

企業や大学、病院等の各機関が運営する事業所内に各機関の従業員向けの保育所を設置し、運営しております。認可外保育所であり、児童福祉施設には該当しませんが、都道府県知事に対して設置届を提出する義務があり、認可外保育施設指導監督基準に則った運営を行っております。

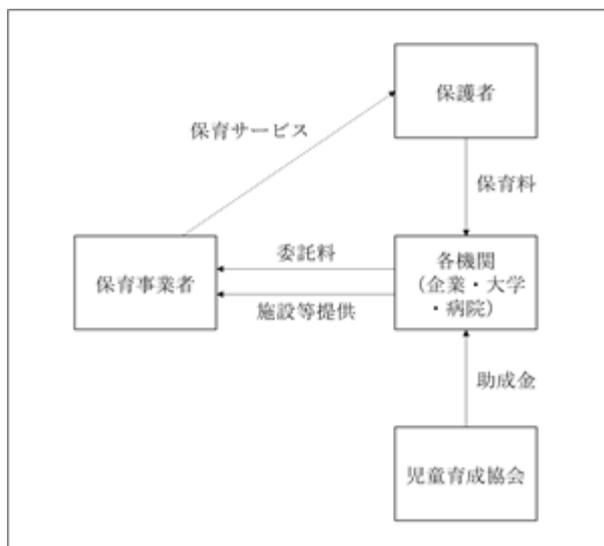
企業、大学、病院等の各機関が人材確保のための経営戦略として施設内に保育所を設置する役割が大きくなっており、複数企業によるコンソーシアム型の保育所設置の提案や、自治体との連携など新たなビジネスモデルを作り、費用対効果を意識した子育て支援策の提案を行っております。保育料は各機関が給与天引き等で徴収し、当社グループは各機関との契約に基づいて業務委託を受け運営しております。



企業主導型保育所（株式会社ポピンズエデュケア）

内閣府が2016年に開始した、主に企業向けの助成制度に基づき設置された事業所内保育所の一形態であります。企業や大学、病院等の各機関の従業員の子どもの対象とした従業員枠と地域住民向けの地域枠があり、地域枠を弾力的に設定できるなど柔軟な運営が可能となっております。

事業所内保育所と同様、当社グループは各機関との契約に基づいて委託料を受領し運営しますが、各機関は利用者からの保育料に加えて、国から整備費・運営費について、認可保育所並みの助成金を受けることができます。



学童保育（株式会社ポピンズエデュケア）

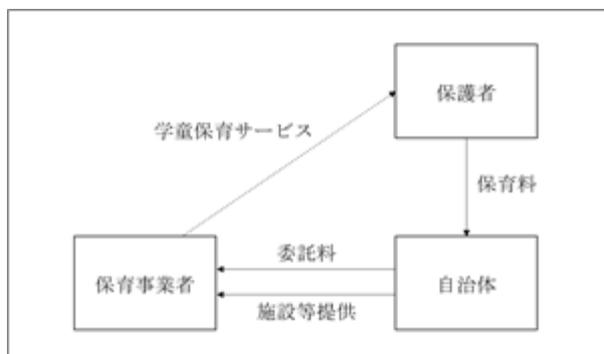
主に日中保護者が家庭にいない小学生児童（＝学童）に対して、授業の終了後に適切な遊びや生活の場を与えて、児童の健全な育成を図る保育事業をいいます。

小学校入学後、子どもを夜間まで預けることが困難になり、保護者が働き方の変更を強いられる問題を指す『小1の壁』打破のため、「新・放課後子ども総合プラン」（2018年9月14日策定）に基づき、放課後児童クラブについて、2021年度末までに約25万人分を整備し、待機児童の解消を目指し、その後、女性就業率のさらなる上昇に対応できるよう整備を行い、2019年度から2023年度までの5年間で約30万人分の整備を図ることとされました。こども家庭庁が2024年12月24日に公表した、2024年度の放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）実施状況によれば、登録児童数は前年比6万2,568人増の151万9,952人、放課後児童クラブの支援の単位数（ ）は前年比1,088支援の単位数増の3万8,122支援の単位数、待機児童数は前年比1,410人増の1万7,686人と前年に引き続き増加となりました。学年別で見ると、小学校低学年（小学1年生から小学3年生）では173人増加、小学校高学年（小学4年生から小学6年生）でも1,237人増加となっており、学童保育の不足が社会課題として引き続き重要性を増しております。

当社グループの特徴的な取組みとして、名古屋大学内学童保育所「ポピンズアフタースクール」があり、名古屋大学で教鞭をとる第一線の教授の授業を提供するなど、学習要素を兼ね備えたサービスを実施しております。また、名古屋大学で学ぶ留学生が主体となり、その国の遊び・文化・食事を教えるプログラムもあり、子ども達は多国籍文化に触れることができます。これはポピンズの「エデュケア」にも合致する手法であり、今後このようなサービスを拡大していく予定であります。

当社グループは自治体など契約先からの委託料により運営しております。

「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」により、児童の集団の規模を示す基準として平成27年度（2015年度）から導入されたものであり、児童の放課後児童クラブで行われる活動の基本単位



児童館（株式会社ポピンズエデュケア）

子どもに健全な遊びを提供して、その心身の健康を増進し情操を豊かにすることを目的とする屋内型の児童厚生施設であります。学童保育と違い、児童館は事前登録なく自由に来館することができ、学童保育の子どもだけでなく、たくさん子どもたちが、放課後いったん帰宅してから遊び場として利用します。学童と同じ施設内に設置されているところもありますが、施設内での運営場所や内容は学童とは分けられております。当社グループは自治体からの委託料により運営しております。

商業施設内・ホテル内保育所（株式会社ポピンズエデュケア）

施設の付加価値を高める目的で、大型商業施設や有名ホテル内で認可外保育所を運営しております。

アクティブラーニングスクール（ALS）（株式会社ポピンズエデュケア）

六本木・東京ミッドタウン及び広尾・広尾プラザに設置する「ポピンズ アクティブラーニングスクール」は、生後10か月から未就学児向けに展開している先進的な教育プログラムで子どもの主体性を支援する教育施設であります。レッジョ・エミリア・アプローチ（ ）によるサイエンス・音楽・芸術や語学などを各分野の専門講師が教育するのが特徴となっております。ハーバード大学教育学大学院の研究機関であるプロジェクト・ゼロとの共同研究により、当社グループ内で立ち上げた乳幼児教育専門の研究所であるポピンズ国際乳幼児教育研究所（PIICS）で開発した保育メソッドを採用しております。

「レッジョ・エミリア・アプローチ」とは、イタリアのレッジョ・エミリア市発祥の『世界で最も革新的な幼児教育施設』とニュースウィーク誌でも紹介された幼児教育法の一つであります。当社グループでは、創造性を育む環境作りのために保育施設内にアトリエや広場を設けたり、子どもたち同士や保育士との会話、活動の様子をドキュメンテーションとして記録し、活動やコミュニケーションに活かすなどその手法を取り入れております。

ポピンズ エデュスクール（株式会社ポピンズエデュケア）

幼稚園受験・小学校受験の指導を行うスクールで、前述のALS六本木に併設されております。保育サービス事業者ならではのサービスとして、送迎ができず受験をあきらめていた共働き家庭でも利用しやすいよう、ナニー及びベビーシッターによる送迎も可能としております。

ポピンズ アクティブラーニング インターナショナルスクール（PALIS）（株式会社ポピンズエデュケア）

東京・恵比寿で展開している英語での教育を行う、対象年齢0～5歳のインターナショナルスクールであります。乳幼児教育の専門職養成機関として知られる英国ノーランドカレッジと提携していることから、イギリスの5歳就学前の子どもたちのための教育指針であるEarly Years Foundation Stage（EYFS）に基づいた教育を採用し、英語によるアクティブラーニング(主体的な学び)を実践しており、グローバル教育の拠点となるプログラムを提供しております。Early Years Foundation Stageの意味は（乳幼児）早期基礎段階であり、就学前の学習・発達・ケアの質の基準が定められております。イギリスでは5歳から義務教育がはじまり、生まれてから5歳就学前までの幼児期の子どもたちが対象です。本場アメリカのディズニールランドの勤務経験がある先生や、レッスンに使う道具や教室に備え付けられた衣装もアメリカで購入するなど幼児期からの本物体験を重視しており、サイエンス・アート・バレエ・ダンス・空手などの専門講師による英語での授業を行っております。大使館関係者、外資系企業日本駐在員関係者など、外国人のご利用もいただいております。

地域交流館・ふれあい館（株式会社ポピンズエデュケア）

自治体から高齢者向けの地域交流館4施設、ふれあい館1施設の指定管理を受託しております。

海外施設（Poppins U.S.A., Incorporated）

日本企業として、生後3カ月～12歳のお子様を対象とするハワイ州公認の託児施設「ポピンズ・ケイキ・ハワイ」を運営しております。2008年に日本の保育事業者として初めてハワイ州の託児施設ライセンスを取得以来、子ども連れでハワイを旅行する保護者のために安全で高品質なサービスを提供してきた功績が認められ、2014年には、ハワイ州知事より10月1日が「ポピンズ・ケイキ・ハワイの日」に認定されました。シェラトン・ワイキキ・ホテル内で、ハワイ文化を遊びながら学べるアート体験や、イングリッシュレッスン、プールアクティビティなど、様々なキッズプログラムをご用意し、ご家族でのハワイ旅行をサポートしております。

また、5歳～12歳のお子様を対象とする「コーラル・キッズ・クラブ」を、アウトリガー・リーフ・ワイキキ・ビーチ・リゾート内で、運営しており、同ホテルグループの宿泊者向けに、ハワイらしい楽しいプログラムやアクティビティを提供しております。

当社グループが運営するエデュケア事業施設数推移は以下のとおりであります。

	2020年12月末	2021年12月末	2022年12月末	2023年12月末	2024年12月末
認可保育所	67	69	74	78	83
認証保育所	36	36	35	34	30
認定こども園	1	1	1	2	2
事業所内保育所	87	86	84	79	75
(うち企業主導型)	(46)	(46)	(43)	(40)	(39)
学童・児童館	86	87	91	96	100
その他	47	48	46	47	48
合計	324	327	331	336	338

施設数には、同一施設内において一時保育や病児・病後児保育など複数の事業を運営している場合、それぞれを1施設数として表示しております。

「学童クラブ・児童館」において、同一施設で複数事業を運営している場合のカウント方法について、2024年12月期より一部施設で複数事業を1カウントとする見直しを行いました。あわせて、1施設の分類を「その他」に変更しております。これに伴い、2023年12月期以前の施設数についても、見直し後のカウント方法に基づき記載しております。

3. プロフェッショナル事業

当社グループがこれまで培ってきた乳幼児教育ノウハウや海外の最先端の教育施設等との親密なネットワークを活かした国内研修、海外研修、および調査・研究事業のサービスを提供しております。

(1) 教育研修事業 (株式会社ポピズプロフェッショナル)

国内研修

保育環境の向上を目指して、当社グループが長年培ってきたナニーサービスや乳幼児教育のノウハウを体系化し、こども家庭庁・各自治体から企業・団体、個人まで、さまざまな目的や職種に応じた人材育成を行っており、教育研修・セミナー・eラーニングを提供しております。特に、当社が先行して実施を進めたハイブリッド型研修(集合研修とeラーニングの組み合わせ)をこども家庭庁・各自治体へ提供しており、オンライン研修が自治体・受講者に浸透し、受講者数も増加しております。具体的な研修サービスとしては、保育士キャリアアップ研修、子育て支援員研修、潜在保育士の復職支援研修、家庭的保育者研修、区民・市民向け講座、両親学級等のプログラムを提供しております。

また、2022年11月からは、認定ベビーシッター研修等のeラーニングサービスの外販を開始しております。

海外研修

乳幼児教育に携わる方、指導者を目指す方に向けた海外研修サービスを提供しております。米ハーバード大学や米スタンフォード大学や英ノーランドカレッジなど、当社グループ独自のグローバルネットワークによる乳幼児教育を学ぶことを可能にしております。

)スタンフォード大学乳幼児教育研修：2006年より実施しているスタンフォード大学での乳幼児教育研修では、大学内で教育学部長による講義が行われるほか、心理学部の教育研究機関として40年の歴史を持つ大学付属保育施設である「Bing Nursery School」の視察及び現地保育者とのワークショップ、さらにサンフランシスコ(シリコンバレー)周辺企業の事業所内保育施設の視察などを実施しております。

)ハーバード大学乳幼児教育研修：2007年より実施しているハーバード大学での乳幼児教育研修では、同校における脳科学や乳幼児の発達心理からレッジョ・エミリアに関する講義に加え、ハーバード大学が直接経営や運営に関与するハーバード7園のひとつへの解説付き訪問、近郊の脳発達及び乳幼児教育の最新事例に関する研究を基礎とするなど特徴ある教育方針を持つ保育施設や、先端技術(安心安全のための虹彩認証による入退館システムなど)を取り入れた保育施設などの視察を実施しております。最先端の乳幼児教育を体感でき、専門分野の質を高める研修ツアーとして、大学や専門学校の先生方、保育園、幼稚園の園長、主任の方々にもご参加いただいております。

)ノーランドカレッジ留学：ノーランドカレッジは、ヨーロッパの王室や上流家庭の子どもたちのナニー(教育ベビーシッター)の養成校として、1892年に設立された乳幼児ケアと教育の専門職養成のための英国の大学であります。2週間の短期留学コースでは、創設者のエミリー・ワード女史が取り入れた、子どもの自主性や自尊心を発達させるなど、子どもの立ち直る力やEQ(感情指数)を高めるとされる「感情コーチング」や、幼児期の脳の発達といった知識も身に付けるまったく新しい保育手法を学び、ナニー、保育士、幼稚園教諭など、乳幼児教育のプロとしてキャリアアップを目指します。

(2)調査研究事業（株式会社ポピンズプロフェッショナル）

当社グループ独自の保育理論をより深める「ポピンズ国際乳幼児教育研究所（PIICS：Poppins International Institute for Child Sciences）」を株式会社ポピンズプロフェッショナルの社内に設置し、世界的な視野でさらに深いエデュケアの研究も実施しております。

保育所における実践内容に、ハーバード大学、スタンフォード大学、東京大学、お茶の水女子大学など国内外の教育機関・研究者との様々な共同研究内容を加え、「0歳からのエデュケア」として出版し保育者の指針とする他、「ポピンズアプローチ」（注1）や「知力8」（注2）を開発し、教育に主眼を置いた保育を実践しております。

また、国や自治体からの委託を受け、保育士再就職支援事業（厚生労働省）や、サービス産業生産性向上調査事業（経済産業省）、子育て支援方針に関する調査研究（文部科学省）等の調査やコンサルティングも実施しております。

加えて、2021年4月には、乳幼児教育のエキスパートを育成するとともに、保育士の社会的地位の向上を目的として、当社グループがお茶の水女子大学の大学院の中に「保育マネジメント講座」を開設し、現職保育士のキャリアアップ、リカレント教育を支援しております。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、当社グループが長年にわたり実施を続けてきた海外研修の開催は一時的に困難となりましたが、2020年6月には、ハーバード大学教育大学院プロジェクト・ゼロとの共同研究成果を発表する場として「第12回ポピンズ国際乳幼児教育シンポジウム」を、ポピンズとして初の日米欧の4地点をリアルタイムで繋ぐウェビナー（ウェブとセミナーを合わせた造語で、インターネット回線を通じてオンラインで行うセミナー）形式で開催し、保育従事者及び乳幼児教育関係者5,000名超に、各界専門家の意見も含めた学びを広く共有いたしました。また、2020年11月には、米スタンフォード大学教育学部付属園である「Bing Nursery School」へのオンライン視察を含むウェビナー形式で「2020ポピンズ海外乳幼児研修」を開催し、700名超が参加しました。

これらウェビナーを活用した国際シンポジウムや海外研修は、2021年以降、コロナ禍においても開催を継続しました。また、2023年には、ハーバード大学との共同研究「子どものためのSDGs」をテーマとした国際シンポジウムを、2019年以来、ハーバード大学教育大学院プロジェクト・ゼロの主任研究員など海外ゲストを4年ぶりに日本に招き、日本を含む世界とオンラインで繋ぎハイブリッドで開催しました。2024年は、「子どものためのSDGs」の“乳幼児期”に関する最終報告となる国際シンポジウムを6月に開催し、3,500人以上が参加登録、99%の満足度となりました。今後の研究対象は“学童期”を予定しております。

これらの大規模ウェビナーを高いクオリティで運営するためのノウハウは、国内研修をこども家庭庁・各自治体などに提供する際にも活かされており、当社グループが提供する教育研修・調査事業の強みのひとつとなっていると考えております。

- (注) 1 ドキュメンテーション（お子様の様子を写真や動画で定期的に記録し、学びのプロセスを可視化）、発達のパスウェイ（胎児期から就学前までの発達の道筋を一覧表とし保育に活用）、マインドセット（失敗を恐れず、さらに成長を助け促す声掛けを取り入れた保育）の3つの手法を用いた当社独自の保育アプローチ
- 2 子どもの知力を、言語・音楽・論理数学・空間構成・身体運動・自然科学・社会性・自己受容の8つの領域に整理し、「知力8（エイト）」と名付け、子どもの発達状況を勘案した保育の構成・実践

4. その他サービス事業

当社グループのその他サービス事業は、主に以下のようなサービスで構成されます。

(1)人材派遣・紹介事業（株式会社ウィッシュ）

人材派遣事業においては、各自治体の公立保育園等に対して、保育士の有資格者を人材派遣しております。

人材紹介事業においては、全国の保育事業者等の求人を紹介し、転職希望者のための転職サポート、保育事業者等への採用活動サポートを行っております。

(2)不妊予防事業（株式会社ポピンズファミリーケア）

2021年6月に、不妊予防に関するポータルサイトと企業研修サービスを開始しております。

これまで当社グループは、出産後の女性のライフステージに寄り添ってまいりました。しかし日本では、不妊治療とキャリアを両立できず悩んでいる女性が数多くいるという現実があります。この現実を踏まえ、出産前の女性が抱える「不妊」という問題に向き合い、働く女性が切れ目なく活躍できるように、支援の領域を広げてまいります。また、実用化されると簡単な質問項目に答えるだけで、月経異常症や卵巣機能不全のリスクを知ることができる『不妊予防のための早期診断セルフチェックシート』の開発に向けて順天堂大学との間で臨床研究が最終段階に進んでおり、福利厚生等として導入していただけるよう、行政・企業への働きかけを進めてまいります。

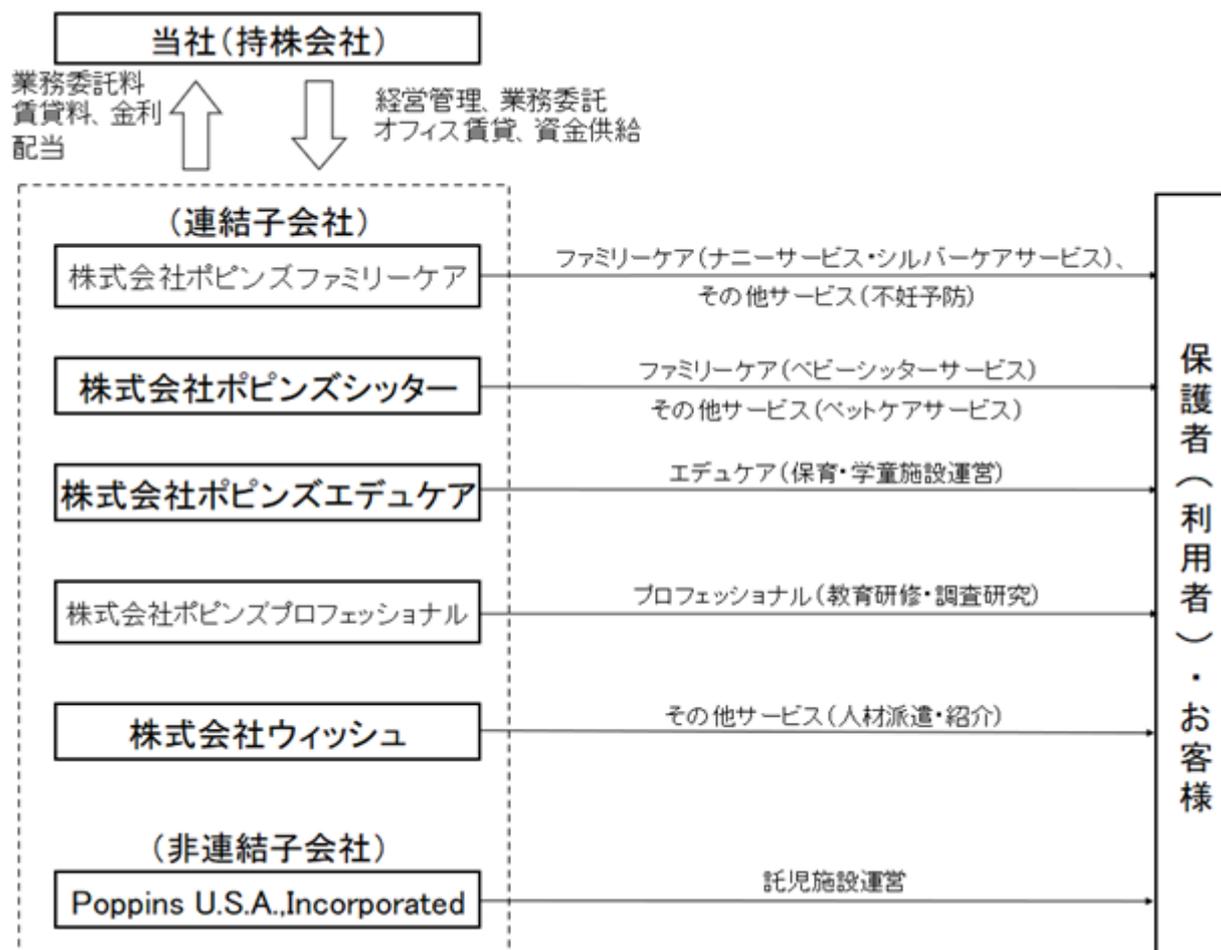
(3) ペットケア事業（株式会社ポピンズシッター）

2022年9月に、新規事業としてペットケアサービスを開始しております。

当社グループが展開するファミリーケア領域（ナニー及びベビーシッター、家事代行、介護）において、安心のポピンズブランドで「家族の一員」であるペットの健康と幸せをサポートするペットシッターを派遣し、ペットもご家族の一員としたワンストップのサービス提供を目指しております。ペットケアサービスの立ち上げにより、さらに切れ目のないサポートで働く女性やご家族を支援してまいります。

以上で述べた事項を事業系統図によって示すと次のとおりであります。

[事業系統図]



なお、当社は特定上場会社等に該当し、インサイダー取引規制の重要事実の軽微基準及び重要基準のうち、上場会社の規模との対比で定められる数値基準については連結ベースの計数に基づいて判断することとなります。

4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の所有割合又は被所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) 株式会社ポピンズファミリーケア (注)3、4	東京都渋谷区	90	ファミリーケア事業 その他	100	経営指導 役員の兼任4名 資金の借入 設備の賃貸借 業務の委託
株式会社ポピンズシッター (注)4	東京都渋谷区	97	ファミリーケア事業 その他	100	経営指導 役員の兼任4名 資金の貸付 設備の賃貸借 業務の委託
株式会社ポピンズエデュケア (注)3、4	東京都渋谷区	96	エデュケア事業	100	経営指導 役員の兼任4名 資金の貸付 設備の賃貸借 業務の委託
株式会社ポピンズプロフェッショナル	東京都渋谷区	90	プロフェッショナル事業	100	経営指導 役員の兼任4名 資金の貸付 設備の賃貸借 業務の委託
株式会社ウィッシュ	東京都渋谷区	45	その他	100	経営指導 役員の兼任3名 業務の委託

(注)1. 「主要な事業の内容」欄には、セグメント情報の名称を記載しております。

2. 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。

3. 特定子会社に該当しております。

4. 株式会社ポピンズファミリーケア、株式会社ポピンズシッター及び株式会社ポピンズエデュケアについては、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く。)の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等

	株式会社ポピンズ ファミリーケア	株式会社ポピンズ シッター	株式会社ポピンズ エデュケア
(1) 売上高	3,366百万円	3,448百万円	24,008百万円
(2) 経常利益	683	357	322
(3) 当期純利益又は当期純損失()	444	233	51
(4) 純資産額	870	444	2,395
(5) 総資産額	1,292	851	13,046

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2024年12月31日現在

セグメントの名称	従業員数(人)
ファミリーケア事業	112 (73)
エデュケア事業	3,002 (2,233)
プロフェッショナル事業	18 (17)
報告セグメント計	3,132 (2,323)
その他	14 (161)
全社(共通)	58 (22)
合計	3,204 (2,506)

- (注) 1. 従業員数は就業人員(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。)は、年間の平均人員を()外数で記載しております。
2. 全社(共通)として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門所属のものであります。

(2) 提出会社の状況

2024年12月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
52(19)	45.0	3.8	7,359

- (注) 1. 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。)は、年間の平均人員を()外数で記載しております。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 平均勤続年数は、2016年10月の当社設立以前における当社グループの勤続期間は含めておりません。
4. 当社は持株会社であるため、セグメント別の記載を省略しております。

(3) 労働組合の状況

当社グループにおいて労働組合は結成されておりませんが、労使関係は良好であり特記すべき事項はありません。

(4) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異
提出会社

当事業年度				
管理職に占める 女性労働者の割合(%) (注)1	男性労働者の 育児休業取得率(%) (注)2	労働者の男女の賃金の差異(%) (注)1、3		
		全労働者	正規雇用 労働者	パート・ 有期労働者
28.6	-	62.7	46.2	76.7

(注)1. 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(2015年法律第64号)の規定に基づき算出したものであります。

2. 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(1991年法律第76号)の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」(1991年労働省令第25号)第71条の4第1号における育児休業等の取得割合を算出したものであります。

3. 「労働者の男女の賃金の差異」について、同一の職種・等級における賃金テーブルや昇給・昇格制度において男女間の差は設けておりません。男女の賃金の差異は、職種及び等級ごとの人数構成の差によるものであります。

連結子会社

当事業年度							
名称	管理職に 占める 女性労働者の 割合(%) (注)1	男性労働者の育児休業取得率(%) (注)1			労働者の男女の賃金の差異(%) (注)1、2		
		全労働者	正規雇用 労働者	パート・ 有期労働者	全労働者	正規雇用 労働者	パート・ 有期労働者
(株)ポピンズエデュケア	60.7	57.1	57.1	-	10.2	8.4	14.9
(株)ポピンズファミリーケア	71.4	-	-	-	30.9	40.8	15.0
(株)ポピンズシッター	50.0	-	-	-	47.8	19.9	-
(株)ポピンズプロフェッショナル	75.0	-	-	-	50.9	31.5	-

(注)1. 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(2015年法律第64号)の規定に基づき算出したものであります。

2. 「労働者の男女の賃金の差異」について、同一の職種・等級における賃金テーブルや昇給・昇格制度において男女間の差は設けておりません。男女の賃金の差異は、職種及び等級ごとの人数構成の差によるものであります。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 会社の経営の基本方針

ミッション : 働く女性を 最高水準のエデュケアと介護サービスで支援します。

サービスポリシー: 「寄り添うように」 お客さまのこころの声を感じ、そのご要望に丁寧に応えるサービス

「慈しむように」 愛情と敬意に満ち、優しく包み込むようなサービス

「信頼に足るように」 他に換えることのできない確かなサービス

「妥協しないように」 果てしなき質の向上に挑み続けるサービス

当社グループは上記のミッションの下、創業以来、35年以上前から働く女性の支援を続けてまいりました。

昨今、国連が定める「持続可能な開発目標（SDGs）」に代表されるように、社会課題の解決が企業にも求められる時代となり、当社グループの経営方針及び提供するサービスが社会において重要な価値をもたらすものである事を改めて認識しております。

そこで、当社グループでは、2020年11月に株式会社日本総合研究所からセカンドパーティ・オピニオンを取得し、当社グループの社会課題解決に向けた対応状況を第三者の目から客観的に評価いただくとともに、今後の（経済的価値のみならず社会的価値を含めた）企業価値向上の契機としております。

また、SDGsは当社のミッションにも通ずる目標であると考えており、当社グループの提供するサービスにより、以下のそれぞれの目標達成に貢献してまいります。

目標	ターゲット	左記ターゲットに貢献する 当社グループのサービス・施策
 <p>5 ジェンダー平等を 実現しよう</p>	<p>5.5「政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保する」</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・働く女性を支援することにより、女性の社会参画を増大 ・子育て経験をキャリアとして評価し、女性とシニアをナニー及びベビーシッターやケアスタッフとして活用。その他、年齢・性別・国籍・ハンディキャップにかかわらず多様な就業の場を提供 ・当社グループにおいても、2024年12月末時点で全社員の86.5%、管理職の75.1%、本書提出日現在で取締役（子会社取締役を含む。）の32.4%を女性が占めるなど、女性活躍を自ら実践
 <p>4 質の高い教育を みんなに</p>	<p>4.2「すべての女兒及び男児が、質の高い乳幼児の発達支援、ケア及び就学前教育にアクセスすることにより、初等教育を受ける準備が整うようにする」</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「保育」から「エデュケア」へ保育理論、非認知能力の向上ノウハウを深化・体系化 ・将来グローバル社会で生きる子どもたちのために「0歳からのエデュケア」を実践 ・「最高水準」のサービス提供に向け、乳幼児教育において、ハーバード大学、スタンフォード大学、ノーランドカレッジ、東京大学、お茶の水女子大学など国内外の教育機関やその研究者との共同研究や研修を実施し、世界最先端の教育科学を保育に取り入れる ・国や自治体からの委託を受け、保育士再就職支援事業（厚生労働省）や、サービス産業生産性向上調査事業（経済産業省）、子育て支援方策に関する調査研究（文部科学省）等の調査やコンサルティング、研修事業（年間122,000人以上参加（2024年度））を実施

	<p>8.1「各国の状況に応じて、一人当たり経済成長率を持続させる」</p> <p>8.5「2030年までに、若者や障害者を含むすべての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、並びに同一労働同一賃金を達成する」</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・保育/学童施設338カ所（2024年12月31日時点）の運営、ナニー及びベビーシッターサービス提供を通じ女性の社会参画を支援 ・お茶の水女子大学大学院に「ポピンズ保育マネジメント講座」を開設（2021年4月開講）し、保育士の地位向上を図る ・地方採用も積極化し、地方から三大都市圏（東京都・大阪・名古屋）に転居して働く人に向けて借上げ社宅などのサポート施策を準備（2024年12月末現在317件） ・保育士の処遇改善（大卒保育士の初任給業界最高水準）や福利厚生（自社サービスの割引利用他）の充実 ・残業時間の軽減（目標月平均7時間、2024年度実績5.6時間） ・人材育成を重要な経営課題と捉え様々な教育機会を提供（海外研修に自社社員派遣含め約580名以上参加（英ノーランドカレッジ海外研修（1994年～）、米スタンフォード海外研修（2006年～）、米ハーバード海外研修（2007年～）の累計参加者数）、オンライン開催となった2020年度～2022年度分を除く。）
---	--	--

(2)目標とする経営指標

当社グループは、事業の収益性を評価し、グループ全体の経済価値向上に寄与することから、経営指標として売上高と営業利益率を重視して経営しております。

(3)経営環境

日本では、少子高齢化に伴い労働者不足の加速化が予想されるとともに、産業構造の変化により多様な人材を活用していくことが必要不可欠となったことから、女性の活躍促進が一層求められております。

安倍政権が「女性が輝く社会」政策を打ち出した2013年時点で2,411万人だった女性の雇用者数は、以降拡大を続け、2024年には2,830万人まで419万人も増加しております。（注1）

こうしたなか、我が国は成長戦略の1つとして女性が輝く日本を念頭に「待機児童の解消」「職場復帰・再就職の支援」「介護離職ゼロ」に向けた対策が進められていることもあり、当社グループの展開する事業領域の各市場は以下のように拡大していくものと認識しております。

子育て支援

）チャイルドケアサービス（ナニーサービス・ベビーシッターサービス）

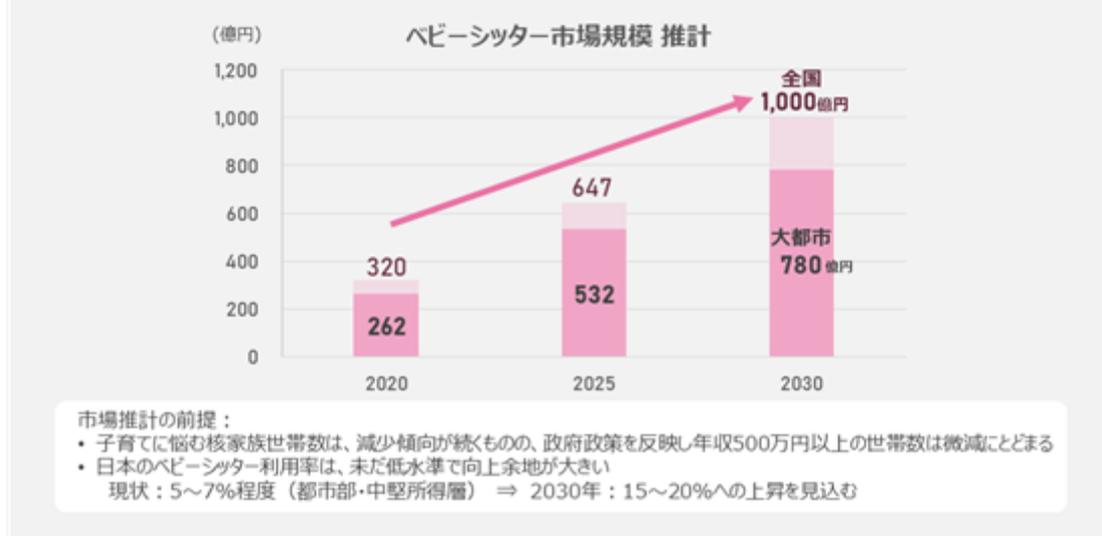
欧米等の海外では、ナニーやベビーシッターは一般的なサービスであります。日本においても、待機児童対策として保育施設の整備が急ピッチで進められる一方、女性の社会進出やベビーシッター利用への社会的認知度の向上を追い風として、個別保育の長所を活かした様々なサービスとともに、保育所や学童施設では対応できない、送迎や病児・病後児保育、産前・産後ケアなどの個別支援ニーズへの対応が可能であることから、子育て市場の成長とともにベビーシッター市場は急速に伸長しております。

ベビーシッター市場の年間売上高は、当社独自の推計（注2）によれば、2020年の320億円から2030年には1,000億円規模に到達するものと推定しております。

当社グループのベビーシッターサービスの2024年12月期の年間売上高が、前期比1.4倍に増加するなど、利用拡大が急速に進んでおりますが、海外事情の浸透やベビーシッターの認知度の向上、マッチングサービスの発展等による使い勝手の向上等により、今後も日本におけるベビーシッター市場のさらなる拡大が期待されると考えております。

ベビーシッター市場：大きく拡大余地がある見通し

- ・ 2020年大都市圏中心に全国で約320億円の市場規模
- ・ 2030年には全国で1,000億円に到達と推定



）エデュケア事業（保育所）

待機児童対策のための保育所の新規開設はピークアウトしており、保育所定員が前年2023年時点の305万人から、2024年時点で304万人と前年比0.6万人の減少に転じました。新型コロナウイルス感染症の影響も含めた少子化・出生数減少の影響を受け、保育所利用者数は前年2023年時点の272万人から、2024年時点で271万人と前年比1.2万人減と、2年連続で減少しております（注3）。また、2024年時点の待機児童数も2,567人（前年比113人減）と、前年に引き続きやや減少しました。こども家庭庁によれば、保育の受け皿拡大が引き続き進んだ一方で、就学前人口が減少したことなどの要因により、待機児童数が前年から減少した地域がある一方で、申込者数の想定以上の増加による利用定員の不足や、保育士を確保できなかったことによる利用定員の減、などにより待機児童が増加した地域や、数年にわたり一定数の待機児童が生じている地域もあるとされております。今後については、女性の就労率の上昇や、非正規雇用者の正規雇用化、共働き世帯割合の増加（2022年：73.7%から、2023年：75.6%へと比率上昇）が、引き続き進むことが想定されるため、保育所の整備が進んでも潜在的な待機児童数の高止まりは継続すると、当社グループとして見込んでおります。

待機児童解消と職場復帰支援に向けては、政府は2020年12月21日に「新子育て安心プラン」により、2021年度から2024年度末までの4年間で約14万人分の保育の受け皿を整備することを発表しました。

矢野経済研究所によれば、保育施設等の市場規模は2016年の3.0兆円から2023年の3.7兆円台半ばまで拡大しており、2024年も3.8兆円弱の微増とすることが見込まれております（注4）。「新子育て安心プラン」に沿って、政府が掲げる25歳～44歳の女性就業率の目標値が82%（2025年）まで引き上げられていることも踏まえ、当面の間、同市場は緩やかな拡大が継続するものと考えております。

保育の受け皿不足が解消した後もしばらくは保育需要が同程度続くとの意見はありますが、少子化の影響を受け、また、コロナ禍の影響にも加速され、その減少が顕在化しております。既に保育需要の拡大はピークアウトしており、競合間での競争・淘汰の時代に突入しておりますが、保護者向けのアンケートでも、保育所を選ぶ際に最も重視する点は保育の質という結果が出ており、当社の最大の差別化ポイントである質の高さが一層の強みになっております。当社グループはミッションに掲げるように、創業からサービスのクオリティを常に意識し、研修・教育により日々研鑽を重ねてきたことやフルラインナップで働く女性を支えるサービスを提供している事業安定性から、保育所が選ばれる時代の到来は、当社グループにとって好機であると捉えております。

シルバーケアサービス（高齢者在宅ケア）

国内介護市場規模は、2014年の8.6兆円から2025年には18.7兆円程度まで拡大すると見込まれております（注5）。また、公的保険外の介護市場規模は2020年の6.4兆円から2050年には16.9兆円程度まで拡大すると見込まれており（注6）、財政問題を背景に社会保障費を少しでも抑えるため、在宅サービスの充実が求められていることから、介護保険と介護保険外を含む在宅介護も大きく伸びると予測されております。

また、経済産業省「仕事と介護の両立支援に関する経営者向けガイドライン」によれば、今後、生産年齢人口の減少に伴い、更なる人材不足が加速する中、仕事と介護を両立する従業員は増加していくことが見込まれ、2030年には家族を介護する833万人（2020年：678万人、2025年：795万人）、のうち、約4割の318万人（2020年：262万人、2025年：307万人）が仕事をしながら家族等の介護に従事する者（ビジネスケアラー）となると予測されています。加えて、介護者が家族介護にかかる時間は男女ともに1日2時間余りであり、現役世代の可処

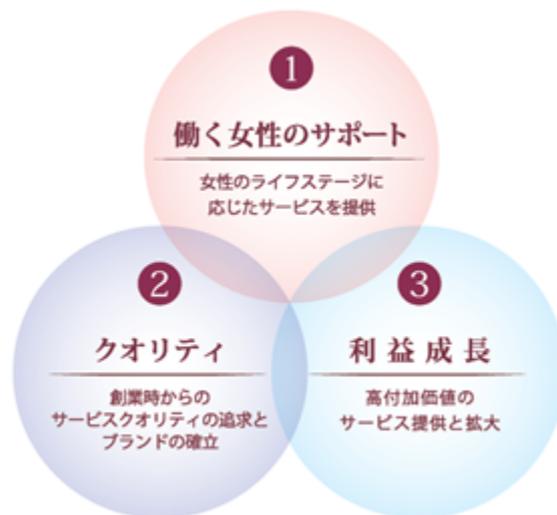
分時間を大きく減少させています。(注7)。一方、厚生労働省「雇用動向調査」によれば、介護・看護を理由に離職している人は年間約10万人とされており、2025年には総人口に65歳以上が占める割合である高齢化率は30%を超え、現役世代の介護問題がさらに深刻化することで、経営パフォーマンスに大きな影響が出ると予想されています。また、日本総合研究所の試算によれば、ビジネスケアラーの増加に伴い、2030年には9.1兆円程度の経済損失が見込まれると推計されています(仕事と介護の両立困難による労働生産性の低下: 7.9兆円、介護離職による労働損失額: 1.0兆円、介護離職による育成費用損失: 0.1兆円、介護離職による代替人員採用コスト: 0.1兆円)(注8)。介護サービスの拡充は日本経済においても喫緊の課題であると言えます。なかでも社会保障費の伸びを抑制する潮流のなかで、当社グループが行う介護保険外の在宅介護や介護予防となるアクティブシニア向けの生活支援への期待は一層高まっていくものと考えられます(注9)。

さらに、年間250万人が生まれた団塊の世代の全員が75歳以上となったことから、シルバーケアサービス市場の一層の拡大を見込んでおります。

- (注) 1 総務省「労働力調査(2025年1月31日)」
2 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成29年推計)」、厚生労働省「2021年国民生活基礎調査」、全国保育サービス協会「ベビーシッターNOW2022」、リンナイ「世界5カ国の「ワーキングママの育児事情」に関する意識調査(2019年)」、ほかに基づき当社独自推計
3 こども家庭庁「保育所等関連状況取りまとめ(2024年8月30日)」
4 矢野経済研究所「2024年版 ベビー関連市場マーケティング年鑑(2023年12月28日)」
5 デロイトトーマツフィナンシャルアドバイザー「ライフサイエンス・ヘルスケア 第5回 国内介護市場の動向について(2017年1月25日)」
6 経済産業省 健康・医療新産業協議会 第4回新事業創出WG資料「今後の政策の方向性について(2024年3月22日)」
7 経済産業省「仕事と介護の両立支援に関する経営者向けガイドライン(2024年3月)」
8 経済産業省 第13回経済産業政策新機軸部会資料「新しい健康社会の実現(2023年3月)」
9 厚生労働省「雇用動向調査(2021年)」

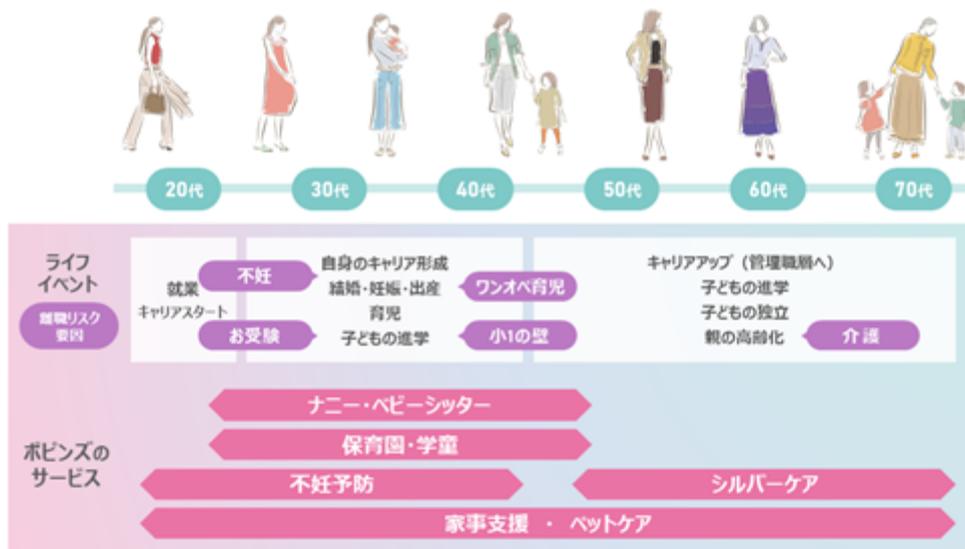
(4) 経営戦略の基本方針

当社グループでは、ミッションの貫徹、および今後の成長を目指して以下の3点を経営戦略の基本方針として事業を進めております。



働く女性のサポート(ライフステージに応じた切れ目のないサービスラインナップ)

当社グループは、ナニーサービスにより事業を開始して以降、ミッションである『働く女性の支援』を具体的なサービスに落とし込み、ワンオペ育児・お受験・小1の壁、親の介護など、働く女性のライフイベントにおいて直面する離職の危機に対して、子育て・介護・家事支援・不妊予防(妊活)・ペットケアまで、一貫して女性の生涯をサポートするソリューションを提供しております。



クオリティ（最高水準のエデュケアと介護サービスの品質維持向上）

当社グループは、ミッションとして「働く女性を 最高水準のエデュケアと介護サービスで支援します。」を掲げており、常に最高水準のサービスをお客様に提供することを意識し、これまで様々な施策を実行してまいりました。その結果として、あらゆる場面で評価を頂いてまいりました。

当社グループの具体的な品質維持向上施策は以下のとおりであります。

- ・1999年に育児・介護サービス業界では全国初となる国際品質規格ISO9001(品質マネジメントシステム)の認証を取得いたしました。その過程で品質目標設定・実行・評価・改善というPDCAサイクルによる品質マネジメント体制が整備され、顧客満足度の視点からサービス品質の向上を実現する事に繋がりました。その結果、2024年度に実施した当社グループの保育施設のご利用者による満足度アンケートでは、全施設平均で98.2%の方から満足との評価をいただき、また6割の方から大変満足との評価をいただきました。
- ・当社グループでは、お客様の緊急性・利便性・安心感にお応えするナニーサービスを提供するため以下4点の実現を心掛けております。
 - A) ICT(PC/スマホ)を活用した24時間365日対応の実現
 - B) 当日オーダー100%に応える最適なナニーとのマッチング
 - C) コーディネーターによる入会訪問
 - D) お子様が病気の時でも対応
- ・運営施設数が増加する状況でも、優秀な人材の採用や育成の強化、および、諸施策を通じた長期雇用の促進により、保育士、ナニー及びベビーシッター、介護スタッフ、家事支援スタッフの質の維持・向上を図っております。具体的な施策としては、ジョブディスクリプションによる各職位における職務内容や人事評価制度の精緻化、処遇改善等を行っております。

上記諸施策の結果、2016年6月には、約30年、働く女性の支援のために高品質のナニーサービスを提供し続けてきた功績が認められ、第一回日本サービス大賞（注10）厚生労働大臣賞を受賞いたしました。

また、スマートシッター株式会社（現 株式会社ポピンズシッター）は、2017年12月、日経DUAL「マッチング型ベビーシッターサービス」ランキングにおいて「質・信頼性」や「料金」等が評価され、1位に選ばれました。2018年にはキッズデザイン賞（子ども達を産み育てやすいデザイン部門）を受賞しました。

子どもたちにとっての創造的な空間づくり（環境設定の質）等が評価され、2020年にはポピンズナーサリースクール恵比寿南、2021年にはポピンズナーサリースクール代々木上原がキッズデザイン賞（子どもたちの創造性と未来を拓くデザイン部門）を受賞、2022年にはポピンズナーサリースクール阿佐ヶ谷が、キッズデザイン賞（同部門）及びグッドデザイン賞をダブル受賞いたしました。さらに、2023年にはポピンズナーサリースクール上大崎及びポピンズナーサリースクール軽井沢風越の2園がグッドデザイン賞を同時受賞しております。

2021年4月からは、お茶の水女子大学の大学院に国内初の産学連携による保育マネジメント講座を開設し、主に現場で働く保育士が経営学を含む専門的な理論や知識なども学べるようにして、女性の社会進出に伴い、需要が高まるとともに保護者からの求めが多様化している保育サービスの質を底上げしてまいります。

国も資格や一定の研修受講などの基準をつくり、受講状況などを確認できるシステムを開発するとしておりましたが、当社グループとしても30年間の経験を活かし、ナニー及びベビーシッターに必要な知識や技能の見える

化を実現するため「ポピンズナニースクール（教育ベビーシッター養成講座）」と、その修了者を認定する「ポピンズナニー検定」を2019年4月よりスタートしております。

また、2021年8月には、東京都より、当社グループのナニー/ベビーシッター向け自社研修が、民間企業として初めて国認定研修（注11）として認定を受けました。さらに、2022年9月には、東京都ベビーシッター利用支援事業の指定研修としても追加認定されたことにより、当社グループの自社研修がナニー・ベビーシッター関連の二大助成金事業の指定研修として国及び東京都に認められました。

これにより、当社グループの自社研修を受講すれば、いち早く「認定ナニー/ベビーシッター」として活躍いただけるようになりました。さらに、当該自社研修の、当社グループ外のベビーシッターへの外販も進めることで、ベビーシッター業界全体のクオリティの向上にも貢献してまいります。

これからも、当社グループの最高水準のサービス品質をさらに向上させてまいります。

(注)10 日本サービス大賞とは、日本生産性本部が主催し、総務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省が後援する「革新的な優れたサービス」を表彰する日本初の制度です。最優秀賞である内閣総理大臣賞をはじめ、サービスを管轄する各省の大臣賞、地方創生大臣賞などの各賞により、日本国内の「きらり」と光る優れたサービスを幅広く表彰します。ナニーサービスの授賞理由としては、「30年近く、働く女性の支援のため高品質のシッターサービスを提供し続けており、女性の活躍に大きく貢献するサービス。ナニー（教育ベビーシッター）の採用、教育、動機づけ、顧客との関係づくりなど、高品質サービスをつくりとどける工夫に加え、ICTを利活用した24時間365日の受付、最適なシッターとのマッチングなど利用者の利便性向上を追求している。顧客の状況に応じてサービスを提案するなど、個別ニーズにも応える高信頼のサービスである。」とされています。

11 こども家庭庁ベビーシッター割引券などの国の助成に対応するベビーシッターは、保育士または看護師の資格を保有しているか、またはこども家庭庁が指定する研修を修了することが必須とされています。

利益成長

)事業シナジーを活かしたポートフォリオ経営

当社グループは、子育て支援と介護支援という働く女性にとり必要不可欠なサービスを提供してきたことにより、創業から継続して売上高成長を実現し、直近5年間においてCAGR（年平均成長率）8.3%成長（新型コロナウイルスの影響を強く受けた2020年12月期を除く直近4年間においてはCAGR6.4%成長）を果たしてまいりました。



当社グループの事業は、下図に示すような事業ポートフォリオで構成されており、安定的な成長が見込めるエデュケア事業を「事業基盤」として、社会的ニーズが高いファミリーケア事業を「成長ドライバー」、グループ内の知見を集め、実践的な教育研修を行うプロフェッショナル事業を「育成事業」とし、新規事業であるペットケア事業、不妊予防事業などを展開することで、事業シナジーを生かしたポートフォリオ経営を実践し、当社グループ全体で高い利益成長を目指してまいります。



新規事業への取り組みは、当社グループにとって継続的に重要な取り組みであり、これまで働く女性をフルラインでサポートするため、スマートシッター株式会社（現 株式会社ポピンズシッター）の買収によるベビーシッターとお客様との直接オンラインマッチングサービスの導入や、株式会社ウィッシュの買収による学童事業・人材派遣業への進出等、事業領域の拡大とポストマージャ インテグレーション（PMI：買収後の事業統合）により、収益性向上と利益拡大を図ってまいりました。

加えて、2020年7月には、より付加価値の高いプログラム「ポピンズプラス」の提供を開始致しました。具体的には、オンラインも活用した元オリンピック選手やダンサー等のアスリートによる運動・ダンスプログラムやネイティブによる英語レッスン、そして、当社保育施設等で行っている多文化教育をヒントにオンラインで世界各国を訪ねるワールドツアーズ等を有償の付加的サービスとして提供しております。

さらに、2021年6月には不妊予防に関するポータルサイトと企業研修サービスを提供する不妊予防事業を、2022年9月には、ペットケアサービスを、新規事業として開始しております。

これら取り組みによりライフステージに応じて変化する、働く・働きたい女性の課題に切れ目なく対応する当社グループの事業形態の一層の充実について、オーガニック成長（自社内に蓄積された商品やサービス、人材、技術など、既存事業の内部資源をいかした収益拡大）に加えて、M&Aの活用を図り、他社のサービススコープには見られないユニークなビジネスモデルを追及してまいります。

)デジタルトランスフォーメーション（注12）（ICT、AIの活用による生産性向上とビジネスの拡大）

当社グループではQRコードによる入退室管理、園と保護者をつなぐ連絡帳の電子化といったICTによる保育現場の生産性向上の取り組みも2015年からスタートしております。

2019年3月には、ベビーシッターをWebから予約できるオンライン型派遣サービス「ポピンズシステム」のアプリ対応版「ポピンズアプリ」を自社開発いたしました。「ポピンズアプリ」は当社グループが提供するサービス全体の窓口となる機能を有しており、保育・育児・介護サービスをワンストップサービスでご利用いただけます。さらに、豊富な顧客データベースを活用することにより、育児や介護をしながら働く女性のために、ライフステージにより変化するご利用ニーズに応じたご提案やマーケティングを行うことでシナジー効果を創出しております。

将来的には自社システムを拡張していくほか、さまざまな情報を集約し、データ分析による予測サービスなどを提供していくなど、デジタルトランスフォーメーションによる生産性向上に取り組む方針であり、この活動を全社的かつ戦略的に推進し、ビジネス拡大に繋げる目的で2020年1月にはデジタルトランスフォーメーション部（DX部）を新設致しました。

同部の推進により、以前から準備を進めていたオンライン保育のスタートが、新型コロナウイルスの影響で休園や登園自粛となった施設の利用者からのニーズにより早まり、2020年3月よりオンラインによる読み聞かせやダンス等の通常の保育サービスだけでなく、英会話や運動クラス等の有料プログラムも随時提供を開始し

ており、オンライン保育とリアルな保育の組み合わせによるハイブリッド型保育をいち早く導入し、いつでもどこでもポピンズのエデュケアを提供することが可能です。これらに加えて、今後、新技術にも積極的に投資してまいります。まずIoTの活用策として、保育施設において午睡チェックシステムや検温システムを導入して業務効率化を推進しております。

また、デジタルトランスフォーメーションへの取り組みとして、自動マッチングAIの開発により、ナニー・ベビーシッターのマッチング精度を向上させるとともに、音声自動予約による生産性向上を目指します。その次のステップとしては、情報共有AIの導入により、AIが情報解析のうえコーディネーターや保育士に当社のエデュケアノウハウに基づく推薦案を提示することで専門的かつ臨機応変な対応を可能とし、近い将来には、お客様とコンシェルジュの双方向のコミュニケーションを支援するAIコンシェルジュの開発を目指すことで、お客様の期待を超えるサービスを提供してまいります。

(注) 12 “デジタルトランスフォーメーション” は2018年経済産業省で以下のように定義されております。
「企業がビジネス環境の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立すること。」

(5)中期経営計画

当社グループは、2023年2月14日に、2027年12月期を最終年度とする5カ年の中期経営計画（オーガニック成長で2027年12月期の業績目標を売上高350億円・営業利益率10%・配当性向40%・ROE15%）を公表し、その達成に向けて取り組んでまいりました。しかしながら、わが国における少子高齢化の進展や、働き方・子育て・介護に関するあり方などの外部環境変化は、年間出生数の記録的な減少を筆頭に、中期経営計画公表時の当社想定を上回るスピードで急激に進み、各事業においても、以下のような事業課題への対処が求められております。

ファミリーケア事業においては、ベビーシッターサービスを中心に中期経営計画公表時の想定を上回る旺盛な需要拡大が続く一方で、数年後の業容拡大を見越した、サービス品質管理やリスク管理の体制構築が急務となっております。

エデュケア事業においても、保育所の待機児童解消がさらに進む一方、学童保育の待機児童顕在化が想定を超える速さで進展していることを踏まえ、2025年12月期以降の新規開発案件の獲得方針については、設備投資を伴わない学童児童館等の委託型施設に戦略の軸足を移しております。また、こども家庭庁による、人事院勧告に伴う公定価格の人勤改定率が、令和5年度は+5.2%、令和6年度は前述のとおり+10.7%と、過去に例のない高水準で示されたことは、エデュケア事業の売上高及び売上原価を共に押し上げる要因であり、結果的に当社の売上高営業利益率の押し下げ圧力となります。

また、全事業に共通する要因として、日本社会全体にわたる賃上げの流れ及び働き手不足の深刻化を踏まえ、中長期的な成長戦略の実現を支えることができる評価・報酬制度や待遇等の抜本的な見直し、喫緊の経営課題であると認識しております。

こうした背景を踏まえ、また、売上高営業利益率に替わる、当社グループの経営効率性を示す指標（事業別の投下資本利益率(ROIC)などを含む）を提示する必要があると判断したことなどから、中期経営計画を見直すこととしております。

今後も当社グループは、引き続き旺盛な需要拡大が続くファミリーケア事業を成長ドライバーとしつつ、安定的にキャッシュ・フローを創出するエデュケア事業を事業基盤として、急速に進行する少子高齢化を含む市場環境及び政策などの外部環境変化に機動的に対応することにより、引き続き利益拡大を通じた企業価値向上を図ってまいります。新たな中期経営計画につきましては、事業環境等を総合的に勘案し、改めて見直したうえで2025年8月中を目途に公表することを予定しております。

なお、配当性向については引き続き連結配当性向40%前後を基本とし、中長期的にROE15%以上を目指す方針については、変更はありません。

(6)気候変動への取り組みとTCFDへの対応

当社グループは、TCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース：Task force on Climate-related Financial Disclosures）の提言に賛同するとともに、気候変動関連リスク及び機会が当社グループの事業に及ぼす影響の把握、および分析を行い、気候関連の適切な情報開示を行ってまいります。

当社グループは未来を創り、グローバルに羽ばたくお子様や、日本の礎を築き走り抜けた方々、そして、働く女性の皆様が健やかに生活できる世界を維持するために、気候変動に対しても何が出来るのかを考え、その抑制に寄与してまいります。

(TCFDの提言に基づく4項目についての情報開示)

ガバナンス

当社グループでは、気候変動を含むサステナビリティ課題について、全社横断的な対応を推進するため、C H R Oを委員長とする「サステナビリティ委員会」を設置しております。サステナビリティ委員会は原則年に2回開催され、サステナビリティ課題に対する基本方針や重要事項について審議・検討を行います。

また、審議された内容は、原則年に1回取締役会へ報告し、事業活動や財務に重大な影響を与えると判断された事項については、取締役会にて、その対応方針や施策を審議・決議いたします。

なお、サステナビリティ委員会では、様々な属性の社員の力が発揮できるよう、社内制度における課題の把握や対策、風土醸成のための取り組みについての全社横断的な対応も併せて推進しております。『働く女性の支援』という社会課題の解決をリードする企業を目指し、誰もが自分らしく活躍できる組織の実現に取り組んでおり、気候変動に対する取り組みと連携しながら、社会の変化に対応した持続的な企業価値の向上を実現してまいります。

戦略

TCFD提言では、気候変動に起因する事業への影響を考察するため、複数の気候関連シナリオに基づき検討を行う「シナリオ分析」を行うことが推奨されており、当社グループでも不確実な将来に対応した戦略立案・検討を行うために分析を実施いたしました。

また、自社への影響のみならず、ターゲットとする「働く女性」にどのような影響が起こるのかまで包括的に考察を行うことで、気候変動によって起こる「働く女性」への影響に対して、当社グループがどのように対応・寄与していくべきかを考え、下記のようにシナリオ分析を実施しております。

今回のシナリオ分析では、脱炭素に向けてより野心的な気候変動対策の実施が想定される「1.5 シナリオ（一部2シナリオも併用）」と、現状を上回る気候変動対策が行われず、異常気象の激甚化が想定される「4 シナリオ」を参考に、定性・定量の両面から考察を行いました。なお、当社のカーボンニュートラルの目標達成年度である2050年に加え、SDGsの目標である2030年時点における影響を分析しております。

■1.5°Cシナリオ（脱炭素社会への移行に伴うリスク：大 異常気象などの物理的なリスク：小）
2100年時において、産業革命時期比で1.5°C未満の平均気温上昇が想定されるシナリオ。
カーボンニュートラル実現を目指し、気候変動課題を抑制するために現状以上の厳しい政策・法規制が敷かれる。
【参考シナリオ】IEA Net Zero Emissions by 2050、Sustainable Development Scenario、RCP2.6

■4°Cシナリオ（脱炭素社会への移行に伴うリスク：小 異常気象などの物理的なリスク：大）
2100年時において、産業革命時期比で3.2°C～5.4°C（約4°C）の平均気温上昇が想定されるシナリオ。
気候変動課題を軽減するための積極的な政策・法規制等は敷かれず、異常気象の激甚化が顕著に表れる。
【参考シナリオ】IEA Stated Policies Scenario、RCP8.5

（シナリオ分析）

シナリオ分析の結果、1.5 シナリオと4 シナリオの両シナリオにおいて、異常気象の激甚化による自社事業活動拠点への被害が大きなりリスクであると想定されました。ただし、当社グループでは、従来よりハザードマップを参考にし、物理的な被害が抑えられるような事業所作りを進めていたため、想定される被害についても最小限に留められており、自社の経営に大きな影響を与えるものではないと判断いたしました。今後もBCPを意識した事業所設営を進めるとともに、環境に配慮した設備や部材を用いた環境にやさしい事業所作りを行ってまいります。

また、脱炭素社会への移行に伴い、「働く女性」の働き方や就業形態に変化が起こることが想定されました。

当社グループは「働く女性」の活躍を支援するためのサービスを手厚く展開しており、社会貢献性の向上とともに収益機会の増加が見込めました。

今後も当社グループは事業活動を通じて気候変動抑制に寄与するとともに、『働く女性の支援』という社会課題の解決をリードする企業を目指してまいります。

(特定した主なリスク・機会とその対応)

区分	項目	発生時期	考察	自社への影響度		当社対応方針
				1.5	4	
自社グループへの影響	カーボンライシグの導入	中期～長期	炭素税や排出権取引などのカーボンライシグ導入により、操業コストが増加する。			再生可能エネルギーの使用 例：再エネ使用施設への事業所展開など 換気設備に換気によって失われる空調エネルギーの全熱を交換回収する省エネルギー装置（全熱交換器）の採用
	エネルギーコストの変化	中期～長期	エネルギー費用の上昇が取引先の事業運営費用（原材料費・物流など）の上昇を招き、当社の操業コストを上昇させる。			オフィス含む事業所の省エネ化 環境に配慮した事業所作り（内外装・設備）
	人口の変化	中期～長期	少子高齢化や人口の減少により、育児・保育サービスの需要が低下する。一方、シルバーケア事業や家事支援サービスについては需要が増加する。			サービスを通じた「働く女性への支援」
	異常気象の激甚化	短期～長期	台風や高潮などの異常気象の発生頻度や強度が強まることで、オフィスや物理的損害による操業不能や従業員に対する人的被害が発生し、業績悪化のリスクが発生する。 一方で、気候変動リスクへの備え（開設立地、施設堅牢性、備蓄）、BCPによる被災園・事業の早期復旧により、社会的信頼・評価が向上し、入園者が増加する。			「子どものためのSDGs」教育の推進 災害発生時を想定した従業員向けの訓練・研修の実施 物理的リスクに対して脆弱な資産（事業所など）の把握と災害対策対応 ネット上で需給をマッチングし、お客様の自宅でサービスを提供するナニー・シッター事業、シルバーケア事業を伸ばし、物理的な事業拠点やエネルギー消費量を増やさずに事業規模を拡大
社会（働く女性）への影響	低炭素技術の進展	中期～長期	環境技術分野における女性参加が増加。 働き方・就労形態が変化するに伴い、育児・保育サービスへの期待・需要がこれまでとは異なる方向へ変化。			サービスを通じた働く女性への活躍支援 在宅や近隣シェアオフィスで働く労働者が増える就労形態の変化に適應した、サービスの展開やサービス提供方法を開発
	人口の変化	中期～長期	異常気象の激甚化や気象パターンの変化により、健やかな生活が危ぶまれ、少子高齢化の進行とともに人口が減少する。			サービスを通じた「働く女性への支援」

評価基準 - 想定される発生時期 -

記載項目	項目の定義
長期	11年～30年後に発生が想定されるもの
中期	4年～10年後に発生が想定されるもの
短期	0年～3年後に発生が想定されるもの

評価基準 - 財務影響評価 -

：機会 ：リスク ：リスク機会の両面

記載項目	項目の定義
	1億円超の影響が想定されるもの
	1,000万円以上～1億円未満の影響が想定されるもの
	1,000万円未満の影響が想定されるもの

(主なリスクにより想定される当社への財務的インパクト(2050年時点))



リスク管理

(リスクに対する管理と対応)

当社グループでは、気候変動関連リスクについて「サステナビリティ委員会」にて管理を行います。

サステナビリティ委員会では、各グループ会社から気候変動関連リスクを抽出し、発生可能性や財務的影響の大小から定性・定量の両面で評価を行います。また、当社では新たな取り組みに伴い発生するリスクや重大な外部環境の変化などのリスクを、「重要リスク」として設定しています。「重要リスク」とであると判別されたものについては、取締役会にてその対応方針や施策を審議・決定することといたします。

また、その他リスクもしくは、短期的かつ緊急対応を要する事項(気候変動関連リスクを含む。)もしくはその他リスクに関しては、「リスク管理委員会」にてその対応を審議し、関連会社・部署への指示を行います。

気候変動関連リスクに関して緊急対応を要するため、リスク管理委員会で指示された対応については、その対応の進捗や、当社方針に沿った指示が適切に行われたのか等、サステナビリティ委員会で定期的なモニタリングを行います。

サステナビリティ委員会及びリスク管理委員会にて、識別・評価されたリスクについては、原則年に1回、取締役会に報告を行うことで全社的なリスクマネジメントとしております。

指標と目標

当社グループは、気候変動対応への進捗を管理するための指標として、GHG(温室効果ガス)排出量の削減目標を採用しております。

持続可能な社会の実現のために、パリ協定で掲げられた1.5 目標に沿って、2050年カーボンニュートラルを目指し、中長期的な戦略及び施策の検討を行ってまいります。

<当社事業活動におけるGHG排出量と削減目標>

区分	2019年	2020年	2021年	2022年
Scope 1,2合計 (t-co2)	1534.25	1548.82	1715.17	1739.52
内訳 Scope 1 (t-co2)	390.86	425.51	474.01	503.17
Scope 2 (t-co2)	1143.39	1123.31	1241.16	1236.35
延べ床面積あたり(t-co2/m ²)	0.060	0.056	0.059	0.056



算定対象: グループ会社含むオフィス及び事業所 テナント入居している拠点を除く

Scope1: 事業者自らによる温室効果ガスの直接排出(燃料の燃焼、工業プロセス)

Scope2: 他社から供給された電気、熱・蒸気の使用に伴う間接排出

(7)優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当社グループとして、上記のほか、保育・学童施設運営やナニーサービス・ベビーシッターサービス等の子育て支援事業や介護事業に対する国や社会の関心が高まる中で、さらなる事業拡大に向けた重要課題として以下の点に取り組んでまいります。

人材の確保

i)子育て支援事業（ファミリーケア事業（チャイルドケアサービス）・エデュケア事業）

日本社会全体にわたる賃上げの流れ及び働き手不足の深刻化を踏まえ、子育て支援業界でも、人材獲得競争の激化が続いております。しかしながら、子育て支援業界のパイオニアを自負する当社グループとしては、高品質なサービスを維持し、子育て支援事業を引き続き拡大させるために優秀な人材の確保が必要であります。

チャイルドケアサービス（ナニーサービス・ベビーシッターサービス）においては、子育て経験をキャリアとして評価し、女性とシニアの活用に積極的に取り組んでおり、当社グループが株式会社として唯一、こども家庭庁ベビーシッター割引券及び東京都ベビーシッター利用支援事業という二大助成金の適用を受けるための指定研修として認定を受けたベビーシッター自社研修を通して、新たなナニー・ベビーシッターを養成しております。

エデュケア事業においては運営する保育施設数の増加に伴い、保育士やスタッフの確保が急務となるため、新卒採用及び中途採用の強化に取り組んでおります。

2024年度は年間を通して約500人の保育スタッフ（約300人の保育士を含む。）を採用いたしました。保育士確保は依然厳しい状況が続いておりますが、就職フェアの出展などを通じて就職希望者との接点を増やしているほか、地方採用も積極的に行っており、地方から首都圏に上京して働く人に向けて借上げ住宅などのサポート施策を準備する等、様々な方法を駆使し、保育施設運営上の必要数の充足に努めております。

保育士の処遇改善については、2013年度の「安心こども基金」を活用した「保育士等処遇改善」以降、国からの補助金は年々増えており、2017年度には「保育士等処遇改善」によりキャリアアップによる給与改善の財源が確保されてきております。また、保育士の給与については、岸田政権が、2022年2月から教育・保育の現場で働く方々の収入の引上げを目的として開始した「保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業（現在の処遇改善等加算Ⅲ）」等も活用して、改善に取り組んでおります。

上記に加え、中長期的な成長戦略の実現を支えることができる評価・報酬制度や待遇等の抜本的な見直し、喫緊の経営課題であると認識し、各種制度や報酬水準の見直しに取り組んでおります。

j)ファミリーケア事業（シルバーケアサービス）

介護業界ではホームヘルパー2級保有者など有資格者に対する需要が高く、今後高齢者在宅ケアサービスを拡張するうえで、人材の確保が何よりも重要になります。なかでも当社グループのVIPケアサービスはオーダーメイドの在宅ケアサービスであるため、介護だけではなく家事支援、調理、茶道・華道等、幅広いサービスを提供していくため、そのサービスを提供するにふさわしい、素養のある人材の確保に力を入れております。

子育て支援業界と同様に、日本社会全体にわたる賃上げの流れ及び働き手不足の深刻化を踏まえた人材獲得競争の激化が続いておりますが、当社グループの提供サービスは介護保険適用外のサービスが中心であり、介護保険適用の訪問介護事業で働く介護士の報酬に比べて自由度が高いこと、働き方も一軒のお宅でじっくりお世話を行うため移動の時間が少ないこと、また、研修も充実していることなどの特色を踏まえて、人材獲得を強化しております。さらに、中長期的な成長戦略の実現を支えることができる評価・報酬制度や待遇等の抜本的な見直しにも取り組んでまいります。

人材の育成

人材サービス業である当社グループは、人材こそが宝であり、お客様に最高水準のサービスを約束するオンリーワン企業となる事を目指して、人材育成が重要な経営課題であると捉えております。そのため、下記のような様々な人材育成システムを通じて教育の機会を提供しております。

社員には、社内講師や専門家による階層別研修、専門研修、任意研修、eラーニング研修のほか、ポピンズ夢科研修センターでの合宿研修や海外研修を通じ、常に質の高いサービスを提供するために、人材への継続的な教育投資を実施しております。また、ナニー及びベビーシッターやケアスタッフ向けには採用時及び更新時の研修を定期的実施しております。

さらに、ナニー及びベビーシッター向けにナニー検定やナニースクールによるキャリア開発支援を行うとともに、ケアスタッフ向けに高齢者の健康に配慮しつつも満足していただける食事のレシピについての講習会を開催するなど、その人材の養成とサービスレベルの強化に努めております。

コーポレート・ガバナンスの強化

当社は、経営の効率化及び透明性の向上、並びに企業価値の向上のためには、コーポレート・ガバナンスの確立が不可欠であると認識しております。

そのため、東京証券取引所が公表しているコーポレートガバナンス・コードへの対応を含め、社外取締役を中心とした任意の指名・報酬諮問委員会の設置や、内部統制システムの十分性及びリスク管理体制の評価など、社外取締役による監督・牽制機能の強化、「ポピンズグループ人権方針」に基づく人権尊重の企業体質確立などの取り組みを推進してまいります。

その一環として、当事業年度においては、人権尊重に対する当社取締役の意識強化及びハラスメント研修の強化を進めました。加えて、当社グループの業務に従事するすべての者（役員、正社員、契約社員、アルバイト、ナニー・ケアスタッフ・ベビーシッター等の業務受託者、派遣社員等を含む）にとってより利用しやすい内部通報（公益通報）窓口として、当社グループから独立した法律事務所に運営を委託する社外窓口「ポピンズほっとライン」を設置しております。

コンプライアンスへの取り組み

児童福祉法や介護保険法及び労働者派遣法や職業安定法をはじめとする各種関連法令の遵守を厳格に実施しております。また、お客様の個人情報についても、法律に則った取扱いを徹底しております。そのために、内部監査、法務、財務経理、人事等、それぞれの分野で高い専門性や豊富な経験を有している人材を採用することに加え、社内規程の拡充整備に取り組んでおります。加えて、社員研修等により日常的にコンプライアンスへの意識を高めることで、さらなる内部管理体制の強化を図るとともに、コンプライアンスの徹底に努めてまいります。

安定的な資金調達の確保と財務基盤の強化

引き続き保育施設の開設を進めるとともに、DX（デジタル・トランスフォーメーション）への投資や新規事業及びM&Aによる事業拡大を図っていくためには、必要な資金を安定的に調達することが重要となります。当社グループでは、複数の金融機関と緊密な取引関係を維持し、資金調達の安定性と財務基盤の安全性を高めるよう努めております。

グローバル対応力の強化

アジアには日本の企業が数多く進出しており、そこに事業所内保育所のニーズがあると考えております。

現在、ハワイで託児施設を運営しておりますが、今後は海外の事業者との戦略的提携によるグローバル展開や、海外での保育施設運営を目指してまいります。

多様な人材の活用（外国人材、アクティブシニア等）

少子高齢化による人材不足の解消は、女性とシニア、そして外国人材にいかに関わりを持っていただくかにかかっております。

当社グループには、2024年12月現在、65歳を越えて働く人材が保育・学童施設等で400名以上、ナニーでは300名以上、活躍しております。当社グループの事業分野においては、年齢、性別、国籍を問わず多様な人材が持つ技能・経験・語学を活かして貢献いただくと考えております。

新規事業への取り組み

当社グループでは、2021年6月に不妊予防事業をスタートしております。これまで当社グループは、出産後の女性のライフステージに寄り添ってまいりました。しかし日本では、不妊治療とキャリアを両立できず悩んでいる女性が数多くいるという現実があります。この現実を踏まえ、出産前の女性が抱える「不妊」という問題に向き合い、働く女性が切れ目なく活躍できるように、支援の領域を広げ、当社グループ独自の不妊予防ポータルサイトの機能拡充や、企業研修の提供等を通じて、不妊予防におけるプラットフォームサービスを提供してまいります。また、実用化されると簡単な質問項目に答えるだけで、月経異常症や卵巣機能不全のリスクを知ることができる『不妊予防のための早期診断セルフチェックシート』の開発に向けて順天堂大学との間で臨床研究が最終段階に進んでおり、福利厚生として導入していただけるよう、行政・企業への働きかけを進めてまいります。

2022年9月には、ペットケアサービスをスタートしております。当社グループが展開するファミリーケア領域（ナニー・ベビーシッター、家事代行、介護）において、安心のポピンズブランドで「家族の一員」であるペットの健康と幸せをサポートするペットシッターを派遣し、ペットもご家族の一員としたワンストップのサービス提供を目指します。ペットケアサービスの立ち上げにより、さらに切れ目のないサポートで働く女性やご家族を支援してまいります。

SDGsの当社グループ経営へのさらなる取り入れ

2020年12月21日に東京証券取引所市場第一部に上場した際に、調達資金の使途に関し、当社グループのこれまでの取り組みによるSDGsへの貢献についてセカンドパーティ・オピニオンによる第三者評価を取得いたしました。当社グループがおかれている経営環境や当社グループの経営戦略を踏まえ、社会課題対応に向けた取り組み状況の開示や、当社グループの経営目標への組入れ等により、引き続きSDGsを当社グループの経営の中核に位置付けてまいります。

具体的には、保育所での付加的サービス提供を含めた保育の質向上、待機児童のさらなる解消、保育所との両輪となるベビーシッターサービスの子育て社会インフラとしての確立、介護離職回避やアクティブシニアの活用、DXの活用による保育士等の労働環境のさらなる改善等、経営戦略として達成すべき事項をSDGsの観点を交えて設定してまいります。

事業成長戦略とDX戦略の推進

「規模及び範囲」の拡大、つまり当社グループの事業成長戦略としては、1つめに既存事業であるファミリーケア事業、エデュケア事業、プロフェッショナル事業の拡大、2つめに新規事業である、ペットケアサービス、不妊予防などの育成に、引き続き取り組んでまいります。そのいずれについてもM&A及び戦略的提携を掛け算することにより、更なる成長を目指します。

そして当社グループが一番の強みとする「クオリティ」を向上させる事業戦略としては、これまで35年以上にわたり当社グループが培ってきた有形無形の資産を活用した、人材確保・育成、R&D、SDGsの推進に取り組んでまいります。

そのうえで「生産性」を向上させるため業務改革、働き方改革、ICTやIoTの活用により業務効率化及び付加価値向上に注力してまいります。

それら全てに対して、常に、当社グループの「DX戦略」が掛け算となります。「顧客DB」「人財DB」の活用に加え、今後はAIの活用やプラットフォーム化を通じ、「人のぬくもりや優しさに価値を置くDX戦略」を実現してまいります。

2【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社グループでは、サステナビリティに関する課題への対処を、重要な経営課題と位置づけ、以下のようなガバナンス、戦略、リスク管理並びに指標及び目標のもとに、取組みを進めております。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末において当社グループが判断したものであります。

(1) ガバナンス

当社グループでは、「ポピンズグループ人権方針」に基づく人権尊重の企業体質確立などの取り組みや気候変動を含むサステナビリティ課題についての全社横断的な対応の推進、並びに、様々な属性の社員の力が発揮できるよう、社内制度における課題の把握や対策、風土醸成のための取り組みについての全社横断的な検討を行うため、C H R Oを委員長とする「サステナビリティ委員会」を設置しております。サステナビリティ委員会は原則年2回開催され、サステナビリティ課題に対する基本方針や重要事項について審議・検討を行います。

また、審議された内容は、原則年に1回取締役会へ報告し、事業活動や財務に重大な影響を与えると判断された事項については、取締役会にて、その対応方針や施策を審議・決議いたします。

特に気候変動への対応についての詳細は、「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等 (6) 気候変動への取り組みとTCFDへの対応」に記載の通りであります。

(2) 戦略

人材サービス業である当社グループは、人材こそが宝であり、成長の原動力です。マルチステークホルダーの一角である「社員」のやりがいや成長を、お客さまや株主の利益と同じように、より一層大事にしていくことにより、お客様に最高水準のサービスを約束するオンリーワン企業となることを目指しております。今後も社員のやりがいや成長を後押しする、様々な人材育成システムを通じて、持続的成長及び企業価値向上を実現してまいります。

また、当社グループでは気候変動への対応について、TCFD提言に基づき、気候変動に起因する事業への影響を考察するため、複数の気候関連シナリオに基づき検討を行う「シナリオ分析」を行っており、不確実な将来に対応した戦略立案・検討を行うために分析を実施しております。

自社への影響のみならず、ターゲットとする「働く女性」にどのような影響が及ぶのかまで包括的に考察を行うことで、気候変動による「働く女性」への影響に対して、当社グループがどのように対応・寄与していくべきかを考え、脱炭素に向けてより野心的な気候変動対策の実施が想定される「1.5 シナリオ（一部2 シナリオも併用）」と、現状を上回る気候変動対策が行われず、異常気象の激甚化が想定される「4 シナリオ」を参考に、定性・定量の両面から考察を行いました。なお、当社のカーボンニュートラルの目標達成年度である2050年に加え、SDGsの目標である2030年時点における影響を分析しております。詳細は、「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等 (6) 気候変動への取り組みとTCFDへの対応」に記載しております。

(3) リスク管理

当社グループでは、気候変動関連リスクや人権侵害の懸念等を含むサステナビリティ関連リスクについて「サステナビリティ委員会」にて管理を行います。

サステナビリティ委員会では、各グループ会社から気候変動関連リスクや人権侵害の懸念等のリスクを抽出し、発生可能性や財務的影響の大小から定性・定量の両面で評価を行います。また、当社では新たな取り組みに伴い発生するリスクや重大な外部環境の変化などのリスクを、「重要リスク」として設定しています。「重要リスク」であると判別されたものについては、取締役会にてその対応方針や施策を審議・決定することといたします。

また、その他リスクもしくは、短期的かつ緊急対応を要する事項（気候変動関連リスクや人権侵害の懸念等を含む。）もしくはその他リスクに関しては、代表取締役社長グループC E Oを委員長とする「リスク管理委員会」にてその対応を審議し、関連会社・部署への指示を行います。

気候変動関連リスクや人権侵害の懸念等に関して緊急対応を要するため、リスク管理委員会で指示された対応については、その対応の進捗や、当社方針に沿った指示が適切に行われたのか等、サステナビリティ委員会で定期的なモニタリングを行います。

サステナビリティ委員会及びリスク管理委員会にて、識別・評価されたリスクについては、原則年に1回、取締役会に報告を行うことで全社的なリスクマネジメントとしております。

特に気候変動への対応についての詳細は、「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等 (6) 気候変動への取り組みとTCFDへの対応」に記載しております。

(4) 指標及び目標

当社グループは「(2)戦略」における人材育成に関する方針について、本報告書提出日現在において、当該方針についての具体的な指標及び目標を設定しておりません。今後、関連する指標のデータ収集及び分析を進め、開示項目を検討してまいります。具体的には、社員一人ひとりのやりがいや成長を通じた幸福度の向上が、最高水準のサービスや高い生産性を実現する原動力になると捉え、エンゲージメントをはじめとした各種指標及び目標を設定

します。これらをモニタリングすることで、グループ全体ならびに各事業の取組みの進捗確認及び改善に活用していくことを検討してまいります。

また、当社グループは、気候変動対応への進捗を管理するための指標として、GHG（温室効果ガス）排出量の削減目標を採用しております。

指標及び目標の詳細は、「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等 (2) 目標とする経営指標」に記載しております。

3【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであり、将来において発生する可能性があるすべてのリスクを網羅するものではありません。なお、当該リスクが顕在化する可能性の程度や時期、当該リスクが顕在化した場合に当社グループの経営成績及び財政状態等に与える影響につきましては、合理的に予見することが困難であるため記載しておりません。

(1)事業に関するリスク

少子化や待機児童減少について

チャイルドケアサービス（ナニーサービス、ベビーシッターサービス）においては、少子化の進行により、将来、児童数がさらに減少した場合には、ナニー・ベビーシッターのニーズも減少する可能性があり、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

一方で、女性の社会進出やベビーシッター利用への社会的認知度の増大により、ベビーシッター市場は、当社独自の推計（ ）によれば、2020年の320億円から2030年には1,000億円規模に到達するものと推定しております。

当社グループでは、顧客ニーズの多様化や個別化に対応したチャイルドケアサービス事業の展開を行っており、少子化の進行ペースを上回る、さらなる事業拡大に努めてまいります。

国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成29年推計）」、厚生労働省「2021年国民生活基礎調査」、全国保育サービス協会「ベビーシッターNOW 2022」、リンナイ「世界5カ国の「ワーキングママの育児事情」に関する意識調査(2019年)」、ほかに基づき当社独自推計

エデュケア事業においては、待機児童対策のための保育所の新規開設はピークアウトしており、保育所定員が前年2023年時点の305万人から、2024年時点で304万人と前年比0.6万人の減少に転じました。新型コロナウイルス感染症の影響も含めた少子化・出生数減少の影響を受け、保育所利用者数は前年2023年時点の272万人から、2024年時点で271万人と前年比1.2万人減と、2年連続で減少しております。今後については、女性の就労率の上昇や、非正規雇用者の正規雇用化、共働き世帯割合の増加が、引き続き進むことが想定されるため、保育所の整備が進んでも潜在的な待機児童数の高止まりは継続すると、当社グループとして見込んでおります。一方で、少子化の進行はコロナ禍以降、さらに加速しており、将来的には想定した園児数の獲得が困難となる可能性があります。エデュケア事業の収益は主に園児や児童の人数に応じて増減するため、想定した園児数等の獲得ができない場合、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

人材派遣・紹介事業においては、将来児童数がさらに減少した場合、保育士等の紹介や派遣需要が減少する可能性があり、その場合には経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

当社グループの対応策としては、保育士等の紹介事業には派遣事業と一体となった効率的な営業・オペレーション体制と共に、保育・学童施設の利用者の動向や事業環境の変化に対応した「働く女性の支援」に資する事業の在り方を継続して検討してまいります。

国や自治体による方針の改訂について

当社グループは、2024年12月現在8つの自治体から居宅訪問型保育事業()の認可を受け、ナニーサービスを提供しております。今後ベビーシッター事業に関連する国や自治体の方針が変わり、居宅訪問型保育事業が縮小された場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

子ども・子育て支援法における地域型保育事業の一つとして位置づけられており、主に医療的ケアが必要な幼児の居宅において、保育者による1対1の保育を行うものであり、待機児童の多い都市部の保育では、この仕組みを利用した、待機児童対策が行われております。

当社グループのシルバーケアサービス（高齢者在宅ケア）事業のうち介護保険の対象となる訪問介護については、「介護保険法」の規制の対象となります。将来、介護保険法が改正され、介護保険適用対象になるサービス受給者ないし受給額が減少した場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

当社グループのエデュケア事業のうち認可保育所及び認証保育所については、国あるいは地方自治体の許認可が必要であり、待機児童の動向等を考慮して、自治体ごとに年度の新設保育所の数が決定されます。また、既存の認可保育所及び認証保育所についても、将来、補助金の減額が行われることも考えられます。したがって、か

かる政策変更が行われた場合には、当社グループにおける子育て支援事業の成長が止まり、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

研修事業において現在、保育士の待遇向上と専門性の強化に向けてこども家庭庁が定めた保育士等キャリアアップ研修や子育て支援員研修の国や自治体の研修委託を多数受けておりますが、今後待機児童問題が解消し、保育士不足の問題が一巡して国や自治体の方針が転換された場合、研修受託が減少し、当社グループの経営成績や財政状態に影響を与える可能性があります。

当社グループの対応策としては、各事業に関連する政策動向を緊密にモニタリングすることで、かかる事業の顕在化リスクの早期把握に努めており、国や自治体の方針改訂に対応した「働く女性の支援」に資する事業の在り方を継続して検討してまいります。

既存保育施設の賃貸借契約について

保育施設に適した物件の確保は、立地条件、環境、物件の質、広さ等の条件を満たすものでなければならず、物件の選定が他の業種と比較して困難であることから、絶対的な物件数が少ない状況にあります。

当社グループにおいては、保育施設的环境とともに採算性を重視しており、保証金、賃借料等の開設条件に見合う物件を確保してきておりますが、賃貸物件の契約が更新できない場合、又は契約更新時に賃借料が上昇した場合、当社グループの経営成績や財政状態に影響を与える可能性があります。

当社グループの対応策としては、情報網の整備、デベロッパーとの緊密な事業提携や、施設運営のさらなる効率化や付加的サービス提供に向けた取り組み強化により、採算性の維持・向上に努めてまいります。

食の安全について

当社グループのエデュケア事業では、食育を重視しており、本社の栄養士チーム監修による献立に基づき、各施設にて素材にこだわった給食やおやつを手作りで提供しております。そのため、新鮮さ、栄養価、安全性など食材の品質に留意しております。また、「食品衛生法」に沿った厳正な食材管理及び衛生管理と食品アレルギー対策の徹底により、食中毒やアレルギー等の事故の防止に努めております。また、ナニー、ケアスタッフ、家事支援スタッフがご家庭で調理を行う場合も同様の衛生管理の徹底を行っております。

しかしながら、何らかの原因により食の安全性に重大な問題が生じた場合、当社グループの経営成績や財政状態に影響を与える可能性があります。

当社グループでは、マニュアルを作成し、研修を実施するなど食の安全を確保するための取り組みを行うとともに、重大な問題が生じた場合、品質管理会議（月1回）において報告と改善状況を監視するとともに、本支社役員及び各施設の施設長が参加する全体会議において、通達事項の共有及びISO9001QMSのトラブルを共有し、原因究明と再発防止に努めております。

(2)組織体制に関するリスク

人材の確保、育成について

2025年1月の保育士の有効求人倍率は3.78倍と、前年同月（2024年1月：3.54倍）をさらに上回る水準となり、他業界を含めた人材の獲得競争が激化しております。当社グループでは、処遇改善のほか、働き方改革による残業削減や、働き甲斐のある職場づくりに努めてまいります。万一、予定した人材の確保に遅れ等が生じた場合、既存施設の運営計画や新規施設の開園計画に遅延等を及ぼす可能性があるため、当社グループの経営成績や財政状態に影響を与える可能性があります。

当社グループでの対応策としては、保育士に「副業・兼業制度」を導入するとともに、保育士たちが保育施設で働きながら副業としてベビーシッターとしても活躍できる「ベビーシッター付ナーサリー」を推進しております。

また、当社グループでは、ナニー及びベビーシッターやケアスタッフ、家事支援スタッフ等各事業サービスを運営する人材を確保することは重要な経営課題であります。人手不足が深刻化する中で、各種人材の採用も年々難しくなる中、共働き世帯の増加による働く女性の拡大に伴い、当社グループが提供する各種サービスの利用ニーズは増える一方となっております。採用活動の強化やナニー検定、ナニースクール等に基づく人材育成を図っておりますが、万一、欠員補充や新規人材の確保が計画どおり進まず、サービス提供体制の維持や人員基準を満たせなくなった場合や、ナニーやケアスタッフなどの稼働状況が想定を下回った場合には、サービス提供に影響を及ぼす可能性があります。

当社グループの対応策としては、急激な需要の拡大にも対処できるよう、採用活動の強化やナニー検定、ナニースクール等に基づく人材育成プログラムの充実を図るとともに、集合・対面研修だけでなく、動画配信や双方向型のオンライン研修を組み合わせたハイブリッド型の教育研修の仕組みを拡充することで、質の高い人材の確保、育成に努めてまいります。

上記に加え、日本社会全体にわたる賃上げの流れ及び働き手不足の深刻化を踏まえ、中長期的な成長戦略の実現を支えることができる評価・報酬制度や待遇等の抜本的な見直し、事業共通の喫緊の経営課題であると認識し、各種制度や報酬水準の見直しに取り組んでまいります。

内部管理態勢について

当社グループでは、業務上の人為的ミスや社員による不正行為等が発生することのないよう、教育研修強化及び内部牽制機能の強化に努めております。しかしながら、将来的に内部管理上の問題が発生した場合、ステークホルダーからの信頼性が低下し、当社グループの経営成績や財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

当社グループの対応策として、法務コンプライアンス部が中心となり、マニュアルの作成や研修の実施、内部通報制度の運用など、予防対策の徹底、当社グループ内の遵守に努めると共に、リスク管理委員会への報告及びリスク管理委員会の運営を通じた、取締役会によるリスク管理体制の評価・改善指導に取り組んでまいります。

個人情報の流出について

当社グループでは、園児や児童から高齢者まで様々な年代のお客様及びその保護者・家族の氏名や住所に加えて人材派遣・紹介サービス登録者など多くの個人情報を保持しているため、個人情報を厳重に管理のうえ、慎重に取り扱う体制を整えております。万が一漏洩するようなことがあった場合には、利用者を含め広く社会的な信用を失うこととなります。その結果、ナニーサービス及びベビーシッターサービスやシルバーケアサービス利用者の退会、園児の退園、人材派遣・紹介登録者の減少、保育施設等の新規開設等に影響が出ることにより、当社グループの経営成績に影響を与える可能性があります。

当社グループでは、2017年に情報セキュリティマネジメントに関する国際品質規格ISO27001(品質マネジメントシステム)の認証を取得いたしました。事業の全ての領域において、積極的に情報セキュリティに取り組み、お客様の情報資産を安全に管理することが経営課題であると自覚し、情報セキュリティを確保することで安全・信頼・最高水準のサービスという創業以来、当社グループが積み重ねてきたブランドイメージをさらに高め、顧客満足度を向上させてまいります。

また、具体的な対応策として、本支社担当役員、ISO内部監査員が参加する品質管理会議(月1回)において、ISO27001ISMSによる情報インシデントについて報告と改善状況を監視しており、原因究明と再発防止に努めております。

多様な人材の活用(外国人材、アクティブシニア等)について

当社グループでは、女性とシニア、そして外国人材の活用に取り組んでおります。しかしながら、これらの多様な人材が十分確保できなかった場合は、当社グループの経営成績に影響を与える可能性があります。

(3)外部環境に関するリスク

法的規制等について

エデュケア事業では、各保育所の多くが認可保育所、東京都認証保育所、事業所内保育所など運営上、様々な法的規制のもとで運営されております。また、高齢者在宅ケア事業では介護保険対象外のVIPケアを主力としているものの、介護保険法等諸制度に基づいたサービスの提供も行っております。したがって、今後、法的規制が何らかの形で強化あるいは変更された場合には、当社グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

当社グループの対応策としては、このような制度変更リスクから受ける影響をできる限り緩和するべく、保育所の運営形態を多様化するとともに、制度上の影響を受けないチャイルドケアサービス事業の強化育成など、事業ポートフォリオのバランスをとるべく努力しております。

なお、当社グループの事業に関連する主な法的規制等は以下のとおりであります。当社グループにとって主要な関連法令である児童福祉法においては、万一、関係法令の規定水準に達しない場合や、給付費の請求に関し不正があったとき、また、改善命令や事業の停止命令に従わず違反したときには、許認可が取り消される場合があり、当社グループの経営成績に影響を与える可能性があります。

)チャイルドケアサービス事業

児童福祉法

)シルバーケアサービス事業

介護保険法、食品衛生法

)エデュケア事業

児童福祉法、児童福祉施設最低基準、食品衛生法

)人材派遣・紹介事業

職業安定法

有料職業紹介事業の許可要件労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(労働者派遣法)

雇用情勢の変化等について

人材派遣・紹介業界は、産業構造の変化、社会情勢、景気変動、法改正に伴う雇用情勢の変化等に影響を受けます。現状の需要は堅調に推移しておりますが、今後、様々な要因により雇用情勢もしくは市場環境が悪化した場合、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。景気後退に伴う新規人材需要の減少や既存の顧客企業における業務縮小・経費削減等により人材需要が大きく減退した場合、人材派遣における労働者派遣契約数の急激な減少、転職市場における求人需要の大幅減少に伴う人材紹介事業の事業規模縮小など、当社グループの事業運営に大きな影響を及ぼす可能性があります。

(4)その他のリスク

感染症について

当社グループでは、施設や居宅において子育てや介護支援のサービスを提供しており、顧客や従業員が新型コロナウイルスをはじめとする感染症に罹患する可能性があります。当社グループでは、安全・安心なサービス環境を確保するため、感染症対策を徹底しております。

しかしながら、新型インフルエンザやコロナウイルス等、人類が免疫を持たない未知の感染症が流行した場合、従事する保育士や指導員、ベビーシッター、ケアスタッフ等が多数欠勤することで施設の運営が困難となりうる他、感染症蔓延地域におけるベビーシッターのキャンセルなど、当社グループの経営成績に影響を与える可能性があります。

当社グループでは、新型コロナウイルス感染症等に対するリスク管理に万全を期すため、危機管理委員会を開催し、感染症の流行に対する予防対策の徹底、予兆の発見と対処、感染者発生時の対処と原因究明、再発防止策の指示を行っており、引き続き対応を図ってまいります。

事故・安全管理について

当社グループのチャイルドケアサービス事業やエデュケア事業では0歳から学童までを対象としております。そのため、サービス提供の際に不測の事故等が発生する可能性を完全に排除することは困難であると考えております。また、昨今、小学校等において外部侵入者に対する危機管理の徹底が行われつつあります。保育施設でも同様な管理体制が不可欠ですが、保育事業は学童よりさらに低年齢の園児が対象であり、かつスタッフもまだまだ男性が少ないことから、さらに徹底した対策が必要になります。万一これらの事故が発生して当社グループの責任が問われるような事態が発生した場合には、当社グループへの信頼の低下、ブランド価値の毀損及び訴訟等の費用により、当社グループの今後の事業展開及び経営成績に影響を与える可能性があります。

当社グループでは、定期的に行う全体会議や施設長ミーティング等で、起こりうる事故や起きてしまった事故の情報共有や対策検討を徹底しており、ISO9001による従業員への定期的教育及び業務マニュアルの遵守、また保険への加入等対応には万全を期しております。さらに、保育施設では、施設の徹底や外部セキュリティ管理機関との契約等により、施設入出管理には徹底した配慮を行っており、当社グループは、施設の運営において園児や児童の安全に配慮し、万全の体制で臨んでおり、これまでに経営成績に大きな影響を与えるような事故等は発生しておりません。

シルバーケアサービス(高齢者在宅ケア)事業では、介護保険適用サービス対象の顧客は主に要介護認定を受けた高齢者を対象としていることから、サービス提供時には身体に負担を与えることも考えられ、その結果、顧客の体調悪化等が生じる可能性があるほか、介護サービス提供時における事故の可能性も否定できないと考えております。万一これらの事故が発生して当社グループの責任が問われるような事態が発生した場合には、当社グループへの信頼の低下、ブランド価値の毀損及び訴訟等の費用により、当社グループの今後の事業展開及び経営成績に影響を与える可能性があります。

当社グループでは、定期的に行う全体会議等で、起こりうる事故や起きてしまった事故の情報共有や対策検討を徹底しており、ISO9001による従業員への定期的教育及び業務マニュアルの遵守、また保険への加入等対応には万全を期しております。

さらに、当社グループでは、本支社担当役員、ISO内部監査員が参加する品質管理会議(月1回)において、ISO9001QMSの品質管理目標の進捗とケガ・事故・クレームなどのトラブルについて報告と改善状況を監視するとともに、前述のとおり、本支社役員及び各施設の施設長が参加する全体会議において、通達事項の共有及びISO9001QMSのトラブルを共有し、原因究明と再発防止に努めております。

自然災害について

当社グループでは、全国において保育施設、学童施設等運営のサービスを展開しております。地震や津波等の大規模な自然災害が発生した場合、当該エリアにおいて、スタッフ等の安全への懸念及び当社グループの事業所が稼働できない状況になると考えられます。当社グループでは、事業所機能の早期復旧や支援スタッフの派遣等、サービス提供体制の維持に努めてまいりますが、サービス提供ができなくなる場合、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

本社・各支社・事業所において、緊急時における事業継続に係るリスク対策を総点検し、顧客の安全を最優先とした危機管理体制の強化を図ってまいります。

当社グループでは、危機管理委員会において、災害発生時に備えた備蓄や訓練、想定される被害を最小限に抑制するための対策の徹底、災害発生時の対処と事後復旧策の指示を行っており、引き続き対応を強化してまいります。

競合他社の参入について

保育所への入所を希望する児童数（待機児童）は、首都圏においても減少傾向にあります。このような状況下、エデュケア事業における保育所の受託競争は激化しており、一部の地域では価格競争になるケースもあります。また、既存の保育所においても、待機児童解消のため近隣に新たな認可保育所が開設された結果、園児の獲得競争になるケースも発生しております。当社グループでは、価格競争の受託案件には参加せず、自治体や委託法人から「高品質の保育」の維持に対する理解を得ることにより、高付加価値サービスの提供に努めておりますが、今後多様な業種からの参入が相次ぎ、競合他社との競争がさらに激化した場合には、当社グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

チャイルドケアサービス事業のナニーサービスにおいては、当社グループの自社開発システムであるポピンズシステムを活用した顧客情報の管理とスタッフによる適切な登録ナニーのマッチング体制を整えております。当社グループは、ベビーシッター事業者最大手として長年蓄積してきた実績とブランド力に加えて、顧客に最高水準のサービスを提供できるナニーを育成する充実した教育体制を備えており、これは一朝一夕でできるものではないため、高付加価値を求める顧客層向けのナニーサービスにおける参入障壁は高いと考えております。また、ベビーシッターサービスについても、お客様がオンライン上で自らベビーシッターを選ぶことができるサービスの利便性・自由度に加えて、ナニーサービスで培ったノウハウや、それらを基盤とした基礎研修や事故・お怪我・クレーム対応の共通化を掛け合わせることや、ポピンズブランドへの厚い信頼等により、他社が提供するオンラインマッチング型のサービスとは、高いレベルで差別化がなされていると考えております。一方で、他業界から大手企業が新規参入した場合もしくは価格競争が激化した場合には、当社グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

シルバーケアサービス（高齢者在宅ケア）事業においては、当社グループは介護保険適用外のVIPケアサービスを事業の主力としており、現状では同様のニーズを満たしたサービスを提供する事業者には限りがありますが、今後同様のサービスを提供する競合他社が参入し、競合他社との競争がさらに激化した場合には、当社グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

当社グループの対応策としては、競合他社の動向や新規参入などを緊密にモニタリングすることで、かかる事業の顕在化リスクの早期把握に努めており、競争環境の変化に対応した「働く女性の支援」に資する事業の在り方を継続して検討してまいります。

減損会計が適用されるリスクについて

当社グループの保育施設は、土地及び建物を賃借しておりますが、一部の保育施設については内装設備等を資産計上しております。今後、固定資産を保有する保育施設の収益性が低下する等、固定資産の減損に係る会計基準及び固定資産の減損に係る会計基準の適用指針により減損損失を認識する事態が発生した場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

当社グループの対応策としては、各業態単位で施設の収益管理PDCA（人員配置、定員管理、コスト管理）を徹底し、必要に応じて施設ごとの改善対策を明確化することで、損失処理の発生を未然に予防するとともに、発生した場合の最小化に努めてまいります。

季節変動について

当社グループにおける保育施設等は4月に新規開設されるものが多くなります。また自治体より受託している保育士研修事業等は6月以降に開始され翌年2月頃まで実施されることが多い傾向があります。そのため、第2四半期連結会計期間（4月～6月）において、備品等の新規開設費用が計上されることや一部事業で売上が減少することにより利益が一時的に低下する傾向にあります。

グローバル展開について

今後は海外の事業者との戦略的提携によるグローバル展開や、海外での保育施設運営を目指してまいりたいと考えておりますが、海外特有の法的規制やカントリーリスク、為替リスクなど様々なリスクがあり、当社グループの経営成績に影響を与える可能性があります。

新規事業への取組みについて

当社グループでは、新規事業として、不妊予防事業、ペットケアサービス等を展開しております。しかしながら、新規事業の取組みには不確実な要素が多く、市場環境の大きな変化や競合他社の動向など様々な要因により、計画通り新規事業を拡大することが困難な可能性があります。

当社グループの対応策としては、新規事業の成長性と収益性について、経営会議においてフォローアップと検証を行ってまいります。

案件を厳選したM&Aの推進について

当社グループでは案件を厳選したM&Aにより事業の拡大を図る場合がありますが、それに見合った収益が得られない場合や、資金の回収が滞る可能性があります。

デジタルトランスフォーメーション（ICT、AIの活用による生産性向上とビジネスの拡大）について

当社グループでは、デジタルトランスフォーメーション部（DX部）を設置し、情報のデジタル化とデータの有効活用に取り組んでおりますが、ICTやAIを活用したビジネス拡大や生産性向上が計画通り進展しない場合、当社グループの経営成績に影響を与える可能性があります。

当社グループの対応策としては、DX部が中心となり、検討と推進を行ってまいります。

資金調達について

当社グループにおきましては、保育施設の新規開設に関する設備資金、新規事業もしくはM&Aに関する投資資金は、金融機関からの借入等により調達しております。総資産に対する有利子負債合計の割合は、2022年12月期11.7%、2023年12月期18.2%、2024年12月期23.8%と推移しておりますが、今後、新規開設やM&A等に伴い借入が増加する可能性があり、金利の急激な変動や金融情勢の変化によって計画どおり資金調達ができなかった場合には、設備投資や新規事業が制約されるなど当社グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

レピュテーションリスクについて

従業員による不正・不祥事や、個人情報等の業務上の機密情報の不適切な取り扱い・流出により、当社グループの信頼性・企業イメージが低下し、経営成績に悪影響を与える可能性があります。

当社グループの対応策として、法務コンプライアンス部が中心となり、予防対策の検討、当社グループ内の実施徹底を図るとともに、本支社担当役職員、ISO内部監査員が参加する品質管理会議（月1回）において、ISO27001ISMSによる情報インシデントについて報告と改善状況を監視しており、原因究明と再発防止に努めております。

大株主について

当社の代表取締役社長である轟麻衣子は、轟氏、その親族、および株式会社スピネカ（轟氏及びその親族の資産管理会社）の所有株式数を含めると、本書提出日現在で発行済株式総数（自己株式を除く。）の61.0%を所有しております。

轟氏は、安定株主として引続き一定の議決権を保有し、その議決権行使にあたっては、株主共同の利益を追求するとともに、少数株主の利益にも配慮する方針を有しております。当社といたしましても、轟氏は安定株主であると認識しておりますが、何らかの事情により、大株主である轟氏の持分比率が低下した場合には、当社株式の市場価格及び議決権行使の状況等に影響を及ぼす可能性があります。

4【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当連結会計年度における当社グループ（当社及び連結子会社）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下、「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

経営成績の状況

当連結会計年度において、わが国の経済は緩やかに回復し、個人消費は賃金の改善に支えられて持ち直しました。しかしながら、年後半には企業収益の回復ペースが鈍化し、政府が企業収益の見通しを引き下げるなど、一部の分野では停滞の兆しが見られました。また、米国及び欧州の金融政策の影響を受けて円安が進行したことに加えて、ロシア・ウクライナ情勢の継続や中東地域の不安定化により、エネルギー供給への懸念が引き続き存在し、輸入物価やエネルギー価格の上昇が家計や企業のコスト負担を増加させております。

また、2024年の年間出生数（注1）は前年比5.5%減の68万人台となる見通しです。コロナ禍を機に少子化トレンドの加速が続いており、出生数の減少ペースが明らかに加速した2016年から2023年までの年平均減少率4.0%と比較しても、直近の減少傾向はさらに強まっております。

政府は強い危機感を背景に、2023年12月、こども家庭庁から、こども基本法に基づく幅広いこども施策を推進する基本方針や重要事項を一元的に定めた「こども大綱」、その実現に向けて具体的な取り組みを明記した「こども未来戦略」などを発表し、2030年代に入るまでが状況を反転させることができるかどうかの重要な分岐点であると強調しております。そして、児童手当を高校生年代まで支給するよう延長し、第3子以降への給付金を大幅に増やすなどの子育て世代への支援を戦略の柱に据えております。また、3歳から就学までの子を持つ従業員が柔軟な働き方ができるよう、企業に始業時間の変更やテレワーク導入などを求める改正育児・介護休業法が、2025年4月から段階的に施行される予定であります。

当社は、このような子育て・教育、働き方等を取り巻く外部環境がめまぐるしく変化する状況のもと、「働く女性を 最高水準のエデュケアと介護サービスで支援します。」というミッションの下、引き続きナニーサービス及びベビーシッターサービスを起点に、認可・認証・事業所内保育所や学童保育などエデュケア施設の運営や、高齢者在宅ケアを行うシルバーケアサービス等を展開し、フルラインでの働く女性を支援する事業を推進いたしました。

（注1）日本人のみの国内の出生数。なお、2024年の外国人を含む国内の出生数も過去最少の約72万人となりました。

（単位：百万円）

	前連結会計年度		当連結会計年度		前期比	
	実績	構成比(%)	実績	構成比(%)	増減	増減率(%)
売上高	28,893	100.0	31,690	100.0	2,797	+9.7
売上原価	22,957	79.5	25,106	79.2	2,149	+9.4
売上総利益	5,935	20.5	6,583	20.8	647	+10.9
販売費及び一般管理費	4,773	16.5	5,009	15.8	235	+4.9
営業利益	1,162	4.0	1,574	5.0	411	+35.5
経常利益	1,301	4.5	1,594	5.0	293	+22.5
親会社株主に帰属する当期純利益	677	2.3	776	2.5	98	+14.5

当連結会計年度においては、営業利益は過去最高益となりました。

売上高につきましては、31,690百万円（前期比9.7%増）となりました。その主な要因は、ファミリーケア事業において、引き続きベビーシッターサービスの業績拡大がけん引したこと、またナニーサービス、シルバーケアサービスの業績も堅調に推移したこと、およびエデュケア事業において当連結会計年度に、保育所・学童児童館等9施設を閉園する一方、園児定員数100名超の大規模認可保育所2施設を含む11施設を開設したこと等により順調に拡大したことに加え、令和5年度（2023年4月～2024年3月）人事院勧告に伴う公定価格改定により助成金収入が増加したことによるものです。

(特記事項) 令和5年度人事院勧告に伴う公定価格改定及び処遇改善の影響

(単位:百万円)

	公定価格改定 (売上高増:注2)			処遇改善 (費用増)			利益影響			備考
	当連結会計年度			当連結会計年度			当連結会計年度			
		第3 四半期 累計	第4 四半期		第3 四半期 累計	第4 四半期		第3 四半期 累計	第4 四半期	
令和5年度分 (注3)	329	329	-	432	432	-	103	103	-	
令和6年度分 (注4)	383	243	140	453	-	453	70	243	313	2025年第1四 半期分を一部 前倒し支給
合計	712	572	140	885	432	453	173	140	313	
内、 当社独自改善	-	-	-	103	103	-	103	103	-	

(注2) 助成金の受給による売上高増加を指す。

(注3) 令和5年度分:2023年4月~2024年3月

(注4) 令和6年度分:2024年4月~2024年12月(2025年3月まで継続して受給予定。一部前倒しで処遇改善を実施)

売上総利益につきましては、高利益率のファミリーケア事業の構成比が上昇したこと、ならびに主にエデュケア事業における以下の要因により、売上高増加率を上回る前期比10.9%増の6,583百万円となりました。

(プラス要因)

- ・保育士等の採用チャネル多様化に伴う効率化により、採用費が前期比で約1.4億円減少したこと
- ・前連結会計年度の4月開園施設が黒字化したこと
- ・当連結会計年度に開設した学童等の委託型施設等が利益貢献したこと
- ・認可保育所における園児充足率が、前期比で改善したこと
- ・非常勤職員配置等合理化の取り組みが順調に進捗し、粗利率の改善に寄与したこと

(マイナス要因)

- ・当連結会計年度に完成した認可保育所等直営施設の開園準備費用が前期比で増加したこと
- ・前連結会計年度と比較して9園が閉園となったこと

(その他 特殊要因)(注5)

- ・令和5年度人事院勧告に伴う公定価格改定等の影響について、令和5年度分(2023年4月~2024年3月分)の助成金収入増加329百万円を踏まえた保育職員等の人件費増額(処遇改善)について、当社独自改善分103百万円を含む432百万円を、当連結会計年度において費用計上したこと
- ・令和5年度人事院勧告に伴う公定価格改定等の影響について、令和6年度分(2024年4月~2024年12月分)の助成金収入増加383百万円を踏まえた保育職員等の人件費増額(処遇改善)について、2025年第1四半期分の一部前倒し支給を含む453百万円を、当連結会計年度において費用計上したこと

(注5) 詳細は「(特記事項) 令和5年度人事院勧告に伴う公定価格改定及び処遇改善の影響」参照。

また、販売費及び一般管理費につきましては、当連結会計年度に完成した認可保育所等直営施設の新規開設投資額が前期比で増加したことによる租税公課(控除対象外消費税等)の増加や、主にベビーシッターサービスの業績拡大に伴うコールセンター費用、システム保守費用等の事業成長に伴う準変動費の増加や、執行体制強化に伴う人件費及び採用費等の増加があったものの、役員報酬総額の減少等により、売上高増加率を下回る、前期比4.9%増の5,009百万円に留まりました。

以上の結果、営業利益は1,574百万円(前期比35.5%増)となりました。なお、経常利益は前連結会計年度において営業外収入として法人保険解約返戻金138百万円を計上したことが前年比較に影響していることにより、営業利益増加率を下回る、前期比22.5%増の1,594百万円となりました。

間接共通費を配賦した後に営業収支が赤字となる保育所の設備について減損損失371百万円を計上いたしました(内、363百万円は第3四半期に計上)。その結果、当連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益は、経常利益増加率を下回る、前期比14.5%増の776百万円となりました。

セグメント別の経営成績は次のとおりです。なお、各セグメントの金額は、セグメント間取引を相殺消去する前の金額であります。

(単位：百万円)

	セグメントの名称	前連結会計年度		当連結会計年度		前期比	
		実績	構成比(%)	実績	構成比(%)	増減	増減率(%)
売上高	ファミリーケア事業	5,559	19.2	6,776	21.3	1,216	+21.9
	エデュケア事業	22,333	76.9	24,004	75.4	1,670	+7.5
	プロフェッショナル事業	654	2.3	582	1.8	72	11.1
	その他	484	1.7	474	1.5	9	2.1
	調整額(注)	138	-	146	-	7	-
	合計	28,893	-	31,690	-	2,797	+9.7
セグメント利益	ファミリーケア事業	1,214	44.2	1,389	45.7	175	+14.4
	エデュケア事業	1,363	49.6	1,567	51.5	203	+15.0
	プロフェッショナル事業	189	6.9	83	2.7	105	55.9
	その他	20	0.7	2	0.1	22	-
	調整額(注)	1,584	-	1,468	-	116	-
	合計	1,162	-	1,574	-	411	+35.5

(注) 調整額は、各報告セグメント間の内部売上高又は振替高、報告セグメントに配分していない全社費用です。全社費用は、主に経営管理に係る一般管理費及び事業セグメントに帰属しない販売費及び一般管理費です。

(ファミリーケア事業： ナニーサービス、ベビーシッターサービス、シルバーケアサービス)

ナニーサービスにつきましては、ナニープレミアムを中心とした底堅い需要が継続し、売上高は前期比で4.4%増加しております。

ベビーシッターサービスにつきましては、東京都ベビーシッター利用支援事業を採用する自治体がさらに増加しており、その旺盛な需要を取り込むべく、3つの施策を推進しております。

- ・既存ベビーシッターの稼働促進
- ・採用広告への投資継続(応募数の増加)
- ・採用拠点の常設化投資(面接数の増加及び対面面接による質の担保)

その結果、売上拡大傾向は継続しており、当連結会計年度においては前期比で44.3%増と大きく成長しております。

シルバーケアサービス(高齢者在宅ケアサービス)につきましては、前期を通じて推進してきた営業強化策が功し、新規入会者数の増加、家事支援や高付加価値サービスのナースケアの貢献などにより、売上高は前期比で7.6%増加しております。

以上の結果、売上高は6,776百万円(前期比21.9%増)、セグメント利益は1,389百万円(同14.4%増)となりました。

(エデュケア事業： 保育施設、学童児童館等の運営)

当事業については、当連結会計年度において、認証保育所等の直営型施設4箇所、学童児童館等の委託型施設等5箇所(計9箇所)を閉園する一方、大規模認可保育所を含む直営型施設5箇所、委託型施設等6箇所(計11箇所)を開設しました。その結果、当連結会計年度末における総施設数は前期比で2箇所増加、預り園児数も認可認証保育所合計で3.3%増加し、公定価格改定による助成金収入増加の影響(注5)等と併せて、エデュケア事業の売上高は24,004百万円(前期比7.5%増)となりました。

セグメント利益の成長率については、売上高成長率を上回りました。その理由としては、大規模保育所の開設により前期を上回る設備投資に伴う租税公課(控除対象外消費税等)の増加や、前期閉園の影響などのマイナス要因があったものの、保育士等の採用チャネル多様化に伴う効率化により採用費が前期比で減少したこと、前期閉園直営施設及び当期開設委託型施設等が利益貢献したこと、園児集客強化の取り組みが奏功し、当連結会計年度を通して認可保育所で前期の充足率を1.6pt上回る水準で園児数が推移したことや、非常勤職員配置等の合理化の取り組みが進捗したこと、などプラス要因が上回り、粗利率の改善に寄与しました。

以上の結果、セグメント利益は、令和5年度人事院勧告に伴う公定価格改定による売上高増及び処遇改善によるマイナス影響173百万円（注6）があったものの、1,567百万円（前期比15.0%増）となり、業績改善が着実に進捗しております。

（注6）詳細は「（特記事項）令和5年度人事院勧告に伴う公定価格改定及び処遇改善の影響」参照。

（プロフェッショナル事業：国内・海外研修）

当事業については、国内の自治体を実施する保育士キャリアアップ研修や子育て支援研修等の保育研修の受託事業が売上の大きな割合を占めております。自治体を実施するこれらの保育研修は、主に第1四半期の後半から第3四半期の前半にかけて受注後、第3四半期から翌第1四半期の前半にかけて研修を実施し、実際の研修実施の進捗に応じて売上を計上しております。したがって、当事業の売上高及び利益の大部分は、下半期に計上されます。

当連結会計年度においては、長期に亘り提供してきた大型研修2案件が受注に至らず、中・小型案件で受注挽回を進めた結果、受注高は年度計画比で9割程度まで進捗したものの、収益性の高い大型案件が減少したことにより営業利益率の低下要因となりました。

以上の結果、売上高は582百万円（前期比11.1%減）、セグメント利益は83百万円（同55.9%減）と、減収減益となりました。

（その他：人材派遣・紹介、新規事業等）

売上高につきましては、保育士派遣先における需要は安定して推移したものの、人材紹介事業の実績が前期比で弱含んだことにより、474百万円（前期比2.1%減）となりました。

一方で、新規事業立ち上げ費用等の影響が徐々に軽減していることから、セグメント利益は2百万円（前連結会計年度は20百万円のセグメント損失）となりました。

財政状態の状況

（資産）

当連結会計年度末における総資産は16,714百万円（前連結会計年度末比2,092百万円増）となりました。

流動資産につきましては、12,515百万円（前連結会計年度末比3,209百万円増）となりました。その主な要因は、借入金の返済及び配当金の支払いなどの減少要因があったものの、新規借入及び保育所の開設等に関する助成金の受取りにより現金及び預金が増加したためであります。

固定資産につきましては、4,199百万円（前連結会計年度末比1,117百万円減）となりました。その主な要因は、建設仮勘定、および建物及び構築物の減少によるものであります。建設仮勘定は、保育所の開設に伴い建設仮勘定を建物及び構築物等へ振替えたことにより減少しております。建物及び構築物は、保育所の開設などの増加要因があったものの、保育所の開設等に関する助成金の受入れに伴い圧縮記帳を行ったこと、および減損損失の計上により減少しております。

（負債）

当連結会計年度末における負債は8,208百万円（前連結会計年度末比1,701百万円増）となりました。

流動負債につきましては、5,467百万円（前連結会計年度末比1,245百万円増）となりました。その主な要因は、賞与引当金が減少したものの、短期借入金、1年内返済予定の長期借入金、未払金、未払法人税等及び前受金が増加したためであります。

固定負債につきましては、2,740百万円（前連結会計年度末比456百万円増）となりました。その主な要因は、新規借入による長期借入金の増加によるものであります。

（純資産）

当連結会計年度末における純資産は8,506百万円（前連結会計年度末比390百万円増）となりました。その主な要因は、剰余金の配当388百万円があったものの、親会社株主に帰属する当期純利益776百万円を計上したことにより利益剰余金が増加したためであります。

この結果、当連結会計年度末の自己資本比率は、50.9%（前連結会計年度末比4.6ポイント減）となりました。

キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）は、8,373百万円（前期比3,372百万円の増加）となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果得られた資金は、1,840百万円（前期比1,069百万円の増加）となりました。これは主に、税金等調整前当期純利益1,222百万円、減価償却費266百万円、減損損失371百万円、未払金の増加額181百万円、前受金の増加額111百万円、法人税等の還付額83百万円等の増加要因があったものの、賞与引当金の減少額77百万

円、売上債権の増加額63百万円、法人税等の支払額410百万円等の減少要因があったことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果得られた資金は、598百万円(前期は827百万円の使用)となりました。これは主に、助成金の受取額1,317百万円、敷金及び保証金の返還による収入52百万円及び保険積立金の解約による収入61百万円等の増加要因があったものの、認可保育所等の新規開設に関する有形固定資産の取得による支出660百万円、資産除去債務の履行による支出63百万円並びに敷金及び保証金の差し入れによる支出56百万円等の減少要因があったことによるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果得られた資金は、933百万円(前期比117百万円の増加)となりました。これは主に、長期借入金の返済による支出875百万円及び配当金の支払額389百万円等の減少要因があったものの、短期借入金の純増減額600百万円及び長期借入れによる収入1,600百万円等の増加要因があったことによるものであります。

生産、受注及び販売の実績

a. 生産実績

当社グループは、生産活動を行っていないため、該当事項はありません。

b. 受注実績

当社グループは、受注活動を行っていないため、該当事項はありません。

c. 販売実績

当連結会計年度の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	
	金額(百万円)	前年同期比(%)
ファミリーケア事業	6,673	122.6
エデュケア事業	24,004	107.5
プロフェッショナル事業	558	86.5
報告セグメント計	31,235	109.9
その他	454	96.7
合計	31,690	109.7

(注) 1. セグメント間の取引については相殺消去しております。

2. 最近2連結会計年度の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は、100分の10以上を占める相手先がないため記載を省略しております。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

a. 経営成績等の分析

経営成績等の分析については、「第2 事業の状況 4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 経営成績等の状況の概要」に記載のとおりであります。

b. 経営成績に重要な影響を与える要因について

経営成績に重要な影響を与える要因は、「第2 事業の状況 3 事業等のリスク」に記載のとおりであります。

c. 資本の財源及び資金の流動性について

(キャッシュ・フローの状況の分析)

当社グループのキャッシュ・フローの状況の分析については、「第2 事業の状況 4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 経営成績等の状況の概要 キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

(財政政策)

当社グループは、運転資金、設備資金及びシステム開発資金につきましては、内部資金（新株発行による増資を含む。）又は借入により資金調達することとしております。このうち借入による資金調達に関しましては、短期運転資金については金融機関からの短期借入金によって、長期運転資金及び保育所の新規開設に伴う設備投資、システム開発資金については、新株発行による増資及び長期借入金によって調達しております。

d. 経営者の問題認識と今後の方針について

当社グループは、2023年2月14日に、2027年12月期を最終年度とする5カ年の中期経営計画（オーガニック成長で2027年12月期の業績目標を売上高350億円・営業利益率10%・配当性向40%・ROE15%）を公表し、その達成に向けて取り組んでまいりました。しかしながら、わが国における少子高齢化の進展や、働き方・子育て・介護に関するあり方などの外部環境変化は、年間出生数の記録的な減少を筆頭に、中期経営計画公表時の当社想定を上回るスピードで急激に進み、各事業においても、以下のような事業課題への対処が求められております。

ファミリーケア事業においては、ベビーシッターサービスを中心に中期経営計画公表時の想定を上回る旺盛な需要拡大が続く一方で、数年後の業容拡大を見越した、サービス品質管理やリスク管理の体制構築が急務となっております。

エデュケア事業においても、保育所の待機児童解消がさらに進む一方、学童保育の待機児童顕在化が想定を超える速さで進展していることを踏まえ、2025年12月期以降の新規開発案件の獲得方針については、設備投資を伴わない学童児童館等の委託型施設に戦略の軸足を移しております。また、こども家庭庁による、人事院勧告に伴う公定価格の人勧改定率が、令和5年度は+5.2%、令和6年度は前述のとおり+10.7%と、過去に例のない高水準で示されたことは、エデュケア事業の売上高及び売上原価を共に押し上げる要因であり、結果的に当社の売上高営業利益率の押し下げ圧力となります。

また、全事業に共通する要因として、日本社会全体にわたる賃上げの流れ及び働き手不足の深刻化を踏まえ、中長期的な成長戦略の実現を支えることができる評価・報酬制度や待遇等の抜本的な見直しが、喫緊の経営課題であると認識しております。

e. 経営戦略の現状と見通し

当社グループは、上記のような問題認識を踏まえ、また、売上高営業利益率に替わる、当社グループの経営効率性を示す指標（事業別の投下資本利益率(ROIC)などを含む）を提示する必要があると判断したことなどから、中期経営計画を見直すことといたしました。

当社グループは、引き続き旺盛な需要拡大が続くファミリーケア事業を成長ドライバーとしつつ、安定的にキャッシュ・フローを創出するエデュケア事業を事業基盤として、急速に進行する少子高齢化を含む市場環境及び政策などの外部環境変化に機動的に対応することにより、引き続き利益拡大を通じた企業価値向上を図ってまいります。

新たな中期経営計画につきましては、事業環境等を総合的に勘案し、改めて見直したうえで2025年8月中を目途に公表することを予定しております。なお、配当性向については引き続き連結配当性向40%前後を基本とし、中長期的にROE15%以上を目指す方針については、変更はありません。

当社グループは、日本初のSDGs-IP0企業として、利益成長の実現と同時に社会課題の解決に資することで、引き続き、当社グループのさらなる発展と企業価値の向上を目指してまいります。

さらに将来、保育所が淘汰される時代の到来に向けて、収益性とシナジー効果を考慮し、案件を厳選したM&Aや戦略的提携を推進するとともに、新規事業開発に取り組むことで日本のSDGsをリードする企業として一層の発展を遂げる方針であります。

重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

連結財務諸表の作成に当たって用いた会計上の見積り及び仮定のうち、重要なものについては、「第5 経理の状況 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 (重要な会計上の見積り)」に記載のとおりであります。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当連結会計年度においては、認可保育所を中心とする314百万円（補助金等の圧縮記帳額1,328百万円控除後）の設備投資を行いました。

セグメント別の設備投資については、以下のとおりであります。

(1)ファミリーケア事業

当連結会計年度においては、27百万円の設備投資を行いました。主な内容としては、採用・研修拠点15百万円及びソフトウェア投資11百万円であります。

なお、当連結会計年度における重要な設備の除却又は売却等はありません。

(2)エデュケア事業

当連結会計年度においては、269百万円の設備投資（補助金等の圧縮記帳額1,328百万円控除後）を行いました。主な内容としては、認可保育所を中心とする新設施設の内装設備等208百万円、既存施設の安全対策設備等56百万円及びソフトウェア投資4百万円であります。

なお、当連結会計年度における重要な設備の除却又は売却等はありません。

(3)プロフェッショナル事業

当連結会計年度においては、2百万円の設備投資を行いました。主な内容としては、ソフトウェア投資2百万円であります。

なお、当連結会計年度における重要な設備の除却又は売却等はありません。

(4)全社（共通）

当連結会計年度においては、12百万円の設備投資を行いました。主な内容としては、ソフトウェア投資3百万円であります。

なお、当連結会計年度における重要な設備の除却又は売却等はありません。

2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、次のとおりであります。

(1) 提出会社

2024年12月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額			従業員数 (人)
			建物及び構築物 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)	
本社(東京都 渋谷区)	全社(共通) ファミリーケア事業 エデュケア事業 プロフェッショナル事業 その他	事業統括施設	93	157	250	52(19)

- (注) 1. 帳簿価額のうち「その他」は、工具、器具及び備品、リース資産、ソフトウェアであります。
2. 従業員数の()は、臨時雇用者数を外書しております。
3. 上記本社の建物は全て賃借により使用しており、年間賃借料は72百万円であります。

(2) 国内子会社

2024年12月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額				従業員数 (人)
				建物及び構築物 (百万円)	土地 (百万円) (面積㎡)	その他 (百万円)	合計 (百万円)	
(株)ポピンズ エデュケア	本社(東京都渋谷区)	全事業	事務所	26	-	4	30	88(21)
(株)ポピンズ エデュケア	大阪支社(大阪 市北区)	全事業	事務所	10	-	0	10	16(3)
(株)ポピンズ エデュケア	直営保育施設93 園(東京都)	エデュケア事業	保育設備	609	-	34	643	1,244(753)
(株)ポピンズ エデュケア	直営保育施設18 園(神奈川県)	エデュケア事業	保育設備	120	-	6	126	264(179)
(株)ポピンズ エデュケア	直営保育施設5 園(愛知県)	エデュケア事業	保育設備	14	-	0	14	29(23)
(株)ポピンズ エデュケア	直営保育施設6 園(大阪府)	エデュケア事業	保育設備	90	-	2	93	86(44)
(株)ポピンズ エデュケア	直営保育施設15 園(その他)	エデュケア事業	保育設備	14	-	1	16	191(135)
(株)ポピンズ エデュケア	ポピンズ白金研 修ルーム(東京 都)	全社(共通)	研修設備	5	112 (43.03)	-	118	-(-)
(株)ポピンズ エデュケア	ポピンズ夢科研 修センター(長 野県)	全社(共通)	研修設備	81	8 (16,636.00)	1	91	2(4)
(株)ポピンズ ファミリーケア	本社(東京都渋谷区)	ファミリーケア 事業	事務所	0	-	17	18	67(42)
(株)ポピンズ シッター	本社(東京都渋谷区)	ファミリーケア 事業	事務所	11	-	14	26	23(7)

- (注) 1. 帳簿価額のうち「その他」は、主に工具、器具及び備品、ソフトウェア、リース資産であります。
2. 従業員数の()は、臨時雇用者数を外書しております。
3. 事務所及び保育設備の建物の大部分は賃借により使用しており、年間賃借料は2,109百万円であります。

(3) 在外子会社

在外子会社については、記載すべき主要な設備がないため、記載しておりません。

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設

当社グループの主な設備投資は、エデュケア事業における保育設備であり、当連結会計年度末現在における重要な設備の新設、増床計画は次のとおりであります。なお、保育施設について自治体より認可等が必要な場合には、現時点で内定を得られた施設のみを記載しております。

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達方法	着手及び完了予定年月		完成後の 増加能力
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了	
(株)ポピンズ エデュケア	保育施設1園 (東京都)	エデュケア 事業	保育設備	292	110	自己資金及び 借入金	2024年8月	2025年3月	受入定員 60名
(株)ポピンズ エデュケア	保育施設1園 (大阪府)	エデュケア 事業	保育設備	280	115	自己資金及び 借入金	2024年6月	2025年3月	受入定員 60名
(株)ポピンズ エデュケア	保育施設1園 (大阪府)	エデュケア 事業	保育設備	196	-	自己資金及び 借入金	2025年8月	2026年3月	受入定員 90名

(2) 重要な設備の除却等

重要な設備の除却に該当する計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	34,720,000
計	34,720,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (2024年12月31日)	提出日現在発行数(株) (2025年3月28日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	10,177,300	10,177,300	東京証券取引所 (スタンダード市場)	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	10,177,300	10,177,300	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

決議年月日	2019年12月13日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 6名 当社従業員 12名 当社子会社取締役 5名 当社子会社従業員 203名
新株予約権の数(個)	157,900 [157,350]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 157,900 [157,350] (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	120 (注) 2
新株予約権の行使期間	自 2023年7月1日 至 2029年11月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 120 資本組入額 60
新株予約権の行使の条件	(注) 3, 4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5

当事業年度の末日(2024年12月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2025年2月28日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1 . (1) 新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的である株式の数は、新株予約権1個当たり1株とする。なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的である株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

- (2) 上記のほか、2に定める行使価額の調整事由が生じた場合にも、各新株予約権につき、調整後株式数に調整後行使価額を乗じた額が調整前株式数に調整前行使価額を乗じた額と同額になるよう、各新株予約権の行使により発行される株式の数は適切に調整されるものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
- (3) 新株予約権割当日以降、当社が他社を吸収合併もしくは他社と新設合併を行う場合、又は株式交換を行い完全親会社になる場合は、当社は必要と認める目的株式数を合理的な範囲内で調整するものとする。
- (4) 新株予約権割当日以降、当社が当社の株式につき単元株式数の設定又は変更を行う場合は、当社は必要と認める目的株数を合理的な範囲内で調整する。
- (5) 新株予約権割当日以降、当社が資本減少又はこれに準じる行為を原因として株式数を調整する必要があるときは、合理的な範囲内で、当該株式数を適切に調整する。
- 2.(1) 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に当該新株予約権の目的である株式の数を乗じた金額とする。行使価額は、金120円とする。なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、行使価額は次の算式により調整されるものとし、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、時価を下回る価額で新株を発行する場合又は自己株式を処分する場合（新株予約権の行使、株式交換による自己株式の移転の場合によるものを除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

- (2) 本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。
- (3) 上記の他、当社の発行済株式総数の変更を生ずる事由の発生によって行使価額の調整を必要とする場合には、行使価額の調整を適切に行うものとする。
- 3.(1) 新株予約権発行時において当社及び当社の関係会社の取締役又は従業員であった者は、新株予約権の行使時において、当社又は当社の関係会社の取締役、監査役又は従業員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由がある場合で、当社の取締役会が承認したときはこの限りでない。
- (2) 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、新株予約権の目的である当社普通株式が証券取引所に上場している場合に限り権利行使することができるものとする。
- (3) 本新株予約権の行使は、既に行使した本新株予約権を含めて次の各号の個数を上限に行使することができる。ただし、計算の結果1個未満の端数が生じる場合には、これを切り上げるものとする。
- () 2023年7月1日から2024年6月30日まで
新株予約権者に割り当てられた個数の100分の30
- () 2024年7月1日から2025年6月30日まで
新株予約権者に割り当てられた個数の100分の50
- () 2025年7月1日から2026年6月30日まで
新株予約権者に割り当てられた個数の100分の70
- () 2026年7月1日から2029年11月30日まで
新株予約権者に割り当てられた個数の全て
- (4) 本新株予約権者が死亡した場合は、相続人は本新株予約権を行使できないものとする。
- (5) 新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる。ただし、各新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。
- (6) その他の条件については、当社の取締役会の決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結される新株予約権割当契約書に定めるところによる。

- 4.(1) 新株予約権者が、当社及び当社の関係会社の取締役、監査役又は従業員のいずれの地位も有しなくなった場合には、当社の取締役会が別途定める日に新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 次に定める議案が当社の株主総会で決議された場合（株主総会決議を要しない場合は、当社の取締役会で決議された場合）、当社は、当社が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
- () 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - () 当社が分割会社となる吸収分割契約又は新設分割計画承認の議案
 - () 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
 - () 当社の株式を証券取引所に上場する準備を取りやめる議案
- (3) 当社は、新株予約権者が割当契約書に定める権利喪失事由に該当した場合は、取締役会が別途定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。
5. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に沿ってそれぞれ交付する。この場合においては、残存する新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、本号の取扱いは、本号に定める条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（注）1.(1)に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整した再編後の行使価額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

再編対象会社による新株予約権の取得

4.に準じて決定する。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増減 額(百万円)	資本準備金残 高(百万円)
2020年12月18日 (注)1	1,100,000	9,780,000	1,473	1,563	1,473	1,484
2020年12月28日 (注)2	397,300	10,177,300	532	2,095	532	2,016

(注)1. 有償一般募集(ブックビルディング方式による募集)

発行価格 2,850円
引受価額 2,679円
資本組入額 1,339.5円
払込金総額 2,946百万円

2. 有償第三者割当(オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資)

割当価格 2,679円
資本組入額 1,339.5円
割当先 大和証券株式会社

(5) 【所有者別状況】

2024年12月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株 式の状況 (株)
	政府及び地 方公共団体	金融機関	金融商品取 引業者	その他の法 人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	11	21	44	33	19	3,294	3,422	-
所有株式数 (単元)	-	18,305	1,640	41,228	3,828	61	36,626	101,688	8,500
所有株式数の割 合(%)	-	18.00	1.61	40.54	3.76	0.06	36.02	100	-

(注)自己株式429,232株は「個人その他」に4,292単元、「単元未満株式の状況」に32株含まれております。

(6)【大株主の状況】

2024年12月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社スピネカ	東京都港区南麻布4丁目11番46号	3,960	40.62
轟 麻衣子	東京都港区	1,320	13.54
株式会社日本カストディ銀行	東京都中央区晴海1丁目8番12号	724	7.43
日本スタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区赤坂1丁目8番1号	651	6.68
清板 大亮	東京都港区	331	3.40
みずほ信託銀行株式会社有価証券管理信託0730064号	東京都千代田区丸の内1丁目3番3号	225	2.31
みずほ信託銀行株式会社有価証券管理信託0730065号	東京都千代田区丸の内1丁目3番3号	225	2.31
中村 紀子	東京都港区	220	2.26
CACEIS BANK, LUXEMBOURG BRANCH / UCITS - FULL TAX (常任代理人:シティバンク、エヌ・エイ東京支店)	5, ALLEE SCHEFFERL-2520 LUXEMBOURG, LUXEMBOURG (東京都新宿区新宿6丁目27番30号)	113	1.16
猪俣 崇	東京都江戸川区	70	0.72
計	-	7,840	80.43

(注) 株式会社日本カストディ銀行の所有株式の内訳は、(信託口)602千株、(年金特金口)65千株、(信託B口)31千株、(信託口4)15千株、(信託A口)6千株、(年金信託口)3千株であります。

(7)【議決権の状況】
【発行済株式】

2024年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 429,200	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 9,739,600	97,396	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	普通株式 8,500	-	-
発行済株式総数	10,177,300	-	-
総株主の議決権	-	97,396	-

(注)「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式32株が含まれております。

【自己株式等】

2024年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社ポピンズ	東京都渋谷区広尾五丁目6番6号	429,200	-	429,200	4.22
計	-	429,200	-	429,200	4.22

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(百万円)
当事業年度における取得自己株式	4	0
当期間における取得自己株式	-	-

(注) 当期間における保有自己株式数には、2025年3月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取請求による株式数は含めておりません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他(新株予約権の権利行使)	24,160	2,899,200	300	36,000
保有自己株式数	429,232	-	300	-

(注) 当期間の取得自己株式の処理状況及び保有状況には、2025年3月1日から有価証券報告書提出日までに新株予約権の権利行使によって交付した自己株式並びに単元未満株式の買取請求によって取得した自己株式は含めておりません。

3【配当政策】

当社は、利益配分につきましては、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を継続して実施することを基本方針としております。また、内部留保金は、将来の企業価値を高めるための既存事業拡大や新規事業・M&A、DX及びグローバル戦略の展開等に備えて充実に図り、SDGsの考えに準拠して持続的な成長に向けた投資等に活用いたします。

当社の剰余金の配当につきましては、期末配当の年1回を基本的な方針としております。また、当社は、株主への機動的な利益還元を可能とするため、剰余金の配当等の会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会決議によって定める旨を定款に定めております。期末配当については、連結配当性向40%前後を基本とし、利益や剰余金の水準を勘案のうえ、配当額を決定しております(ただし、特別な損益等の特殊要因により親会社株主に帰属する当期純利益が大きく変動する事業年度についてはその影響を考慮し配当額を決定いたします。)。なお、取締役会の決議により毎年6月30日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

上記の基本方針に基づき、当事業年度の配当につきましては、2025年2月19日開催の取締役会で1株当たり40円の配当を実施することを決定しました。この結果、当事業年度の連結配当性向は50.1%となりました。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)
2025年2月19日 取締役会決議	389	40

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社グループは、「働く女性を 最高水準のエデュケアと介護サービスで支援します。」をミッションとし、保育業界のリーディングカンパニーであるという認識のもと、創業以来35年以上にわたり「企業や家庭内で“働く女性”」を支援してまいりました。今後も株主・従業員をはじめとして、お子様、保護者、お年寄り、介護者、取引先、自治体、地域社会といった全てのステークホルダーに満足していただける新しいサービス、新しい事業領域を創造して、日本社会の発展に貢献し続けていきたいと考えております。

将来にわたって継続的に理念を実現していくためには、透明・公正かつ迅速な経営の意思決定を迅速に行い、社会の変化に対応して持続的な企業価値の向上を実現していくコーポレート・ガバナンスの構築が必要不可欠です。

当社は、取締役会における議決権を持つ監査等委員である取締役と企業経営や専門領域において豊富な経験を持つ社外取締役の選任を通じ、取締役の職務執行に対する監督・牽制機能を強化するとともに、経営の監督と業務執行の役割分担を明確化して、経営の透明性と機動性の両立を図っております。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

イ．企業統治体制の概要

当社は、取締役会における議決権を有する5名の社外取締役（監査等委員である取締役を含む。）が経営の意思決定に関わることで、取締役会の監査・監督機能を強化することができ、当社のコーポレート・ガバナンスをより一層充実させるとともに、経営の効率化を図ることが可能であると判断しております。当社のコーポレート・ガバナンス体制は以下のとおりであります。

・取締役会

取締役会は、本書提出日現在、社内取締役5名（うち監査等委員である取締役1名）、社外取締役5名（うち監査等委員である取締役2名）の計10名で構成されており、原則として月1回の定期開催と必要に応じて臨時開催を実施し、株主総会での決定内容に基づく経営の意思決定と取締役の業務執行を監督しております。社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、会社経営経験者等であり、当社のコーポレート・ガバナンスに対して助言・指導を行うとともに経営の透明性・客観性を高めております。なお、取締役の氏名については、「(2) 役員の状況」に記載しております。

・監査等委員会

監査等委員会は、本書提出日現在、監査等委員である取締役3名（うち社外取締役2名）で構成されており、うち1名を常勤の監査等委員である取締役として選定しております。各監査等委員は、人事、経理、法務等の専門知識又は業界経験を有しております。監査等委員会は毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時監査等委員会を開催し、各監査等委員相互の意思疎通を図っております。監査等委員である取締役は、監査等委員会が定めた監査の方針、監査計画等に従い、取締役会、取締役会において決定された各委員会、経営会議等の重要な会議への出席、重要書類等の閲覧等により、取締役の業務執行を監視するとともに、子会社の監査役を兼任し、業務や財政状態等の調査を行う等、取締役の業務執行を監査しております。また、監査等委員会では、内部統制・監査部が実施する内部監査及び会計監査人が実施する会計監査とも連携を図り、効率的かつ効果的な監査を実施しております。なお、監査等委員である取締役の氏名については、「(2) 役員の状況」に記載しております。

・その他

取締役の職務執行を補完すること及び経営の意思決定事項を全社に共有するために以下の会議体を設置しております。なお、当社では会社法に基づく機関の他、取締役の職務執行を効率的に進めるため、取締役会において執行役員を選任しております。

1) 指名・報酬諮問委員会

当社は、取締役の指名・報酬に係る評価・決定プロセスについて、公正性・透明性・客観性を担保するため、取締役会の諮問機関として、独立社外取締役を委員長とし独立社外取締役2名を含む3名で構成する任意の指名・報酬諮問委員会を設置しております。

2) リスク管理委員会

代表取締役社長グループCEOを委員長とし、常勤取締役、当社グループ各社の代表取締役及び事業責任者、および委員長が指名する者が参加し、リスクの分析やリスク抑制策の管理、並びに危機発生時の対応を管理しております（原則6か月に1回開催、リスクの顕在化時には随時開催）。

3) コンプライアンス委員会

CCOを委員長とし、常勤取締役、人事総務部門長及び委員長が指名する者が参加し、コンプライアンスの啓蒙や法令違反の発生防止策の検討等を行っております（原則6か月に1回の開催、コンプライアンス違反事項の調査事項の調査等必要に応じて随時開催）。

4) 経営会議

執行役員その他経営幹部（子会社を含む。）が参加して、毎月の業績報告、業務執行状況を把握しております（月1回開催）。

5) 投資・ポートフォリオ管理委員会

代表取締役社長グループCEOを委員長とし、常勤取締役及び当社グループ各社の各部門長等が参加し、設備投資を含む投融資及びそれらの管理運用並びに投融資の解消等を管理しております（月1回開催、必要に応じて臨時開催）。

6) サステナビリティ委員会

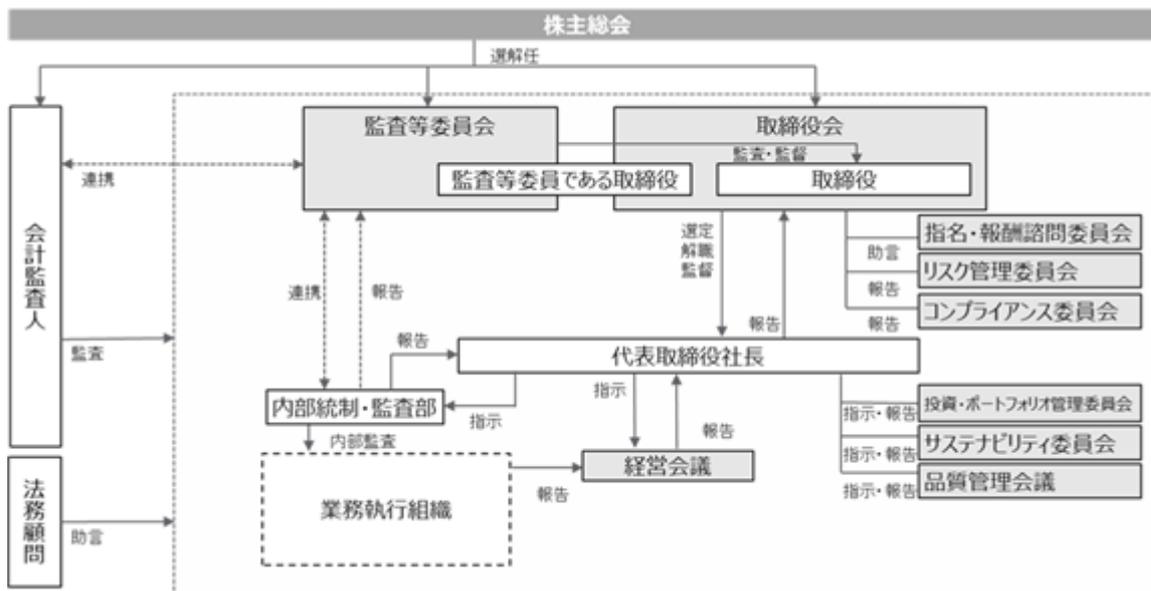
CHROを委員長とし、常勤取締役、当社グループ各社の執行役員及び事業責任者、当社の人事総務部門長が参加し、「ポピズグループ人権方針」に基づく人権尊重の企業体質確立などの取り組みや気候変動を含むサステナビリティ課題についての全社横断的な対応の推進、気候変動関連リスクについての抽出・評価・管理、並びに、様々な属性の社員の力が発揮できるよう、社内制度における課題の把握や対策、風土醸成のための取り組みについて、全社横断的な検討を行っております（原則6か月に1回の開催）。

7) 品質管理会議

本支社担当役員、ISO内部監査員が参加し、ISO9001QMSの品質管理目標の進捗とケガ・事故・クレームなどのトラブル、およびISO27001ISMSによる情報インシデントについて報告と改善状況を監視しております（月1回開催）。

なお、これらの体制の他、代表取締役社長の直轄組織として内部統制・監査部を設置し、当社グループ全体の内部監査を実施しております。内部統制・監査部は職務執行の適正性を監査し、結果を代表取締役社長及び監査等委員会に報告するとともに、監査等委員会と連携し、担当部署及びその責任者に対し、必要に応じて内部統制の改善策の指導、助言を行っております。

コーポレート・ガバナンス体系図



ロ. 企業統治の体制を採用する理由

当社では、現在の経営管理体制において十分な協議を行い、迅速な意思決定と業務執行が実施できており、経営に関する高い見識を持つ社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）と、社内業務に精通した監査等委員である社内取締役と高い独立性を持った監査等委員である社外取締役で構成される監査等委員会による監査・監督体制が有効に機能していると判断し、現在の統治体制を採用しております。

企業統治に関するその他の事項

イ．内部統制システムの整備の状況

- 1．当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・取締役は、職務執行状況を取締役に報告することにより、他の取締役の職務執行の状況を相互に監督しております。取締役の職務執行については、監査等委員会の監査を受けております。
 - ・社外取締役は取締役会及び取締役会において決定された各委員会等に出席し、各取締役及び執行役員の業務執行状況が法令及び定款に適合しているかの監督を行っております。
 - ・社内規程については、取締役（監査等委員である取締役を含む。）及び使用人が常時閲覧可能な状態に置き、コンプライアンス担当部署は、各部門に対して適正な業務運営にあたるよう指導及び助言を行っております。
 - ・内部通報制度の構築により、法令等違反行為等を速やかに認識し、不祥事の未然防止に努めております。
 - ・内部統制・監査部は、各部門の業務統制状況を監査し、必要に応じて是正及び改善の対策を講じるよう指導しております。
 - ・反社会的勢力に対しては、一切の関係を遮断することを基本方針とし、警察署や関連団体との連携を通じ、毅然とした態度で対処いたします。
- 2．当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ・株主総会議事録及び取締役会議事録や、その他重要な意思決定に係る文書については、「文書管理規程」により、その取扱方法及び保管基準等を定め、保存媒体に応じ十分な注意をもって管理しております。
 - ・取締役の職務執行に関する文書及び情報については、取締役及び監査等委員の要求があれば、閲覧に供することとしております。
 - ・取締役による情報の管理状況は、監査等委員会の監査を受けるものとしております。
- 3．当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・企業経営や事業継続を妨げるリスクに係る管理、およびリスクが顕在化して危機が生じた場合の対応に関わる管理の整備を目的として、「リスク管理・危機管理規程」を制定し、迅速かつ適切に対処することにより損失の最小限化に努めております。
 - ・リスクが顕在化して危機が生じる可能性があるかと判断した場合、または非常に大きな危機が発生し、全社的な対応が必要と判断した場合、緊急対策本部を設置し、迅速な対応による損失拡大の防止に努めるものいたします。
- 4．当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・「職務権限規程」により取締役の職務権限及び意思決定ルールを制定しております。
 - ・取締役会及び投資・ポートフォリオ管理委員会は、毎月1回定期開催し、必要に応じて臨時に開催して迅速な意思決定を行っております。
 - ・中期経営計画及び年度予算の達成に向けて職務を遂行するとともに、各事業部門の業績と改善策は、取締役会及び経営会議等において報告されるものとしております。
 - ・執行役員制度を採用し、業務執行を担う執行役員と経営方針の決定及び業務執行の監督を行う取締役とに分離し、取締役会の効率化及び意思決定の迅速化を図っております。
- 5．提出会社の子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況
 - ・子会社は、当社が定める「関係会社管理規程」において、当社への定期的な報告義務を負い、重要事項は事前に協議することなどにより、業務の適正を確保しております。
 - ・当社の取締役等がグループ各社の役員等に就任し、子会社の取締役会等に出席して子会社の業務遂行状況を把握しております。
 - ・当社の内部監査担当は、監査計画に基づき子会社の業務全般に係る統制状況等の監査を実施して業務の適正の確保に努めております。
 - ・当社の監査等委員は、子会社の監査役を兼務することにより当社グループ全体の統制状況を監査するとともに、必要に応じて会計監査人と情報交換を行っております。
 - ・連結子会社においては、人事、総務、経理、法務などの管理業務につきシェアードサービスを導入しており、当社が一括して事務作業を代行処理することで、子会社の経営状況を常時管理できる体制を構築しております。
- 6．当社の監査等委員の職務を補助すべき使用人に関する事項
 - ・監査等委員の職務を補助する使用人を置くこととしております。

- ・ 監査等委員会事務局は、監査等委員の職務を補助するに際しては、監査等委員の指示に従って業務を遂行することとし、監査等委員会事務局の人事異動及び人事評価等については、監査等委員会の同意を得ることとしております。
 - ・ 監査等委員より命令を受けて監査業務を補助する使用人は、その命令の範囲に属する業務に関して、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の指揮命令を受けないものとしております。
7. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告するための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制
- ・ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、当社に重大な損害を及ぼすおそれのある事実や取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人による重大な法令・定款違反等、経営に重大な影響を与える事実を発見したときは、直ちに監査等委員会に報告することとしております。
 - ・ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、監査等委員会がその職務遂行上報告を受けが必要であると判断した内部通報の状況及びその内容について報告を行うものとしております。
 - ・ 当社の監査等委員会は、必要に応じて子会社の取締役及び使用人に対し、報告及び情報の提供を求めることができるものとしております。
8. 当社の監査等委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ・ 当社は、監査等委員会へ報告をした当社及び当社グループの取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人等に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社及び当社グループの取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人に周知徹底しております。
 - ・ 「内部通報に関する規程」に、当社監査等委員会に通報した者に対して、当該通報をしたことを理由に不利益な取扱いを行わない旨を定めております。
9. 当社の監査等委員会の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- ・ 当社は、監査等委員会がその職務執行について費用が発生した場合には、当該監査等委員会の職務執行に必要でない認められた場合を除き、当該費用の前払又は償還並びに費用の処理を行うものとしております。
10. その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・ 監査等委員会は、「監査等委員会規程」において、同規程に基づき監査を実施すべき旨を定めるとともに、当社内部統制・監査部及び会計監査人との連携を強化することによって、その監査の実効性を確保することとしております。
 - ・ 代表取締役社長は監査等委員会との定期的な意見交換の面談を実施することとしております。
 - ・ 監査等委員会又は監査等委員が監査の実施にあたり必要と認めるときは、弁護士、公認会計士、コンサルタントその他外部専門家に対して助言を求める機会を与えるものとしております。

ロ. リスク管理体制の整備の状況

当社は、企業経営や事業継続を妨げるリスクに係る管理、およびリスクが顕在化して危機が生じた場合の対応に関わる管理の整備を目的としてリスク管理委員会を設置しており、原則として6か月に1回の開催により、管理レベルの向上を図っております。

また、リスク管理委員長は、リスクが顕在化して危機が生じる可能性があるとして判断した場合、または非常に大きな危機が発生し、全社的な対応が必要と判断した場合、緊急対策本部の設置を指示することとし、緊急対策本部長は、原則、代表取締役社長が担当することとしております。

さらに、内部統制・監査部を代表取締役社長直轄の組織として設置し、内部監査機能の強化を図るとともに、内部通報体制についても、「内部通報に関する規程」を整備し、当社グループの業務に従事するすべての者（役員、正社員、契約社員、アルバイト、ナニー・ケアスタッフ・ベビーシッター等の業務受託者、派遣社員等を含む）にとって内部通報制度をより一層利用しやすいものとするために、当社グループから独立した法律事務所に委託する社外窓口「ポピンズほっとライン」に一元化しております。

当社は、「内部通報に関する規程」に、通報した者に対して、当該通報をしたことを理由に不利な取扱いを行わない旨を定めるとともに、当社グループ会社の役員及び使用人等に対し、当該通報をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社及び当社グループの取締役及び使用人に周知徹底しております。

また取締役及び使用人は、当社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実が生じた場合には、発見次第、直ちに当社の取締役に対して報告を行うこととしております。

八．責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項に基づき、業務執行取締役等でない取締役との間において、損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役が責任の原因となった職務遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

また当社は、会社法第427条第1項に基づき、会計監査人との間に同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

二．役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び当社の国内子会社の取締役（監査等委員である取締役を含む。）、監査役、執行役員及び会計監査人であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者の業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して、株主を含む第三者から損害賠償請求を受けた場合において、被保険者が損害賠償金・争訟費用を負担することによって被る損害に対して填補されることとなります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、犯罪行為や法令違反を認識しながら行った行為等の悪質な行為の場合、役員等が納付しなければならない罰金や課徴金は填補の対象としなないこととしております。

ホ．取締役の定数

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、10名以内、監査等委員である取締役を5名以内とする旨を定款に定めております。

へ．取締役の選任の決議要件

当社は、取締役を、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役に区別して株主総会において選任する旨、その選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、また、取締役の選任決議については累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

ト．取締役会にて決議できる株主総会決議事項

1．剰余金の配当等

当社は、株主への機動的な利益還元を可能とするため、剰余金の配当等の会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会決議によって定める旨を定款に定めております。

2．自己株式取得

当社は、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会決議をもって自己株式を取得することができる旨を定款に定めております。

3．取締役の責任免除

当社は、取締役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備するため、取締役会の決議をもって、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる旨を定款に定めております。

チ．株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

取締役会の活動状況

イ．取締役会の活動状況

当事業年度における取締役会の活動状況は以下のとおりであります。

地位	氏名	出席状況
----	----	------

代表取締役社長グループCEO	轟 麻衣子	100% (18回/18回)
取締役専務執行役員CFO	田中 博文	100% (18回/18回)
取締役執行役員COO	田村 篤司	100% (11回/11回)
取締役執行役員CHRO兼CCO	栗本 聡	100% (12回/12回)
取締役	吉沢 淳	100% (6回/ 6回)
取締役	松岡 建志	100% (6回/ 6回)
取締役相談役	森 榮子	100% (6回/ 6回)
取締役 (監査等委員)	吉沢 淳	100% (12回/12回)
社外取締役	村上 臣	89% (16回/18回)
社外取締役	小峯 力	100% (18回/18回)
社外取締役	長榮 周作	100% (12回/12回)
社外取締役 (監査等委員)	高尾 剛正	100% (18回/18回)
社外取締役 (監査等委員)	蒲地 正英	100% (18回/18回)
社外取締役 (監査等委員)	八木 康行	100% (6回/ 6回)

- (注) 1. 田村篤司氏、栗本聡氏及び長榮周作氏は、2024年3月29日開催の定時株主総会において選任され、就任しております。
2. 吉沢淳氏は、2024年3月29日開催の定時株主総会終結の時をもって取締役を任期満了により退任するとともに、2024年3月29日開催の定時株主総会において取締役 (監査等委員) に選任され、就任しております。
3. 松岡建志氏、森榮子氏及び八木康行氏は、2024年3月29日開催の定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任しております。
4. 開催回数が異なるのは、就任期間の違いによるものであります。

ロ. 取締役会における主な審議事項

当事業年度の取締役会における主な審議事項は、当社グループの経営方針、組織及び人事体制、法令で定められた事項や業務執行に関する重要事項、コーポレート・ガバナンス、サステナビリティへの取組み等であり、

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性7名 女性3名 (役員のうち女性の比率30%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
代表取締役 社長 グループCEO	轟 麻衣子	1976年2月16日生	1998年9月 MERRILL LYNCH INTERNATIONAL 入社 2002年3月 シャネル株式会社 (現シャネル合同会社) 入社 2003年8月 株式会社スピネカ代表取締役 2006年2月 GRAFF DIAMOND Ltd. 入社 2008年9月 DEBEERS DIAMOND JEWELLERS Ltd. 入社 2010年4月 株式会社ポピンズ (現株式会社ポピンズエデュケア) 顧問 2012年3月 同社取締役 2012年9月 株式会社スピネカ取締役 (現任) 2016年10月 当社取締役 2017年2月 スマートシッター株式会社 (現株式会社ポピンズシッター) 取締役 (現任) 2018年3月 当社取締役副社長 2018年4月 株式会社ポピンズ (現株式会社ポピンズエデュケア) 代表取締役社長 2018年12月 当社取締役社長 2020年4月 当社代表取締役社長 2020年6月 公益社団法人全国保育サービス協会理事 (現任) 2021年7月 株式会社ポピンズ (現株式会社ポピンズエデュケア) 取締役 株式会社ポピンズファミリーケア代表取締役社長 株式会社ポピンズプロフェッショナル取締役 (現任) 2023年4月 公益社団法人経済同友会規制改革委員会・共同委員長 (現任) 2023年8月 株式会社ポピンズエデュケア代表取締役社長 2024年4月 当社代表取締役社長グループCEO (現任) 株式会社ポピンズエデュケア取締役 (現任) 株式会社ポピンズファミリーケア取締役 (現任)	(注) 2	5,280 (注) 5

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役 専務執行役員 C F O	田中 博文	1966年12月15日生	1991年10月 太田昭和監査法人(現EY新日本有限責任監査法人)入所 1995年3月 公認会計士登録 1996年6月 ドイチェ・モルガン・グレンフェル証券株式会社(現ドイツ証券株式会社)入社 1997年10月 Ernst&Young, LLP NewYork入社 2002年11月 田中公認会計士事務所代表(現任) 2003年12月 株式会社ポピンズ(現株式会社ポピンズエデュケア)監査役 2005年9月 同社取締役 2013年3月 同社常務執行役員 2017年1月 当社執行役員 2017年2月 スマートシッター株式会社(現株式会社ポピンズシッター)取締役 2018年3月 当社取締役執行役員 株式会社ポピンズ(現株式会社ポピンズエデュケア)取締役(現任) 2018年10月 株式会社保育士GO取締役 2018年12月 当社取締役常務執行役員 2019年2月 当社管理本部長 2019年3月 株式会社ウィッシュ取締役(現任) 2021年7月 株式会社ポピンズファミリーケア取締役(現任) 株式会社ポピンズプロフェッショナル取締役(現任) 2022年3月 株式会社ポピンズシッター取締役(現任) 2022年7月 当社取締役専務執行役員(現任) 2024年4月 当社財務経理本部長C F O(現任)	(注)2	8

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役 執行役員 C O O	田村 篤司	1978年4月10日生	2002年4月 シティバンク、エヌ・エイ入社 2004年2月 日興シティグループ証券株式会社入社 2009年10月 ブーズ・アンド・カンパニー株式会社 (現PwCコンサルティング合同会社 Strategy&)入社 2012年10月 楽天株式会社(現楽天グループ株式会 社)入社 楽天リサーチ株式会社(現楽天インサイ ト株式会社)執行役員経営企画部長 2014年4月 楽天リサーチ株式会社取締役副社長 2016年4月 楽天インサイト株式会社代表取締役社長 楽天インサイト・グローバル株式会社代 表取締役会長 2016年7月 楽天株式会社オープンEC・AD・アフィリ エイトカンパニー カンパニーCCO 2019年4月 楽天株式会社メディア&スポーツカンパ ニー カンパニーCOO経営企画管理部長 2020年4月 楽天グループ株式会社執行役員 2023年3月 楽天グループ株式会社グループコンプラ イアンス統括部バイスディレクタ 2023年8月 楽天モバイル株式会社取締役副社長COO 兼CCO 楽天シンフォニー株式会社取締役副社長 CCO 2024年4月 当社取締役執行役員(現任) 当社事業戦略本部長COO(現任) 株式会社ポピンズエデュケア代表取締役 社長(現任) 株式会社ポピンズファミリーケア取締役 (現任) 株式会社ポピンズプロフェッショナル取 締役(現任) 株式会社ポピンズシッター取締役(現 任) 株式会社ウィッシュ取締役(現任)	(注) 2	2
取締役 執行役員 C H R O兼C C O	栗本 聡	1963年8月22日生	1987年4月 三井物産株式会社入社 2001年8月 Mitsui&Co.Europe PLC Transportation Logistics Dept.(在Dusseldorf) 2006年4月 三井物産株式会社物流本部物流ソリュー ション部ソリューション営業第二室長 2007年4月 同社ロジスティクスマネジメント部物流 統括室長 2010年6月 同社人事総務部人事企画室兼物流本部物 流業務部人事総務室長 2013年4月 同社次世代・機能推進業務部人事総務室 長兼次世代・機能推進本部人事総務室長 兼人事総務部人事企画室長 2016年10月 同社欧州・中東・アフリカ本部Chief Human Resources Officer & Chief Compliance Officer&Regional Chief Compliance officer兼Mitsui&Co.Europe PLC Director & Chief Human Resources Officer & Chief Compliance Officer (在London) 2020年8月 同社コーポレートディベロップメント本 部参与 2023年10月 当社執行役員 2024年3月 当社取締役執行役員(現任) 2024年4月 当社業務管理本部長C H R O兼C C O (現任)	(注) 2	1

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役	村上 臣	1977年2月26日生	1999年4月 株式会社野村総合研究所入社 2000年8月 ヤフー株式会社(現LINEヤフー株式会社)入社 2012年4月 ヤフー株式会社執行役員チーフモバイルオフィサー(CMO)就任 2014年6月 ワイモバイル株式会社取締役就任 2017年11月 リンクトイン・ジャパン株式会社日本代表就任 2017年11月 Shin&Co.株式会社代表取締役就任(現任) 2021年4月 武蔵野大学アントレプレナーシップ学部客員教授(現任) 2022年3月 当社社外取締役(現任) 2022年4月 グーグル合同会社検索担当ゼネラルマネージャー 2022年6月 ランサーズ株式会社社外取締役(現任) 2024年11月 スマートニュース株式会社ヴァイス・プレジデント日本プロダクト担当(現任)	(注)2	-
取締役	小峯 力	1963年8月25日生	1994年4月 東京大学医学部看護学校講師 2001年4月 公益財団法人日本ライフセービング協会理事長 2004年4月 流通経済大学助教授 2010年4月 流通経済大学教授 2013年4月 中央大学教授 2014年4月 日本海洋人間学会副会長 2015年4月 日本救護救急学会副会長(現任) 2016年4月 中央大学大学院教授(現任) 2023年3月 当社社外取締役(現任)	(注)2	-
取締役	平山 景子	1973年4月16日生	1996年4月 エヌ・ティ・ティ移動通信網株式会社(現株式会社NTTドコモ)入社 2005年3月 アマゾンジャパン株式会社(現アマゾンジャパン合同会社)入社 2007年5月 グーグル株式会社(現グーグル合同会社)入社 2018年5月 Uber Technologies, Inc. 入社 2021年3月 ウォルトディズニージャパン株式会社入社 2023年1月 エスジェイ・モバイルラボジャパン株式会社(現株式会社Habitto)入社 2024年1月 株式会社Blue Blossom設立 代表取締役(現任) 2024年3月 株式会社オリエントコーポレーション顧問(現任) 2024年5月 株式会社東京個別指導学院社外取締役(現任) 2025年3月 当社社外取締役(現任)	(注)2	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役 (監査等委員)	吉沢 淳	1951年12月28日生	1974年4月 ソニー株式会社(現ソニーグループ株式会社)入社 1998年7月 株式会社ソニー・ピクチャーズ・テレビジョン・ジャパン管理部長 2003年7月 株式会社ソニー・ピクチャーズエンタテインメント映像事業部門管理部長 2004年1月 株式会社ポピンズ(現株式会社ポピンズエデュケア)入社管理本部長 2005年3月 同社取締役 2008年3月 同社常務取締役 2013年3月 同社取締役専務執行役員 2016年10月 当社取締役 2017年1月 Poppins U.S.A., Incorporated Director, President 2017年2月 スマートシッター株式会社(現株式会社ポピンズシッター)取締役 2019年1月 当社内部統制・監査部長 2019年2月 当社法務コンプライアンス部長 2024年3月 当社取締役(監査等委員・常勤)(現任) 2024年3月 株式会社ポピンズエデュケア監査役(現任) 2024年3月 株式会社ポピンズファミリーケア監査役(現任)	(注)3	2
取締役 (監査等委員)	蒲地 正英	1981年5月18日生	2005年11月 税理士法人中央青山(現PwC税理士法人)入所 2009年9月 公認会計士登録 2014年12月 税理士登録 2016年11月 蒲地公認会計士事務所設立 代表(現任) 税理士法人カマチ代表社員(現任) 株式会社SOU(現バリュエンスホールディングス株式会社)社外取締役 2017年1月 株式会社will consulting 代表取締役(現任) 2017年3月 株式会社メドレー社外監査役(現任) 2019年11月 株式会社SOU(現バリュエンスホールディングス株式会社)社外取締役(監査等委員)(現任) 2020年1月 グロービス経営大学院大学専任准教授 2022年3月 株式会社IBJ社外取締役 2023年3月 当社社外取締役(監査等委員)(現任) 2023年4月 グロービス経営大学院大学専任教授(現任)	(注)3	-
取締役 (監査等委員)	木南 麻浦	1976年2月14日生	1998年4月 スターバックスコーヒージャパン株式会社入社 2009年11月 最高裁判所司法研修所入所 2010年12月 弁護士登録 蔵王法律事務所入所 2017年12月 株式会社ノエビアホールディングス社外取締役(現任) きなみ法律事務所開設(現任) 2019年6月 株式会社アドバネクス社外取締役 2022年6月 ソースネクスト株式会社社外監査役(現任) 2024年6月 株式会社かわでん社外監査役(現任) 2025年3月 当社社外取締役(監査等委員)(現任)	(注)4	-
計					5,293

- (注) 1. 取締役村上臣、小峯力、平山景子、蒲地正英及び木南麻浦は、社外取締役であります。
 2. 2025年3月28日開催の定時株主総会終結の時から1年間
 3. 2024年3月29日開催の定時株主総会終結の時から2年間
 4. 2025年3月28日開催の定時株主総会終結の時から1年間

5. 代表取締役社長轟麻衣子の所有株式数は、議決権の過半数を保有する資産管理会社が所有する株式数を含めた実質所有株式数を記載しております。

社外役員の状況

本書提出日現在において、当社の社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）は3名、監査等委員である社外取締役は2名であり、監査等委員会は監査等委員である社外取締役2名を含む3名で構成されております。

社外取締役である村上臣氏は、当社及び当社子会社との間で人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係はありません。同氏は、長年にわたり情報関連企業のIT開発責任者として最先端の技術に携わり、豊富な知識・経験を有するとともに、会社経営に関しても経験を有しております。これらの知識・経験を踏まえて、当社においても、その見識などを当社グループのDX戦略強化に活かしつつ、経営全般の監督機能及び当社グループのガバナンス強化のために尽力いただけることを期待し、当社の社外取締役として選任しております。

社外取締役である小峯力氏は、当社及び当社子会社との間で人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係はありません。同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与した経験はありませんが、救急救命学・健康学を研究する大学院・大学教授として高い見識と経験及び、ライフセービング競技世界選手権日本代表監督の他、学会や団体の理事、会長等の経験を有しております。これらの知識・経験を踏まえて、当社においても、経営全般の監督機能及び当社グループのガバナンス強化のために尽力いただけることを期待し、当社の社外取締役として選任しております。

社外取締役である平山景子氏は、当社及び当社子会社との間で人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係はありません。同氏は、事業会社の経営に携わり、マーケティングやDXに関するに関する豊富な知識・経験と、人事に関する高い見識を有しております。これらの知識・経験を踏まえて、当社においても、経営全般の監督機能及び当社グループのガバナンス強化のために尽力いただけることを期待し、当社の社外取締役として選任しております。

監査等委員である社外取締役蒲地正英氏は、当社及び当社子会社との間で人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係はありません。同氏は、公認会計士、税理士として企業会計、税務に精通しており、経営の健全性及び透明性の向上に貢献する資質と見識を有しております。これらの知識・経験を踏まえて、当社においても、経営全般の監督機能及び当社グループのガバナンス強化のために尽力いただけることを期待し、当社の社外取締役として選任しております。

監査等委員である社外取締役木南麻浦氏は、当社及び当社子会社との間で人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係はありません。同氏は、弁護士として法務及びコンプライアンスに豊富な知識・経験と、労務についての幅広い見識を有しております。これらの知識・経験を踏まえて、当社においても、経営全般の監督機能及び当社グループのガバナンス強化のために尽力いただけることを期待し、当社の社外取締役として選任しております。

なお、当社は、社外取締役を選任するための独立性に関する基準又は方針として明確に定めたものではありませんが、選任にあたっては、経歴や当社との関係を踏まえて、当社経営陣からの独立した立場で社外役員としての職務を遂行できる十分な独立性が確保できることを前提に判断しております。

社外取締役による監督又は監査と内部監査、監査等委員会監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、取締役会において、業務の改善及び適切な運営に向けての具体的な助言を行うとともに、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。

監査等委員である社外取締役は、取締役会に出席するほか、取締役会において決定された各委員会等への出席、並びに定期的な代表取締役等との面談等を通じ、中立的な立場から取締役会の監視・監督機能、および業務執行部門への監督機能を果たしております。

また、監査等委員である社外取締役は、会計監査人から四半期毎の監査実施状況及び会計監査結果の報告を受け、会計監査人が独立の立場から適正な監査を実施していることの確認を含めた意見交換、質疑応答等を実施しております。

監査等委員である社外取締役は、各部門、施設及び子会社の資産、会計、業務等の全般に関して定期的に監査を実施し、内部監査計画及び監査実施状況について内部統制・監査部と定期的に共有しております。

(3) 【監査の状況】

監査等委員会監査の状況

当社における監査等委員会は、それぞれ人事・経営・法務・経理等の分野で豊富な経験を有する監査等委員である取締役1名及び監査等委員である社外取締役2名で構成されており、取締役会及び取締役会において決定された各委員会に出席して職務の執行を監査するとともに、定時監査等委員会を毎月1回、必要に応じて臨時監査等委員会を開催して各監査等委員相互の意思疎通を図っております。また各監査等委員は、取締役会及び取締役会において決定された各委員会、その他重要な会議に出席するほか、稟議書等決裁書類の閲覧等により取締役の職務執行を監視するとともに、子会社の監査役を兼務し、業務や財政状態等の調査を行う等、取締役の業務執行を監査しております。また、監査等委員会では、内部統制・監査部が実施する内部監査及び会計監査人が実施する会計監査とも連携を図り、定期的に会合を開催し、効率的かつ効果的な監査を実施しております。

各監査等委員の当事業年度に開催した監査等委員会及び取締役会への出席率は、次のとおりであります。

役職名	氏名	当事業年度の出席率	
		監査等委員会	取締役会
常勤監査等委員	吉沢 淳（2024年3月29日就任）	100%（10回/10回）	100%（12回/12回）
監査等委員	高尾 剛正	100%（14回/14回）	100%（18回/18回）
監査等委員	蒲地 正英	100%（14回/14回）	100%（18回/18回）
監査等委員	八木 康行（2024年3月29日任期満了により退任）	100%（4回/4回）	100%（6回/6回）

監査等委員会における具体的な検討事項は、監査方針及び監査計画の策定、取締役の職務執行状況の監査、稟議書及び重要な契約書の監査、内部統制システムの整備・運用状況の監査、会計監査人の評価及び監査報酬の同意等であります。常勤監査等委員は、常勤の特性を活かし、当社及び子会社の取締役及び従業員との面談、重要書類の閲覧を通じて監査を実施しております。

内部監査の状況

当社における内部監査は、代表取締役社長直轄の組織である内部統制・監査部（部長及び職員計4名）が、内部監査担当部署として、内部監査規程に基づき年間計画を作成し、当社及び各グループ子会社の業務全般にわたって監査を実施して組織横断的なリスクの状況把握、監視を行っております。監査結果は、代表取締役社長に報告しており、問題事項があれば被監査部門に対し指導や是正勧告を行い、内部監査の実効的運用を図っております。

内部統制・監査部は、監査等委員会及び会計監査人と適宜情報交換を行い、特に内部監査担当者と各監査等委員会は緊密に連携して積極的に意見交換を行っており、内部監査、監査等委員会監査、会計監査の効率的かつ効果的な運用を図っております。財務報告に係る内部統制では会計監査人と連携し実効性のある内部監査の構築に努めております。

会計監査の状況

a. 監査法人の名称

海南監査法人

b. 継続監査期間

2018年以降。

c. 業務を執行した公認会計士

指定社員 業務執行社員 溝口 俊一

指定社員 業務執行社員 平賀 康彦

d. 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士9名、その他2名であります。

e. 監査法人の選定方針と理由

監査法人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当しないこと及び日本公認会計士協会の定める「独立性に関する指針」に基づき独立性を有することを確認するとともに、監査日数、監査期間及び監査実施要領並びに監査費用の合理性及び妥当性を総合的に勘案し、監査法人を選定しております。

f. 監査等委員及び監査等委員会による監査法人の評価

当社の監査等委員会は、監査法人と緊密なコミュニケーションをとっており、適時かつ適切に意見交換や監査状況を把握しております。また、実務に関わる機会の多い当社財務経理部及び内部統制・監査部からも意見を聴取しております。その結果、監査法人が有効に機能し、監査品質に相対的優位性があるものと判断しております。

監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	25	-	25	-
連結子会社	-	-	-	-
計	25	-	25	-

b. 監査公認会計士等と同一のネットワークに属する組織に対する報酬(a.を除く。)

該当事項はありません。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

監査報酬の決定方針は策定しておりませんが、監査法人から提出される監査計画や監査内容、監査日数及び必要人員等を勘案し、監査等委員会の同意を得て決定しております。

e. 監査等委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由

会計監査人に対する報酬等に対して、当社の監査等委員会は会計監査人の監査計画を確認のうえ、報酬額が合理的に設定されていると判断し、会社法第399条第1項及び第3項の同意をしております。

(4)【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は、当社グループの持続的な成長と企業価値の継続的な向上を目指し、業績及び個々の取締役の成果を総合的に勘案し、取締役の報酬等の額を決定することを方針としております。

また、取締役の業績に対する意欲や士気を一層高め、当社の企業価値の向上を図るため、業績等に鑑みて適宜、非金銭報酬等として取締役に対するストック・オプションを付与する場合があります。その際には、取締役会決議及び株主総会決議によって詳細を決定します。

当社の取締役の報酬等に関する株主総会の決議は、2020年3月30日開催の第4期定時株主総会であり、決議の内容は、取締役（監査等委員である取締役を除く。定款で定める取締役の員数は10名以内とする。本書提出日現在は7名。）については、全員の年間報酬総額は500百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）、監査等委員である取締役（定款で定める監査等委員である取締役の員数は5名以内とする。本書提出日現在は3名。）については、全員の年間報酬総額は年額30百万円以内となっております。

当社の取締役の報酬等の算定方法の決定に関する方針の決定権限を有する者は、監査等委員でない取締役については取締役会であり、当事業年度の個々の取締役の報酬等の額は、取締役会から委任を受けた代表取締役社長が、各取締役の役職・経営への貢献度に応じて決定しております。なお、2024年4月1日付にて任意の指名・報酬諮問委員会（構成員の過半数及び委員長は社外取締役とする。）を設置しております。同委員会は、取締役の報酬決定の枠組みに関して審議し、取締役会へ答申しており、今後取締役会及び取締役会から委任を受けた代表取締役社長は、当該枠組みに基づき取締役の報酬額を決定いたします。監査等委員である取締役については、報酬等の額の決定権限を有する者は、監査等委員会であります。

当社の取締役の報酬は、役位、職責等を踏まえて決定した基本報酬と、各事業年度の連結営業利益の目標値に対する達成度合い、業績への寄与度、貢献度等を勘案して決定する業績連動報酬で構成いたします。代表取締役社長はその職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととし、その他の取締役の報酬は、原則として基本報酬及び業績連動報酬により構成し、基本報酬と業績連動報酬の支給割合の決定の方針は、概ね8：2としております。連結営業利益を業績連動の指標とした理由は、当社グループの持続的な成長を図るためには連結営業利益が最も適していると考えており、取締役が果たすべき業績責任を測るうえで、重要な指標となると判断しているためであります。

取締役会において、取締役に対する報酬額の方針を事前に検討する等の措置を講じており、当該手続きを経て取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	業績連動報酬	左記のうち、 非金銭報酬等	
取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）	146	146	-	-	7
監査等委員（社外取締役を除く）	12	12	-	-	1
社外役員	36	36	-	-	6

連結報酬等の総額が1億円以上である者の連結報酬等の総額等
該当事項はありません。

使用人兼務役員の使用人分給与のうち重要なもの
該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方
該当事項はありません。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式
該当事項はありません。

保有目的が純投資目的である投資株式
該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1．連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下、「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。
また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（2024年1月1日から2024年12月31日まで）の連結財務諸表及び事業年度（2024年1月1日から2024年12月31日まで）の財務諸表について、海南監査法人により監査を受けております。

3．連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の改正に的確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入するとともに、会計専門誌の購読及び各種セミナーに参加しております。

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2023年12月31日)	当連結会計年度 (2024年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	5,000	8,373
受取手形、売掛金及び契約資産	1 3,508	1 3,571
その他	796	570
貸倒引当金	0	0
流動資産合計	9,305	12,515
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	2, 3 1,392	2, 3 1,211
土地	121	121
建設仮勘定	1,207	254
その他(純額)	2, 3 94	2, 3 94
有形固定資産合計	2,815	1,682
無形固定資産		
のれん	5	-
その他	3 251	3 170
無形固定資産合計	257	170
投資その他の資産		
長期貸付金	182	198
敷金及び保証金	1,399	1,403
繰延税金資産	647	725
その他	144	160
貸倒引当金	129	140
投資その他の資産合計	2,244	2,346
固定資産合計	5,317	4,199
資産合計	14,622	16,714
負債の部		
流動負債		
短期借入金	4 600	4 1,200
1年内返済予定の長期借入金	642	945
未払金	1,424	1,614
未払法人税等	226	362
前受金	5 528	5 640
賞与引当金	77	0
その他	721	704
流動負債合計	4,222	5,467
固定負債		
長期借入金	1,413	1,835
役員退職慰労引当金	72	72
資産除去債務	715	764
その他	5 82	5 67
固定負債合計	2,284	2,740
負債合計	6,506	8,208
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,095	2,095
資本剰余金	2,004	2,002
利益剰余金	4,096	4,484
自己株式	80	76
株主資本合計	8,116	8,506
純資産合計	8,116	8,506
負債純資産合計	14,622	16,714

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)	当連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)
売上高	1 28,893	1 31,690
売上原価	22,957	25,106
売上総利益	5,935	6,583
販売費及び一般管理費	2 4,773	2 5,009
営業利益	1,162	1,574
営業外収益		
助成金収入	7	30
為替差益	12	20
保険解約返戻金	138	-
その他	16	12
営業外収益合計	174	64
営業外費用		
支払利息	11	18
貸倒引当金繰入額	19	11
和解金	2	7
その他	2	6
営業外費用合計	35	43
経常利益	1,301	1,594
特別損失		
減損損失	3 225	3 371
その他	0	0
特別損失合計	225	372
税金等調整前当期純利益	1,076	1,222
法人税、住民税及び事業税	424	522
法人税等調整額	26	76
法人税等合計	398	445
当期純利益	677	776
親会社株主に帰属する当期純利益	677	776

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)	当連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)
当期純利益	677	776
包括利益	677	776
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	677	776
非支配株主に係る包括利益	-	-

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

（単位：百万円）

	株主資本					純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	
当期首残高	2,095	2,005	3,806	84	7,823	7,823
当期変動額						
剰余金の配当			387		387	387
親会社株主に帰属する当期純利益			677		677	677
自己株式の取得				0	0	0
自己株式の処分		1		4	3	3
当期変動額合計	-	1	290	4	293	293
当期末残高	2,095	2,004	4,096	80	8,116	8,116

当連結会計年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

（単位：百万円）

	株主資本					純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	
当期首残高	2,095	2,004	4,096	80	8,116	8,116
当期変動額						
剰余金の配当			388		388	388
親会社株主に帰属する当期純利益			776		776	776
自己株式の取得				0	0	0
自己株式の処分		1		4	2	2
当期変動額合計	-	1	387	4	390	390
当期末残高	2,095	2,002	4,484	76	8,506	8,506

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)	当連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	1,076	1,222
減価償却費	259	266
のれん償却額	23	5
減損損失	225	371
助成金収入	7	30
保険解約返戻金	138	-
支払利息	11	18
賞与引当金の増減額(は減少)	77	77
貸倒引当金の増減額(は減少)	19	11
売上債権の増減額(は増加)	587	63
未払金の増減額(は減少)	155	181
前受金の増減額(は減少)	0	111
その他	12	138
小計	1,102	2,156
利息の支払額	11	18
助成金の受取額	15	30
法人税等の還付額	93	83
法人税等の支払額	428	410
営業活動によるキャッシュ・フロー	771	1,840
投資活動によるキャッシュ・フロー		
助成金の受取額	957	1,317
有形固定資産の取得による支出	1,596	660
無形固定資産の取得による支出	44	16
資産除去債務の履行による支出	12	63
敷金及び保証金の差入による支出	266	56
敷金及び保証金の返還による収入	12	52
保険積立金の解約による収入	135	61
その他	14	34
投資活動によるキャッシュ・フロー	827	598
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	600	600
長期借入れによる収入	1,300	1,600
長期借入金の返済による支出	694	875
リース債務の返済による支出	5	4
配当金の支払額	387	389
その他	0	2
財務活動によるキャッシュ・フロー	815	933
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	759	3,372
現金及び現金同等物の期首残高	4,240	5,000
現金及び現金同等物の期末残高	5,000	8,373

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 5社

連結子会社の名称

株式会社ポピンズエデュケア

株式会社ポピンズシッター

株式会社ウィッシュ

株式会社ポピンズファミリーケア

株式会社ポピンズプロフェッショナル

(2) 非連結子会社の名称等

非連結子会社

Poppins U.S.A., Incorporated

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用しない非連結子会社

Poppins U.S.A., Incorporated

持分法を適用しない理由

持分法を適用していない非連結子会社(Poppins U.S.A., Incorporated)は、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ 有形固定資産(リース資産を除く。)

定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く。)並びに2016年4月1日以降取得の建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 3～47年

ロ 無形固定資産(リース資産を除く。)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

ハ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(2) 重要な引当金の計上基準

イ 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、当社及び連結子会社は一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ロ 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当連結会計年度負担額を計上しております。

八 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えて、連結子会社の一部は役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。

(追加情報)

一部の連結子会社は、2020年5月の取締役会にて役員退職慰労金規程の廃止を決定したため、以降新規の引当金は計上しておりません。

(3) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。なお、取引の対価は、履行義務充足後、概ね1年以内に受領しており、契約における重要な金融要素は含んでおりません。

イ. ファミリーケア事業

ファミリーケア事業では、主にナニー(教育ベビーシッター)及びベビーシッターを中心とした在宅保育サービスの提供、高齢者向け在宅ケアサービスを提供しております。サービスの提供に応じて履行義務が充足されますが、主に計算期間の単位を1ヶ月とし、月単位で収益を認識しております。

ロ. エデュケア事業

エデュケア事業では、主に認可・認証・事業所内保育所、学童・児童館、インターナショナルスクール等の運営を行っております。主に自治体、企業等との契約等に基づき契約期間において保育園等の運営を行うことにより、一定の補助金または業務委託料の収入を得ております。当該収入については、契約等により定められた期間において、園児数、保育士数などの一定の要件に応じた保育園等の運営を行うことにより履行義務が充足されることとなりますので、契約期間にわたり収益を認識しております。

また、一部の売上については保護者との契約により園児等への保育サービスを提供することにより収入を得ております。当該保育サービスについては、一定期間園児等を預かり、その期間内に一定の保育サービスを提供することで履行義務が充足されることとなります。

サービスの提供に応じて履行義務が充足されますが、主に計算期間の単位を1ヶ月とし、月単位で収益を認識しております。

ハ. プロフェッショナル事業

プロフェッショナル事業では、主に、こども家庭庁・各自治体から企業・団体、個人まで、さまざまな目的や職種に応じた人材育成を行っており、教育研修・セミナー・eラーニングを提供しております。履行義務は一定の期間にわたり充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。

履行義務の充足に係る進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに実施したサービスの延べ日数が、予想される延べ日数の合計に占める割合に基づいて行っております。

(4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(5) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、5年間の定額法により償却を行っております。

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(7) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

控除対象外消費税及び地方消費税は、当連結会計年度の費用として処理しております。

(重要な会計上の見積り)

(固定資産の減損)

1. 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

	前連結会計年度	当連結会計年度
有形固定資産	2,815百万円	1,682百万円
無形固定資産	257百万円	170百万円
減損損失	225百万円	371百万円

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

算出方法

当社グループでは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、保育施設及び事務所を基本単位としてグルーピングしております。各施設及び事務所の営業損益が過去2年連続してマイナスとなった場合、各施設及び事務所を取り巻く経営環境が著しく悪化した場合及び閉園等の意思決定など回収可能価額を著しく低下させる変化がある場合に減損の兆候を把握しております。

減損の兆候が把握された資産グループについては、資産グループの主要な固定資産の耐用年数までの将来キャッシュ・フローを見積り、割引前将来キャッシュ・フローの合計が、当該資産グループの固定資産の帳簿価額を下回る場合には、固定資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。回収可能価額は、使用価値により測定しております。

主要な仮定

将来キャッシュ・フローは、経営環境等の外部要因に関する情報や当社グループが策定した事業計画などの内部の情報に基づいて見積っております。当該見積りには、各保育施設の園児数の推移などの仮定を用いております。

翌連結会計年度の連結財務諸表に与える影響

これらの見積り及び仮定について、市場環境の著しい変化や閉園の意思決定等により見直しが必要になった場合、翌連結会計年度において、減損損失を認識する可能性があります。

(繰延税金資産の回収可能性)

1. 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

	前連結会計年度	当連結会計年度
繰延税金資産	647百万円	725百万円

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

算出方法

繰延税金資産の回収可能性は、将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金に対して、将来の収益力に基づく課税所得及びタックスプランニング等により判断しております。

主要な仮定

将来の収益力に基づく課税所得の見積りは、将来の事業計画を基礎としております。

翌連結会計年度の連結財務諸表に与える影響

繰延税金資産の回収可能性は将来の課税所得の見積りに依存するため、その見積りの前提とした仮定に変更が生じた場合、翌連結会計年度の連結財務諸表において繰延税金資産及び法人税等調整額の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(未適用の会計基準等)

(リースに関する会計基準等)

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会) 等

概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用权資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

適用予定日

2028年12月期の期首から適用します。

当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であり、

(表示方法の変更)

(連結損益計算書)

前連結会計年度において、「営業外収益」の「その他」に含めていた「和解金」は、金額の重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替を行っております。

この結果、前連結会計年度の連結損益計算書において、「営業外収益」の「その他」に表示していた4百万円は、「営業外収益」の「和解金」2百万円、「その他」2百万円として組み替えております。

(連結キャッシュ・フロー計算書)

前連結会計年度において、「投資活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めていた「資産除去債務の履行による支出」は、金額の重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替を行っております。

この結果、前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書において、「投資活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に表示していた26百万円は、「資産除去債務の履行による支出」12百万円、「その他」14百万円として組み替えております。

(連結貸借対照表関係)

1 受取手形、売掛金及び契約資産のうち、顧客との契約から生じた債権及び契約資産の金額

	前連結会計年度 (2023年12月31日)	当連結会計年度 (2024年12月31日)
売掛金	3,041百万円	3,180百万円
契約資産	466	391

2 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (2023年12月31日)	当連結会計年度 (2024年12月31日)
有形固定資産の減価償却累計額	3,737百万円	4,059百万円

上記の減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

3 国庫補助金等の受け入れにより固定資産の取得価額から控除した圧縮記帳累計額

	前連結会計年度 (2023年12月31日)	当連結会計年度 (2024年12月31日)
圧縮記帳額	6,781百万円	8,058百万円
建物及び構築物	6,085	7,313
その他(有形固定資産)	678	726
その他(無形固定資産)	17	17

4 当座貸越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行5行と当座貸越契約を締結しております。

連結会計年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2023年12月31日)	当連結会計年度 (2024年12月31日)
当座貸越極度額	2,400百万円	2,400百万円
借入実行残高	600	1,200
差引額	1,800	1,200

5 前受金及び固定負債のその他のうち、契約負債の金額

	前連結会計年度 (2023年12月31日)	当連結会計年度 (2024年12月31日)
前受金	528百万円	640百万円
固定負債のその他	59	53

(連結損益計算書関係)

1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、連結財務諸表「注記事項(セグメント情報等)」に記載しております。

2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)	当連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)
給料及び手当	1,187百万円	1,278百万円
租税公課	828	923

3 減損損失

前連結会計年度(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

減損損失を認識した資産

場所	用途	種類	減損損失 (百万円)
東京都江戸川区、 横浜市神奈川区他	保育設備	建物及び構築物	206
		有形固定資産(その他)	11
東京都渋谷区	基幹システム	無形固定資産(その他)	6
計			225

減損損失を認識するに至った経緯

当該保育施設については、直近の業績推移及び今後の事業計画等を勘案し、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

また、当連結会計年度において、開発中止となったソフトウェアを個別に遊休資産とみなし、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

資産のグルーピングの方法

当社グループでは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、保育施設及び事務所を基本単位としてグルーピングしております。

回収可能価額の算定方法

回収可能価額は、使用価値により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローがマイナスであるため、回収可能価額は零として算定しております。

当連結会計年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

減損損失を認識した資産

場所	用途	種類	減損損失 (百万円)
長野県軽井沢町、 千葉県市川市他	保育設備	建物及び構築物	346
		有形固定資産(その他)	8
		投資その他の資産(その他)	16
計			371

減損損失を認識するに至った経緯

当該保育施設については、直近の業績推移及び今後の事業計画等を勘案し、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

また、当連結会計年度において、開発中止となったソフトウェアを個別に遊休資産とみなし、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

資産のグルーピングの方法

当社グループでは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、保育施設及び事務所を基本単位としてグルーピングしております。

回収可能価額の算定方法

回収可能価額は、使用価値により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローがマイナスであるため、回収可能価額は零として算定しております。

(連結包括利益計算書関係)

該当事項はありません。

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数(株)	当連結会計年度増加株式数(株)	当連結会計年度減少株式数(株)	当連結会計年度末株式数(株)
発行済株式				
普通株式	10,177,300	-	-	10,177,300
合計	10,177,300	-	-	10,177,300
自己株式				
普通株式(注)	480,000	78	26,690	453,388
合計	480,000	78	26,690	453,388

(注) 1. 自己株式の増加78株は、単元未満株式の買取によるものであります。

2. 自己株式の減少26,690株は、新株予約権(ストック・オプション)の行使によるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(百万円)
			当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社(親会社)	ストック・オプションとしての新株予約権(第1回新株予約権)	-	-	-	-	-	
合計			-	-	-	-	

(注) 当社は、上記新株予約権の付与時には未公開企業のため、付与時の単位当たりの本源的価値は0円であり、当連結会計年度末残高はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年2月21日 取締役会	普通株式	387	40	2022年12月31日	2023年3月31日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	配当の原資	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年2月21日 取締役会	普通株式	388	利益剰余金	40	2023年12月31日	2024年3月8日

当連結会計年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数（株）	当連結会計年度増加株式数（株）	当連結会計年度減少株式数（株）	当連結会計年度末株式数（株）
発行済株式				
普通株式	10,177,300	-	-	10,177,300
合計	10,177,300	-	-	10,177,300
自己株式				
普通株式（注）	453,388	4	24,160	429,232
合計	453,388	4	24,160	429,232

（注）1. 自己株式の増加4株は、単元未満株式の買取によるものであります。

2. 自己株式の減少24,160株は、新株予約権（ストック・オプション）の行使によるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(百万円)
			当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社(親会社)	ストック・オプションとしての新株予約権(第1回新株予約権)	-	-	-	-	-	-
合計			-	-	-	-	-

（注）当社は、上記新株予約権の付与時には未公開企業のため、付与時の単位当たりの本源的価値は0円であり、当連結会計年度末残高はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年2月21日 取締役会	普通株式	388	40	2023年12月31日	2024年3月8日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	配当の原資	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年2月19日 取締役会	普通株式	389	利益剰余金	40	2024年12月31日	2025年3月14日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)	当連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)
現金及び預金勘定	5,000百万円	8,373百万円
預入期間が3か月を超える定期預金	-	-
現金及び現金同等物	5,000	8,373

(リース取引関係)

(借主側)

1. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2023年12月31日)	当連結会計年度 (2024年12月31日)
1年内	1,242	1,423
1年超	8,816	9,674
合計	10,059	11,097

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については積極的に行っておりません。また、資金調達については設備等の長期資金又は短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形、売掛金及び契約資産は、顧客の信用リスクに晒されております。敷金及び保証金は、主に施設の賃借に係る敷金であり、貸主の信用リスクに晒されております。また、関係会社に対し長期貸付を行っております。

営業債務である未払金及び未払法人税等は全て1年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

営業債権である受取手形、売掛金及び契約資産、敷金及び保証金並びに長期貸付金に関しては、「債権管理規程」に従い、取引先毎の期日管理及び残高管理を行うとともに、回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

営業債務である未払金及び未払法人税等並びに借入金は、適時に資金計画を作成・更新することなどにより、流動性のリスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前連結会計年度（2023年12月31日）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
(1) 長期貸付金	182		
貸倒引当金(*2)	129		
	53	53	-
(2) 敷金及び保証金	1,399	1,328	70
資産計	1,452	1,382	70
(1) 長期借入金(*3)	2,056	2,042	13
負債計	2,056	2,042	13

(*1)現金及び預金、受取手形、売掛金及び契約資産、短期借入金、未払金、未払法人税等は、現金であること及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(*2)長期貸付金については個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(*3)長期借入金には、1年内返済予定の長期借入金が含まれております。

当連結会計年度（2024年12月31日）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
(1) 長期貸付金	198		
貸倒引当金(*2)	140		
	57	57	-
(2) 敷金及び保証金	1,403	1,298	105
資産計	1,460	1,355	105
(1) 長期借入金(*3)	2,781	2,761	19
負債計	2,781	2,761	19

(*1)現金及び預金、受取手形、売掛金及び契約資産、短期借入金、未払金、未払法人税等は、現金であること及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(*2)長期貸付金については個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(*3)長期借入金には、1年内返済予定の長期借入金が含まれております。

(注) 1. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額
前連結会計年度(2023年12月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	5,000	-	-	-
受取手形、売掛金及び契 約資産	3,508	-	-	-
敷金及び保証金	311	356	415	315
合計	8,820	356	415	315

長期貸付金182百万円は償還予定額が見込めないため、上記の表には含めておりません。

当連結会計年度(2024年12月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	8,373	-	-	-
受取手形、売掛金及び契 約資産	3,571	-	-	-
敷金及び保証金	201	431	456	313
合計	12,146	431	456	313

長期貸付金198百万円は償還予定額が見込めないため、上記の表には含めておりません。

(注) 2. 長期借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額
前連結会計年度(2023年12月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	600	-	-	-	-	-
長期借入金	642	613	329	243	128	98
合計	1,242	613	329	243	128	98

当連結会計年度(2024年12月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	1,200	-	-	-	-	-
長期借入金	945	658	573	420	157	25
合計	2,145	658	573	420	157	25

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

前連結会計年度（2023年12月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（2024年12月31日）

該当事項はありません。

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

前連結会計年度（2023年12月31日）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期貸付金	-	53	-	53
敷金及び保証金	-	1,328	-	1,328
資産計	-	1,382	-	1,382
長期借入金	-	2,042	-	2,042
負債計	-	2,042	-	2,042

当連結会計年度（2024年12月31日）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期貸付金	-	57	-	57
敷金及び保証金	-	1,298	-	1,298
資産計	-	1,355	-	1,355
長期借入金	-	2,761	-	2,761
負債計	-	2,761	-	2,761

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

長期貸付金

個別に回収可能性を検討し、回収見込額に基づいて算定しているため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっており、レベル2の時価に分類しております。

敷金及び保証金

将来キャッシュ・フローを国債の利率等で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

第1回新株予約権	
会社名	提出会社
決議年月日	2019年12月13日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 6名 当社従業員 12名 当社子会社取締役 5名 当社子会社従業員 203名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 288,900株
付与日	2019年12月14日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況1 株式等の状況(2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 2023年7月1日 至 2029年11月30日

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(2024年12月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

第1回新株予約権	
会社名	提出会社
決議年月日	2019年12月13日
権利確定前 (株)	
前連結会計年度末	152,010
付与	-
失効	7,000
権利確定	43,110
未確定残	101,900
権利確定後 (株)	
前連結会計年度末	41,200
権利確定	43,110
権利行使	24,160
失効	4,150
未行使残	56,000

単価情報

		第1回新株予約権
会社名		提出会社
決議年月日		2019年12月13日
権利行使価格	(円)	120
行使時平均株価	(円)	1,305
付与日における公正な評価単価	(円)	-

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプションを付与した日時点においては、当社は未公開企業であるため、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積りによっております。また、単位当たりの本源的価値を算定する基礎となる自社の株式の評価方法は、純資産価額方式及び類似業種比準方式により算定された価格に基づき決定しております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1) 当連結会計年度末における本源的価値の合計額 171百万円

(2) 当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額 28百万円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2023年12月31日)	当連結会計年度 (2024年12月31日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金	8百万円	- 百万円
未払事業税	21	29
貸倒引当金	39	43
賞与引当金	26	0
減価償却超過額	235	344
役員退職慰労引当金	25	25
預り金	26	26
控除対象外消費税等	58	73
資産除去債務	279	262
その他	14	7
繰延税金資産合計	735	811
繰延税金負債		
固定資産圧縮積立金	3	2
資産除去債務に対応する除去費用	84	84
繰延税金負債合計	87	86
繰延税金資産の純額	647	724

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2023年12月31日)	当連結会計年度 (2024年12月31日)
法定実効税率	30.6%	30.6%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.6	0.3
住民税均等割	1.9	1.8
のれん償却	0.7	0.1
連結子会社の適用税率差異	3.5	3.5
その他	0.4	0.0
税効果会計適用後の法人税等の負担率	37.0	36.5

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

イ 当該資産除去債務の概要

施設及び事務所の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

ロ 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を9年～35年と見積り、割引率は0.0%～2.1%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

ハ 当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)	当連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)
期首残高	655百万円	809百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	71	51
見積りの変更による増加額	87	-
時の経過による調整額	7	7
資産除去債務の履行による減少額	12	104
期末残高	809	764

(注) 前連結会計年度の期末残高には流動負債の資産除去債務の残高93百万円を含めて表示しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、連結財務諸表「注記事項(セグメント情報等)」に記載のとおりであります。

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は連結財務諸表「注記事項(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項) 4. 会計方針に関する事項 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益金額を理解するための情報

契約資産及び契約負債の残高等

(単位:百万円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	2,620	3,041
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	3,041	3,180
契約資産(期首残高)	300	466
契約資産(期末残高)	466	391
契約負債(期首残高)	595	588
契約負債(期末残高)	588	693

契約資産は、一定の期間にわたり履行義務が充足される取引において、進捗度に応じて認識した収益にかかる未請求の対価に対する権利に関するものであります。なお、受領する対価に対する権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振替えられます。

契約負債は、主に将来の履行義務にかかる対価の一部を顧客から受け取った前受金であります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

連結貸借対照表において、顧客との契約から生じた債権及び契約資産は、「受取手形、売掛金及び契約資産」に、契約負債は流動負債の「前受金」及び固定負債の「その他」にそれぞれ含まれております。

前連結会計年度において認識した収益のうち、期首の契約負債残高に含まれていたものは、535百万円であります。なお、過去の期間に充足(または部分的に充足)した履行義務から、前連結会計年度に認識した収益の額に重要性はありません。

当連結会計年度において認識した収益のうち、期首の契約負債残高に含まれていたものは、533百万円であります。なお、過去の期間に充足(または部分的に充足)した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益の額に重要性はありません。

残存履行義務に配分した取引価格

当社グループでは、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な取引がないため、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

(1) 報告セグメントの決定方法

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは持株会社制度を採用し、当社がグループ全体の経営戦略策定等の機能を担うとともに各事業会社の経営管理を行い、各事業会社は取り扱うサービスについて機動的に事業活動を展開しております。

したがって、当社グループは、これら事業会社を基礎としたサービス別のセグメントから構成されており、「ファミリーケア事業」、「エデュケア事業」、「プロフェッショナル事業」の3つを報告セグメントとし、報告セグメントに含まれない事業セグメントを「その他」としております。

(2) 報告セグメントに属するサービスの種類

「ファミリーケア事業」は、主にチャイルドケアサービス、シルバーケアサービス等の居宅訪問による保育及び高齢者向けケアサービスを行っております。「エデュケア事業」は、主に認可保育事業、認可外保育事業等の保育・学童施設の運営を行っております。「プロフェッショナル事業」は、当社グループの乳幼児教育ノウハウを活かした国内研修、海外研修、および調査・研究サービスを提供しております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

セグメント間の内部収益及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

なお、資産及び負債については、経営資源の配分の決定及び業績を評価するための検討対象としていないため、事業セグメントに配分しておりません。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報並びに収益の分解情報
前連結会計年度(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

(単位:百万円)

	報告セグメント				その他 (注1)	合計	調整額 (注2)	連結財務諸 表計上額 (注3)
	ファミリー ケア事業	エデュケア 事業	プロフェッ ショナル事 業	計				
売上高								
顧客との契約から生 じる収益	5,444	22,333	645	28,423	469	28,893	-	28,893
外部顧客への売上高	5,444	22,333	645	28,423	469	28,893	-	28,893
セグメント間の内部 売上高又は振替高	115	-	9	124	14	138	138	-
計	5,559	22,333	654	28,547	484	29,032	138	28,893
セグメント利益又は損 失()	1,214	1,363	189	2,766	20	2,746	1,584	1,162
その他の項目								
減価償却費	41	154	5	200	2	202	56	259
のれん償却額	-	-	-	-	-	-	23	23

(注1) 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、高齢者向けデイサービス施設等の運営事業、人材派遣・紹介事業等が含まれております。

(注2) 調整額は以下のとおりであります。

1. セグメント利益又は損失()の調整額 1,584百万円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。全社費用は、主に経営管理に係る一般管理費用及び事業セグメントに帰属しない販売費及び一般管理費であります。
2. 減価償却費の調整額56百万円は、主に全社資産等に係る減価償却費であります。
3. のれん償却額の調整額23百万円は、各報告セグメントに配分していないのれん償却額であります。

(注3) セグメント利益又は損失()は、連結財務諸表の営業利益と調整を行っております。

(注4) セグメント資産は、事業セグメントに資産を配分していないため、記載しておりません。

当連結会計年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

(単位:百万円)

	報告セグメント				その他 (注1)	合計	調整額 (注2)	連結財務諸 表計上額 (注3)
	ファミリー ケア事業	エデュケア 事業	プロフェッ ショナル事 業	計				
売上高								
顧客との契約から生 じる収益	6,673	24,004	558	31,235	454	31,690	-	31,690
外部顧客への売上高	6,673	24,004	558	31,235	454	31,690	-	31,690
セグメント間の内部 売上高又は振替高	102	-	23	126	19	146	146	-
計	6,776	24,004	582	31,362	474	31,836	146	31,690
セグメント利益又は損 失()	1,389	1,567	83	3,040	2	3,042	1,468	1,574
その他の項目								
減価償却費	50	157	5	213	1	215	50	266
のれん償却額	-	-	-	-	-	-	5	5

(注1) 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、高齢者向けデイサービス施設等の運営事業、人材派遣・紹介事業等が含まれております。

(注2) 調整額は以下のとおりであります。

1. セグメント利益又は損失()の調整額 1,468百万円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。全社費用は、主に経営管理に係る一般管理費用及び事業セグメントに帰属しない販売費及び一般管理費であります。
2. 減価償却費の調整額50百万円は、主に全社資産等に係る減価償却費であります。
3. のれん償却額の調整額5百万円は、各報告セグメントに配分していないのれん償却額であります。

(注3) セグメント利益又は損失()は、連結財務諸表の営業利益と調整を行っております。

(注4) セグメント資産は、事業セグメントに資産を配分していないため、記載しておりません。

【関連情報】

前連結会計年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）及び当連結会計年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%を占める相手先がないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

（単位：百万円）

	ファミリーケア 事業	エデュケア事業	プロフェッショナル 事業	その他	全社・消去	合計
減損損失	-	218	-	-	6	225

当連結会計年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

（単位：百万円）

	ファミリーケア 事業	エデュケア事業	プロフェッショナル 事業	その他	全社・消去	合計
減損損失	-	371	-	-	-	371

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

（単位：百万円）

	ファミリーケア 事業	エデュケア事業	プロフェッショナル 事業	その他	全社・消去	合計
当期償却額	-	-	-	-	23	23
当期末残高	-	-	-	-	5	5

（注）全社・消去の金額は、報告セグメントに帰属しない全社に係る金額であります。

当連結会計年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

（単位：百万円）

	ファミリーケア 事業	エデュケア事業	プロフェッショナル 事業	その他	全社・消去	合計
当期償却額	-	-	-	-	5	5
当期末残高	-	-	-	-	-	-

（注）全社・消去の金額は、報告セグメントに帰属しない全社に係る金額であります。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

前連結会計年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（％）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
子会社	Poppins U.S.A., Incorporated	米国ハワイ州ホノルル	16 (千ドル)	保育サービスの提供	(所有) 直接100.0	資金の貸付 役員の兼任	資金の貸付	-	長期貸付金 (注) 1	182
							貸倒引当金繰入額	19	貸倒引当金	129

当連結会計年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（％）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
子会社	Poppins U.S.A., Incorporated	米国ハワイ州ホノルル	16 (千ドル)	保育サービスの提供	(所有) 直接100.0	資金の貸付 役員の兼任	資金の貸付	-	長期貸付金 (注) 1	198
							貸倒引当金繰入額	11	貸倒引当金	140

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. (1)Poppins U.S.A., Incorporatedへの貸付金については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

(2)取引金額については、為替差損益は含めておらず、期末残高には含めております。

連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る）等

前連結会計年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（％）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
役員及びその近親者	中村 紀子	-	-	前当社代表取締役会長	(所有) 直接 2.3	シルバーケアサービス・ナニーサービスの提供	シルバーケアサービス・ナニーサービスの提供（注）1	33	売掛金	18
役員及びその近親者	轟 麻衣子	-	-	当社代表取締役社長	(所有) 直接 13.6 間接 40.7	ナニーサービスの提供	ナニーサービスの提供（注）1	7	売掛金	3

当連結会計年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（％）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
役員及びその近親者	轟 麻衣子	-	-	当社代表取締役社長	(所有) 直接 13.5 間接 40.6	ナニーサービスの提供	ナニーサービスの提供（注）1	6	売掛金	1

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. サービスの利用については、社内規程に基づき決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)	当連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)
1株当たり純資産額	834.66円	872.65円
1株当たり当期純利益	69.85円	79.79円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	68.59円	78.63円

(注) 1株当たり当期純利益及び算定上の基礎、潜在株式調整後1株当たり当期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)	当連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)
1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	677	776
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	677	776
普通株式の期中平均株式数(株)	9,705,970	9,731,891
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額(百万円)	-	-
普通株式増加数(株)	178,125	143,402
(うち新株予約権)(株)	(178,125)	(143,402)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	-	-

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	600	1,200	0.8	-
1年以内に返済予定の長期借入金	642	945	0.6	-
1年以内に返済予定のリース債務	4	2	1.0	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	1,413	1,835	0.6	2026年～2035年
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	2	-	-	-
その他有利子負債	-	-	-	-
合計	2,664	3,984	-	-

(注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	658	573	420	157

【資産除去債務明細表】

本明細表に記載すべき事項が連結財務諸表規則第15条の23に規定する注記事項として記載されているため、資産除去債務明細表の記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	中間連結会計期間	第3四半期	当連結会計年度
売上高(百万円)	7,860	15,723	23,515	31,690
税金等調整前中間(当期) (四半期)純利益(百万円)	436	743	877	1,222
親会社株主に帰属する中間 (当期)(四半期)純利益 (百万円)	268	466	550	776
1株当たり中間(当期)(四 半期)純利益(円)	27.61	48.00	56.58	79.79

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益 (円)	27.61	20.39	8.59	23.21

(注) 1. 第1四半期については、旧金融商品取引法第24条の4の7第1項の規定による四半期報告書を提出しております。

2. 第3四半期については、金融商品取引所の定める規則により四半期に係る財務情報を作成しておりますが、当該四半期に係る財務情報に対する期中レビューは受けておりません。

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2023年12月31日)	当事業年度 (2024年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	377	248
前払費用	39	42
関係会社短期貸付金	2,860	5,000
その他	1,154	1,23
流動資産合計	3,432	5,314
固定資産		
有形固定資産		
建物	96	93
工具、器具及び備品	20	16
その他	7	3
有形固定資産合計	123	113
無形固定資産		
ソフトウェア	215	136
その他	0	0
無形固定資産合計	216	137
投資その他の資産		
関係会社株式	2,098	2,098
関係会社長期貸付金	3,118	3,133
その他	116	124
貸倒引当金	129	140
投資その他の資産合計	5,204	5,216
固定資産合計	5,544	5,467
資産合計	8,977	10,782

(単位：百万円)

	前事業年度 (2023年12月31日)	当事業年度 (2024年12月31日)
負債の部		
流動負債		
短期借入金	2,600	2,120
関係会社短期借入金	-	200
1年内返済予定の長期借入金	641	943
未払金	179	194
未払法人税等	20	70
預り金	21	21
その他	36	31
流動負債合計	1,398	2,562
固定負債		
長期借入金	1,397	1,821
資産除去債務	17	17
その他	2	-
固定負債合計	1,417	1,838
負債合計	2,816	4,401
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,095	2,095
資本剰余金		
資本準備金	2,016	2,016
その他資本剰余金	1,034	1,033
資本剰余金合計	3,050	3,049
利益剰余金		
利益準備金	11	11
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	1,082	1,299
利益剰余金合計	1,093	1,311
自己株式	80	76
株主資本合計	6,160	6,380
純資産合計	6,160	6,380
負債純資産合計	8,977	10,782

【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)	当事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)
営業収益	1,210	1,210
営業費用	1,215	1,215
営業利益	561	620
営業外収益		
受取利息	131	143
為替差益	12	20
保険解約返戻金	19	-
その他	2	3
営業外収益合計	65	67
営業外費用		
支払利息	10	118
貸倒引当金繰入額	19	11
その他	1	-
営業外費用合計	31	30
経常利益	594	658
特別損失		
減損損失	6	-
その他	0	-
特別損失合計	6	-
税引前当期純利益	587	658
法人税、住民税及び事業税	37	57
法人税等調整額	5	6
法人税等合計	32	51
当期純利益	555	606

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

（単位：百万円）

	株主資本									純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	2,095	2,016	1,036	3,052	11	914	926	84	5,989	5,989
当期変動額										
剰余金の配当						387	387		387	387
当期純利益						555	555		555	555
自己株式の取得								0	0	0
自己株式の処分			1	1				4	3	3
当期変動額合計	-	-	1	1	-	167	167	4	170	170
当期末残高	2,095	2,016	1,034	3,050	11	1,082	1,093	80	6,160	6,160

当事業年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

（単位：百万円）

	株主資本									純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	2,095	2,016	1,034	3,050	11	1,082	1,093	80	6,160	6,160
当期変動額										
剰余金の配当						388	388		388	388
当期純利益						606	606		606	606
自己株式の取得								0	0	0
自己株式の処分			1	1				4	2	2
当期変動額合計	-	-	1	1	-	217	217	4	220	220
当期末残高	2,095	2,016	1,033	3,049	11	1,299	1,311	76	6,380	6,380

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式・・・移動平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く。)

定率法を採用しております。

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	5～18年
工具、器具及び備品	3～15年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

4. 引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

5. 収益及び費用の計上基準

当社の収益は、連結子会社からの経営管理手数料、業務委託料及び受取配当金であります。経営管理手数料及び業務委託料は、契約期間にわたり子会社への契約内容に応じた受託業務を提供することが履行義務であり、契約期間にわたり収益を認識しております。受取配当金は、配当金の効力発生日をもって収益を認識しております。

(重要な会計上の見積り)

(関係会社株式の評価)

1. 当事業年度の財務諸表に計上した金額

	前事業年度	当事業年度
関係会社株式	2,098百万円	2,098百万円

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

算出方法

関係会社株式の評価にあたって算定した実質価額が帳簿価額に比して著しく低下した場合には、その回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除いて、減損処理を行っております。

主要な仮定

関係会社株式の実質価額の算定については、各関係会社における業績予想数値に基づき見積っております。当該見積りには、経営環境等の外部要因に関する情報や、当社及び関係会社が用いている内部の情報(予算及び過年度実績等)を用いております。

翌事業年度の財務諸表に与える影響

将来の不確実な経済条件の変動や投資計画の進捗状況等により見直しが必要となった場合、翌事業年度の財務諸表において関係会社株式評価損(特別損失)が発生する可能性があります。

(貸借対照表関係)

1 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務(区分表示されたものを除く。)

	前事業年度 (2023年12月31日)	当事業年度 (2024年12月31日)
短期金銭債権	45百万円	7百万円
短期金銭債務	0	0

2 当座貸越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行5行と当座貸越契約を締結しております。

事業年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

	前事業年度 (2023年12月31日)	当事業年度 (2024年12月31日)
当座貸越極度額	2,400百万円	2,400百万円
借入実行残高	600	1,200
差引額	1,800	1,200

(損益計算書関係)

1 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)	当事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)
営業取引による取引高		
営業収益	2,109百万円	2,101百万円
営業費用	15	7
営業取引以外の取引による取引高	31	43

2 営業費用のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。なお、金額は全て一般管理費に属するものであります。

	前事業年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)	当事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)
役員報酬	325百万円	195百万円
給料及び手当	308	349
外注費	120	162
保守料	161	167
減価償却費	106	106

3 減損損失

前事業年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

減損損失を認識した資産

場所	用途	種類	減損損失 (百万円)
東京都渋谷区	基幹システム	無形固定資産（その他）	6

減損損失を認識するに至った経緯

当事業年度において、開発中止となったソフトウェアを個別に遊休資産とみなし、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

資産のグルーピングの方法

当社グループでは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、事務所を基本単位としてグルーピングしております。

回収可能価額の算定方法

回収可能価額は、使用価値により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローがマイナスであるため、回収可能価額は零として算定しております。

当事業年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

該当事項はありません。

（有価証券関係）

前事業年度（2023年12月31日）

関係会社株式（貸借対照表計上額は関係会社株式2,098百万円）は、市場価格のない株式等のため、関係会社株式の時価を記載しておりません。

当事業年度（2024年12月31日）

関係会社株式（貸借対照表計上額は関係会社株式2,098百万円）は、市場価格のない株式等のため、関係会社株式の時価を記載しておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2023年12月31日)	当事業年度 (2024年12月31日)
繰延税金資産		
未払事業税	3百万円	5百万円
貸倒引当金	39	43
関係会社株式評価損	19	19
その他	8	8
繰延税金資産合計	71	77
繰延税金負債		
資産除去債務に対応する除去費用	4	3
関係会社長期貸付金	22	22
繰延税金負債合計	26	26
繰延税金資産の純額	44	50

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2023年12月31日)	当事業年度 (2024年12月31日)
法定実効税率	30.6%	30.6%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.8	0.3
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	26.2	23.5
住民税均等割	0.4	0.4
その他	0.2	0.2
税効果会計適用後の法人税等の負担率	5.5	7.9

(収益認識関係)

(顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「注記事項(重要な会計方針) 5. 収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：百万円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却累計額
有形 固定資産	建物	96	5	-	8	93	37
	工具、器具及び備品	20	2	-	5	16	45
	その他	7	-	-	4	3	18
	計	123	8	-	18	113	101
無形 固定資産	ソフトウェア	215	9	-	87	136	-
	その他	0	0	0	-	0	-
	計	216	9	0	87	137	-

(注) 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

建物	本社オフィス工事	3百万円
ソフトウェア	基幹システム開発費用	9百万円

【引当金明細表】

(単位：百万円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	129	11	-	140

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年1月1日から12月31日まで
定時株主総会	毎年3月
基準日	毎年12月31日
剰余金の配当の基準日	毎年6月30日 毎年12月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	-
買取手数料	無料
公告掲載方法	当社の公告方法は電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL https://www.poppins.co.jp/hldgs/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書
事業年度第8期(自2023年1月1日至2023年12月31日) 2024年3月29日関東財務局長に提出

内部統制報告書及びその添付書類
2024年3月29日関東財務局長に提出

四半期報告書及び確認書
第9期第1四半期(自2024年1月1日至2024年3月31日) 2024年5月13日関東財務局長に提出

半期報告書及び確認書
第9期中(自2024年1月1日至2024年6月30日) 2024年8月9日関東財務局長に提出

半期報告書の訂正報告書及び確認書
2024年11月13日関東財務局長に提出
第9期中(自2024年1月1日至2024年6月30日)の半期報告書に係る訂正報告書及び確認書であります。

臨時報告書
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会における議決権行使の結果)の規定に基づ
く臨時報告書
2024年4月1日関東財務局長に提出

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2025年3月28日

株式会社ポピズ
取締役会 御中

海南監査法人
東京事務所

指定社員 公認会計士 溝口 俊一
業務執行社員

指定社員 公認会計士 平賀 康磨
業務執行社員

< 連結財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ポピズの2024年1月1日から2024年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ポピズ及び連結子会社の2024年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

エデュケア事業の保育・学童施設に係る有形固定資産の減損	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>当連結会計年度の連結貸借対照表の有形固定資産1,682百万円には、エデュケア事業の保育・学童施設に係るものが含まれており、重要な構成割合を占めている。</p> <p>エデュケア事業においては保育・学童に係る施設サービスを展開しているが、会社は、注記事項「(重要な会計上の見積り)(固定資産の減損)」に記載されているとおり、施設ごとに資産のグルーピングを行っており、施設の損益の悪化等により減損の兆候の有無を把握し、兆候が識別された施設に関して、減損損失の認識の判定を行っている。</p> <p>減損の兆候がある場合、当該資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの見込みの総額が帳簿価額を下回る場合には、使用価値又は正味売却価額のいずれが高い方の金額まで帳簿価額を減額し、当該減少額を減損損失として計上している。</p> <p>減損判断の基礎となる減損の兆候の把握、減損損失の認識及び測定にあたっては、その性質上、経営者による仮定と判断を伴うものであることから、当該事項を監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、エデュケア事業の保育・学童施設に係る有形固定資産の減損が適切に認識されているかを検討するために、以下の手続きを実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 経営者による固定資産の減損に関連する重要な虚偽表示リスクに対応するための内部統制を理解し、その整備及び運用状況を評価した。 ・ 会社が作成した減損検討資料を入手し、施設別損益及び有形固定資産の帳簿価額を会計帳簿と突合すると共に、複数の施設に係る共通費については配賦計算の妥当性を検証するため、再計算を実施した。 ・ 減損の兆候の把握及び減損損失の認識にあたり、将来のキャッシュ・フローの見込みの総額を加味した経営者の判断の妥当性について検討した。 ・ 将来のキャッシュ・フローの見込みの総額を加味した経営者の判断について、経営者によって承認された予算実績比較資料及び直近月次推移データとの整合性を検討した。 ・ 減損損失の認識及び測定にあたり、施設ごとの減損対象資産が網羅的に含まれていることについて、固定資産台帳との整合性を検討した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ポピズの2024年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社ポピズが2024年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査等委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

<報酬関連情報>

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等(3)【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. X B R Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2025年3月28日

株式会社ポピズ
取締役会 御中

海南監査法人
東京事務所

指定社員
業務執行社員 公認会計士 溝口 俊一

指定社員
業務執行社員 公認会計士 平賀 康磨

< 財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ポピズの2024年1月1日から2024年12月31日までの第9期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ポピズの2024年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

関係会社株式の評価	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>当事業年度の貸借対照表に計上されている関係会社株式は2,098百万円（総資産に占める割合は19.5%）であり、その全てが市場価格のない関係会社株式である。</p> <p>市場価格のない関係会社株式について、注記事項「（重要な会計上の見積り）（関係会社株式の評価）」に記載されているとおり、実質価額が帳簿価額に比して著しく低下した場合には、その回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除いて、減損処理を行っている。</p> <p>当監査法人は、以下の理由により、市場価格のない関係会社株式にかかる評価の妥当性の検討を監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 市場価格のない関係会社株式は、財務諸表における金額的重要性が高く、実質価額の著しい低下により減額処理が行われると、財務諸表全体に与える金額的影響が大きくなる可能性があること。 実質価額が著しく低下した場合に行う回復可能性の検討は、経営者の判断を伴うこと。 	<p>当監査法人は、関係会社株式の評価の合理性を検証するため、主に以下の監査手続きを実施した。</p> <p>(1)内部統制の評価</p> <p>関係会社株式の評価に関連する内部統制の整備状況及び運用状況を評価した。評価した内部統制には関係会社株式の評価に用いられた事業計画の社内の査閲や承認手続を含んでいる。</p> <p>(2)関係会社株式の評価</p> <ul style="list-style-type: none"> 監査上重要と判断した会社の取締役会議事録の閲覧及び財務諸表分析を通じて関係会社株式の経営環境を理解し、財政状態の悪化の兆候を示唆する関係会社株式の有無を確認した。 実質価額を各関係会社の財務数値より再計算し、帳簿価額との比較に際して用いた実質価額の正確性及び帳簿価額に対する実質価額の著しい低下が生じた関係会社株式の有無について把握した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうかを注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 報酬関連情報 >

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1 . 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2 . X B R L データは監査の対象には含まれていません。